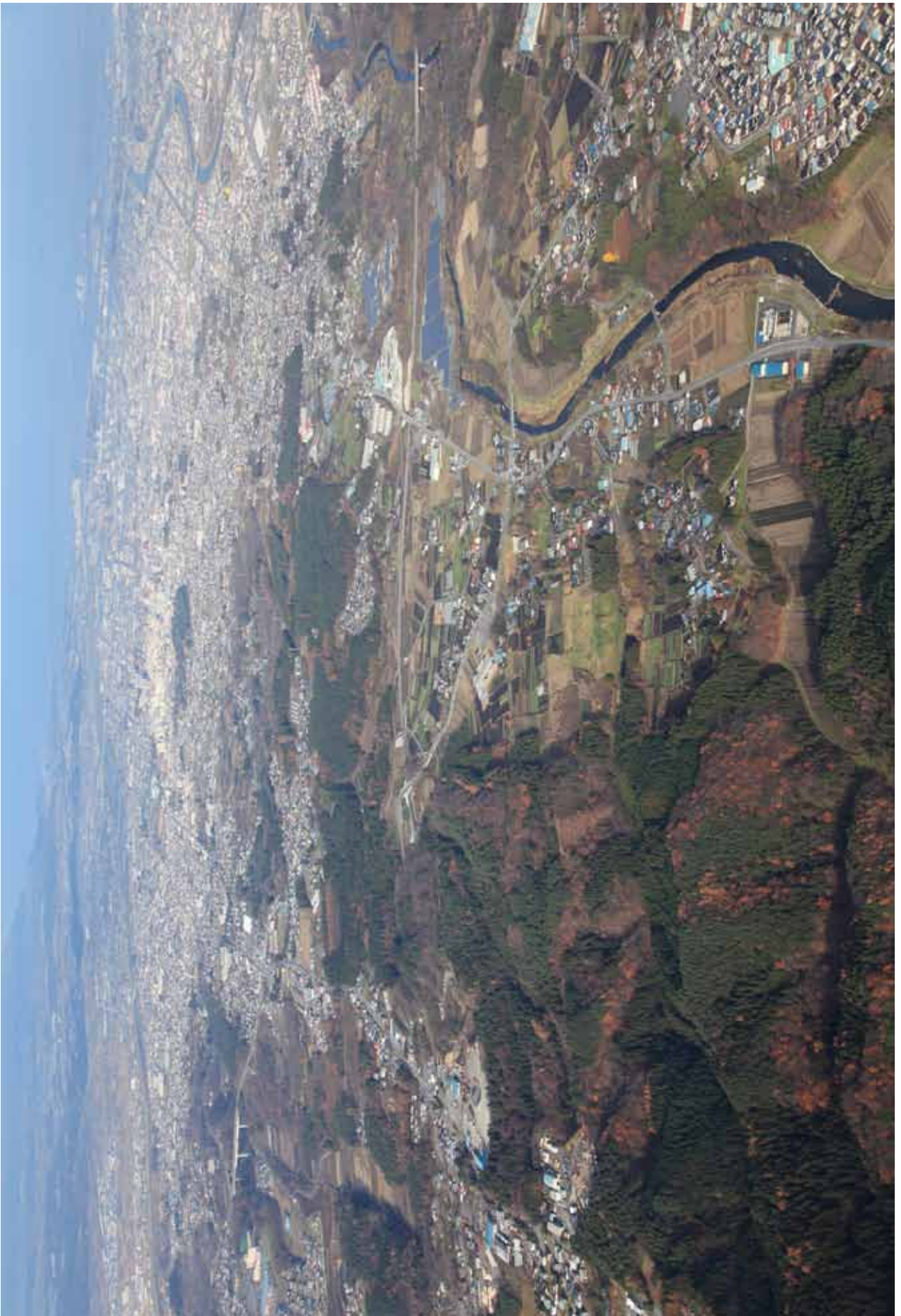


史跡是川石器時代遺跡 保存活用計畫書



青森県八戸市



史跡是川石器時代遺跡遠景（南から）



史跡是川石器時代遺跡



中居遺跡 昭和初期の調査状況



奥羽北部ノ地由來石器時代遺蹟
 ニ當ミ其土器ニ現レタル工藝ノ
 進歩實ニ世界ニ冠タルモノアリ
 就中此是川遺蹟ハ中居一玉寺掘
 田相接近シテ各系統ヲ異ニスル
 遺物ヲ藏シ特ニ中居泉山氏邸内
 ヨリハ優秀ナル多數ノ植物性遺
 物ヲ發掘シテ從來知ラザリシ
 當時ノ文化ノ一面ヲ學界ニ紹介
 シ又掘田ノ遺蹟ヨリハ古錢ヲ發
 見シテ是ガ絶對年代ヲ推定スル
 ノ好資料ヲ提供セリハ戸郷土研
 究會其ノ址ノ湮滅ヲ虞レ本山翁
 ノ揮毫ト捐資トヲ請ヒ碑ヲ樹テ
 之ヲ後世ニ傳ヘントス
 昭和七年秋 喜田貞吉撰
 八舞濱 小井川潤次書

是川遺跡記念碑と碑文



中居遺跡 捨て場検出状況



中居遺跡 捨て場堅果類検出状況



中居遺跡 水場遺構検出状況



中居遺跡 漆塗り土器出土状況



中居遺跡 漆塗り櫛出土状況



中居遺跡 漆塗り蓋付樹皮製容器出土状況



中居遺跡 ヤス軸柄等出土状況



中居遺跡 石斧柄出土状況



中居遺跡 土坑墓と人骨検出状況



中居遺跡 配石遺構検出状況



堀田遺跡近景



堀田遺跡 土坑検出状況



一王寺 (1) 遺跡全景 (中央から東方向を望む)



一王寺 (1) 遺跡 埋設土器検出状況



一王寺 (1) 遺跡 南斜面捨て場検出状況



一王寺 (1) 遺跡 平坦面捨て場検出状況



一王寺 (I) 遺跡 南斜面捨て場検出状況



一王寺 (I) 遺跡 南斜面竪穴建物検出状況



一王寺 (I) 遺跡 配石遺構検出状況



一王寺 (I) 遺跡 配石遺構検出状況 (山頂)



中居遺跡 大洞式土器



中居遺跡 編布と漆塗り装身具



中居遺跡 漆塗り土器



中居遺跡 籃胎漆器



一王寺 (1) 遺跡 円筒式土器



一王寺 (1) 遺跡 板状土偶



一王寺 (1) 遺跡
骨角製装身具



一王寺 (1) 遺跡
骨角製釣針・鉾先



中居遺跡 遮光器土偶



中居遺跡 遮光器土偶



堀田遺跡 大木系土器

史跡是川石器時代遺跡
保存活用計画書

青森県八戸市

例 言

1. 本書は、青森県八戸市が平成27年度国庫補助事業により作成した、「史跡是川石器時代遺跡保存活用管理計画策定事業」の報告書である。
2. 本書には、史跡是川石器時代遺跡の保存活用に関する事項を定めた。
3. 本保存活用計画は、八戸市教育委員会が原案を作成し、史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会での協議を経て、文化庁及び青森県教育委員会の指導と助言のもと、策定した。
4. 参考文献は編著者名及び発行年を文末に（）で示し、巻末に一括して掲載した。
5. 史跡保存管理計画策定委員会の構成は、以下のとおりである。

(委員)

委員長	岡村 道雄
副委員長	高田 和徳
委員	福田 友之
委員	辻 誠一郎
委員	野澤 秀明
委員	泉山 重寿
委員	古戸 良一

(指導機関)

文化庁文化財部記念物課 史跡部門
青森県教育庁文化財保護課

(事務局)

八戸市教育委員会

平成 26 年度

教育長	伊藤 博章
教育部長	佐藤 浩志
教育部次長兼教育総務課長	澤田 多嘉男
是川縄文館長	古舘 光治
副館長	前田 美智子
副参事兼縄文の里整備推進グループリーダー	宇部 則保
副参事兼埋蔵文化財グループリーダー	村木 淳
主査兼学芸員	小久保 拓也
同	船場 昌子

平成 27 年度

教育長	伊藤 博章
教育部長	佐藤 浩志
教育部次長兼教育総務課長	野田 祐子
是川縄文館長	古舘 光治
副館長	清川 定吉
参事	宇部 則保
参事	村木 淳
主査兼学芸員	小久保 拓也
同	船場 昌子

目 次

1. 計画策定の沿革・目的		6. 保存管理	
(1) 計画策定の沿革	1	(1) 方向性	62
(2) 計画の目的	2	(2) 方法	62
(3) 委員会の設置・経緯	2	ア. 保存管理の手法	62
(4) 他の計画との関係	4	イ. 現状変更及び保存に影響を及ぼす 行為の取扱方針及び取扱基準	65
(5) 計画の実施	6	ウ. 周辺環境の保存・管理	70
2. 史跡是川石器時代遺跡の概要		エ. 追加指定	74
(1) 指定に至る経緯	7	オ. 公有化	74
(2) 指定の状況	9	7. 活用	
ア. 指定告示	9	(1) 方向性	75
イ. 指定説明文とその範囲	11	(2) 方法	75
ウ. 管理団体の指定	15	8. 整備	
エ. 指定に至る調査成果	15	(1) 方向性	77
オ. 指定地の状況	43	(2) 方法	77
3. 史跡是川石器時代遺跡の本質的価値		9. 運営・体制の整備	
(1) 史跡の本質的価値	50	(1) 方向性	83
(2) 新たな価値評価の視点	50	(2) 方法	83
(3) 構成要素の特定	50	10. 施策の実施計画の策定・実施	84
4. 現状・課題		11. 経過観察	
(1) 保存管理	54	(1) 方向性	86
(2) 活用	56	(2) 方法	86
(3) 整備	58	12. 関係法令(抄)	87
(4) 運営・体制の整備	60		
5. 大綱・基本方針		付編 世界文化遺産に係る取扱いについて	
(1) 大綱	61		
(2) 基本方針	61		

1. 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

史跡是川石器時代遺跡は、大正9年(1920)に故泉山岩次郎・斐次郎兄弟によって発掘が行われ、高度な工芸技術を示す数々の遺物が出土したことにより、日本国中の考古学者達を驚かせた著名な遺跡である。昭和4年(1929)には大山史前学研究所により、初めての学術発掘がおこなわれ、その成果が専門誌に報告されるに至り、存在が広く世に知られるようになった。

その後、昭和32年(1957)に、前期から中期の一王寺(1)遺跡、晩期中居遺跡、中期の堀田遺跡を合わせ「是川石器時代遺跡」として史跡に指定された。八戸市が平成11年(1999)から実施した発掘調査により、平成16年(2004)に中居遺跡、平成25年(2013)に一王寺(1)遺跡のそれぞれ核となる部分が史跡の追加指定を受けている。

また、出土遺物のうち633点が昭和37年(1962)に重要文化財に指定され、平成23年(2011)に330点が追加指定されている。とくに、中居遺跡の出土遺物は縄文文化の到達点をしめすものとして、専門誌に数多く掲載され、さらに学校の教科書資料にも登場するなど、縄文文化の研究には欠くことのできない遺跡として今日にいたっている。

この間、八戸市は、史跡是川石器時代遺跡及び出土遺物の保存・活用を図るため、昭和38年(1963)に出土品収蔵・展示施設である是川考古館、昭和50年(1975)に歴史民俗資料館、平成6年(1994)に史跡ガイダンス・体験学習施設である縄文学習館をそれぞれ建設するとともに、史跡指定地の公有化をすすめてきた。さらに平成9年(1997)には、是川遺跡の保存とその周辺整備に係る基本構想として、「是川縄文の里整備基本構想」を策定し、平成11年(1999)から指定地周辺の本格的な発掘調査・研究・公開活用を進めた。発掘調査の結果、中居遺跡では低湿地に沢跡があり、そこにつくられた縄文時代晩期の水場遺構や捨て場等が検出され、多くの植物質遺物が出土した。一王寺(1)遺跡では、縄文時代前期～中期の住居跡や捨て場・土坑・埋設土器等が検出され、円筒土器文化期の集落を構成する要素の概要が明らかになった。

中居遺跡の調査成果をふまえ、平成16年(2004)に同構想の見直しが行われ、是川遺跡の保存と整備についてのスケジュールが確認された。また、同年に「是川縄文の里整備検討委員会」を組織し、是川遺跡と周辺整備の中心施設として、(仮称)是川縄文博物館の建設が提言された。同検討委員会報告に基づき、平成17年(2005)から建設用地を取得、平成18年(2006)に施設の用途に合わせ(仮称)是川縄文館に名称を変更し、平成20年(2008)から工事に着手した。平成23年(2011)に八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館(以下、是川縄文館)を開館した。是川縄文館は、「是川縄文の里」整備の中核施設としての役割を担うとともに、遺跡の発掘調査・保存・公開・活用のほか、研究を行い、地域文化の魅力を再発見し、誇りや愛着が感じられる郷土づくりに資することを目的として建設されたものである。

平成25年(2013)の一王寺(1)遺跡の史跡追加指定を受け、史跡の更なる保存・活用を図るため、平成26年(2014)から保存管理活用計画の策定と指定地の公有化に着手した。平成27年度には史跡等保存活用計画策定事業費国庫補助金の採択を受けて事業を実施した。

(2) 計画の目的

八戸市では、史跡指定地の公有化や整備・公開、出土遺物の保管等をすすめ、史跡の保存と活用を推進してきた。しかし、近年の社会情勢の変化により本史跡を取り巻く環境も大きく変化していることから、史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、史跡を適切に保存・管理し、後世に継承していくとともに、広く活用していくため、史跡是川石器時代遺跡保存活用計画を策定する。

本計画は、保存管理の基本方針や保存管理・活用の手法、現状変更の取扱い方針、整備の方向性、運営体制を定めることを目的とする。

(3) 委員会の設置・経緯

保存活用計画策定にあたっては、考古学・史跡整備・植生等に係る学識経験者と地元是川地区の代表者からなる「史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会」（以下、策定委員会という）を設置し、指導・助言を受けた。

ア. 条例及び規則

○八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（抜粋）
平成 23 年 3 月 18 日条例第 10 号
改正 平成 25 年 3 月 22 日条例第 7 号、平成 26 年 3 月 25 日条例第 10 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、埋蔵文化財の調査、研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、埋蔵文化財センターを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第 3 条 縄文館は、次の事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。
- (2) 埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。
- (3) 埋蔵文化財に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) 是川遺跡の整備に関すること。
- (5) その他縄文館の設置目的を達成するために必要な事業

追加〔平成 25 年条例 7 号〕

（史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会）

第 10 条 史跡是川石器時代遺跡の適切な保存管理の推進を図るため、八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、史跡是川石器時代遺跡保存管理計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日条例第 7 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則

平成 26 年 3 月 27 日教育委員会規則第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成 23 年八戸市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 10 条第 3 項の規定に基づき、八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、文化財等に関し専門的知識を有する者及び是川地区の代表者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、条例第 10 条第 2 項に規定する職

務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、教育長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第5条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

イ. 策定委員会の構成

(委員)

委員長	岡村 道雄
副委員長	高田 和徳
委員	福田 友之
委員	辻 誠一郎
委員	野澤 秀明
委員	泉山 重寿
委員	古戸 良一

(事務局)

八戸市教育委員会

平成26年度

教育長	伊藤 博章
教育部長	佐藤 浩志
教育部次長兼教育総務課長	澤田 多嘉男
是川縄文館長	古館 光治
副館長	前田 美智子
副参事兼縄文の里整備推進グループリーダー	宇部 則保
副参事兼埋蔵文化財グループリーダー	村木 淳
主査兼学芸員	小久保 拓也
同	船場 昌子

(指導機関)

文化庁文化財部記念物課 史跡部門
青森県教育庁文化財保護課

平成27年度

教育長	伊藤 博章
教育部長	佐藤 浩志
教育部次長兼教育総務課長	野田 祐子
是川縄文館長	古館 光治
副館長	清川 定吉
参事(縄文の里整備推進グループリーダー事務取扱)	宇部 則保
参事(埋蔵文化財グループリーダー事務取扱)	村木 淳
主査兼学芸員	小久保 拓也
同	船場 昌子

ウ. 審議の経過

平成 26 年 (2014)11 月 26 日 第 1 回会議 委員の任命、委員長・副委員長の選出、
計画編目案と策定方針の確認

平成 27 年 (2015)12 月 18 日 第 2 回会議 保存活用管理計画原案の審議

平成 28 年 (2016)1 月 20 日 意見聴取 保存活用管理計画原案について、委員より意見聴取

平成 28 年 (2016)3 月 31 日 計画策定

(4) 他の計画との関係 (図1)

八戸市では、第 6 次八戸市総合計画（平成 28～32 年度）において「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」という将来都市像を掲げ、総合的に取り組むべき 6 つの分野別施策のひとつとして「(1) 子育て・教育・市民活動」の施策に「社会教育の充実」、「(5) 文化・スポーツ・観光」の施策に「文化財等の保存と活用」をあげている。また、重点的に推進すべき 5 つのまちづくり戦略のひとつである、「魅力づくり戦略」の中に「八戸ツーリズムプロジェクト」として観光ブランド強化の一環に是川縄文の里整備事業を位置づけている。

○第 6 次八戸市総合計画基本構想（平成 27 年 9 月 17 日策定）

総合的に取り組むべき 6 つの政策

分野別施策 (1) 子育て・教育・市民活動 1-3 社会教育の充実 (1) 社会教育の充実

①多様な学習機会の提供

地区公民館や博物館、美術館、是川縄文館などにおいて、各種講座や企画展などを開催し、市民ニーズに対応した多様な学習機会の充実に図ります。

(5) 文化・スポーツ・観光 5-1 文化芸術の振興 (1) 文化財等の保存と活用

①史跡、名勝等の整備

根城跡や是川遺跡などの歴史的価値のある史跡等を適切に保存・管理・整備するとともに、種差海岸や蕪島での外来植物の駆除などにより、風致景観保護と生態系維持を図ります。

重点的に推進すべき 5 つのまちづくり戦略

戦略プロジェクト (4) 魅力づくり戦略 2. 八戸ツーリズムプロジェクト

【施策 1】観光ブランドの強化

当市の観光ブランド力を高めるため、観光地の施設整備などにより観光資源の充実に図るとともに、産業観光などの新たな観光コンテンツや観光ルートの開発を促進します。また、各種コンベンションや研修旅行などの誘致を推進するとともに、広域連携などを通じ効果的な観光 PR の強化を図ります。

また、東日本大震災からの復興を目指す八戸市復興計画、八戸市まち・ひと・しごと創成総合戦略、八戸市都市計画マスタープラン、第 2 次八戸市環境基本計画、八戸市教育基本計画等の関連計画に是川縄文の里の整備を位置づけている。本保存活用計画の策定及び実施にあっても、上記総合計画及び関連計画・法令、関係機関と連携し、推進していく。

【関連計画（抜粋）】

○八戸市復興計画（平成 23 年 9 月 26 日策定：計画年度平成 23 ～ 32 年度）

「より強い、より元気な、より美しい八戸」

4. 防災力の強化 (3) 災害に強い地域づくり

③復興機運を醸成する文化・スポーツの推進—是川縄文の里の整備

○八戸市まち・ひと・しごと創成総合戦略（平成 27 年 10 月 27 日策定：計画年度平成 27 ～ 31 年度）

基本目標2 新しい人の流れをつくる 【施策3】八戸ツーリズムの推進

三陸復興国立公園種差海岸をはじめとする当市の多様な観光資源を活用し、当市観光の活性化を図るため、観光ブランド力を高め、誘客を推進するとともに、観光客の受入態勢の整備に取り組みます。

① 観光ブランドの強化と誘客の推進

○都市計画マスタープラン（平成 16 年 3 月策定：計画年度平成 16 ～ 35 年度）

将来都市像：「えがおが生まれる えがおが集まる都市」

基本方針(5) うるおいとやすらぎ、文化をはぐくむまちづくりの基本方針

1) 歴史を引き継ぎ、はぐくむ文化づくり

●八戸の歴史を伝え、文化をはぐくむ拠点形成

是川遺跡—[歴史と文化の拠点] 学術機能と観光機能を持った拠点の形成

地域別構想 10 館・是川地域 (2) まちづくりの目標：「緑と田園と歴史文化が共鳴し合うまち」

ゆとりある田園生活空間の形成、是川遺跡・櫛引八幡宮などの歴史文化資源を活かして観光や学習等の交流が活発に行われるまちづくり

(3) まちづくりの方針

3) 公園緑地・水辺環境整備の方針

・是川遺跡は、縄文の里としての整備とあわせて、緑豊かな史跡公園としての整備をすすめます。

4) 歴史文化、芸術に関するまちづくりの方針

・是川遺跡や櫛引八幡宮周辺は、歴史と文化の拠点として保全を図るとともに、人々が歴史文化に身近にふれることができる機能の充実を図ります。

6) 景観形成の方針

・丘陵部の自然や田園風景を活かした集落景観を保全します。

○第 2 次八戸市環境基本計画（平成 25 年 3 月策定：計画年度平成 25 ～ 34 年度）

「人と自然が共生する持続可能な都市 八戸」

基本目標② 快適環境社会づくり

(5) 文化・歴史環境の保全

歴史・文化遺産の調査研究と情報発信を推進し、適正な保存と活用に努めます。

○八戸市教育基本計画（平成 25 年 1 月 29 日策定：計画年度平成 25 ～ 29 年度）

方向性Ⅱ 八戸の個性豊かな文化と恵まれた自然に対する誇りと愛着をはぐくみます

目標 4 文化財の保存と活用 ①史跡・名勝・天然記念物などの保存・活用

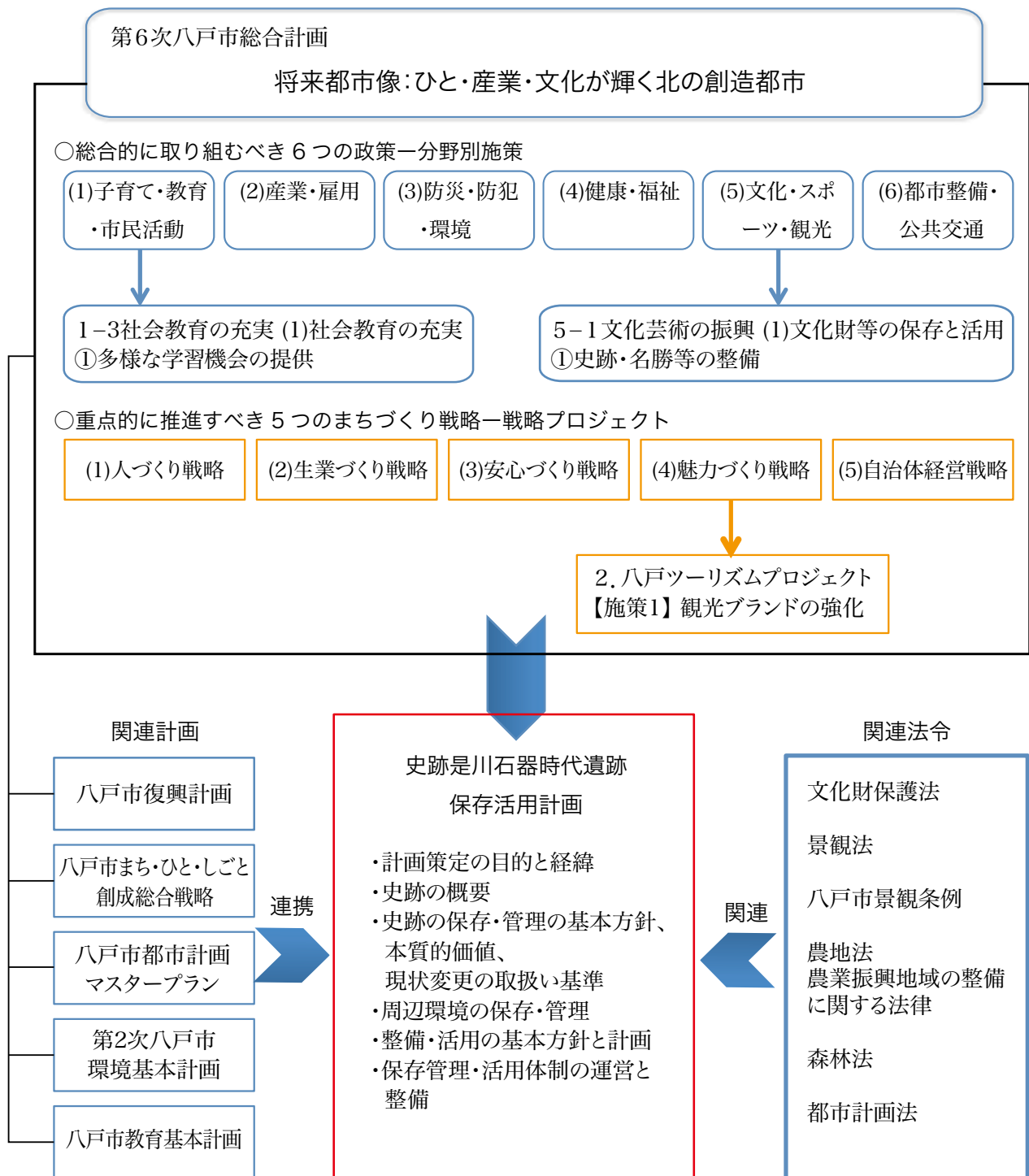


図1 計画の位置付け

(5) 計画の実施

本計画は、平成28年4月1日をもって実施する。

2. 史跡是川石器時代遺跡の概要

(1) 指定に至る経緯

昭和7年(1932)、一王寺の山の麓に是川遺跡の石碑が建立され、その碑文の中に是川遺跡は中居・一王寺・堀田遺跡の総称であることが初めて掲げられた。

発掘調査は、それ以前の大正2年(1913)から始められ、特に大正の終わりから昭和の初めにかけて、東北帝国大学や大山史前学研究所により学術調査が行なわれた。その調査結果は各雑誌に報告され、3遺跡ともに考古学史に多大な影響を与えた。中居遺跡では、南の湿地からクルミやトチなどの堅果類で構成される植物遺体屑層とともに縄文時代晩期の漆製品や木製品などが出土し、学会において大きな注目を集めた。一王寺遺跡は、出土した土器の形態的特徴から縄文時代前・中期に代表される「円筒土器」の命名のもとになり、堀田遺跡は、縄文時代の遺跡から古銭が出土したことにより、日本の縄文時代終末について、考古学史上大論争となった「ミネルヴァ論争」の舞台の発端となった。

中居、一王寺(1)、堀田の各遺跡は相接しながら、それぞれ時期が異なるため、集落の変遷や、縄文文化を考える上で重要であるとし、これを保存し後世に伝えるべく昭和32年(1957)7月1日に史跡に指定され、保存措置が講じられた。

その後、昭和37年(1962)～50年代(1975～84)にかけては、主に中居遺跡において施設建設等の土木工事による発掘調査が実施された。それらの調査では、縄文時代晩期の土坑墓や包含層等が確認された。土坑墓では、赤色顔料が付着した「赤染人骨」が検出され、縄文時代後期末から晩期の葬制の在り方を考える上で重要な事例となった。

平成に入ると、各遺跡において八戸市による範囲・内容確認を目的とする調査が実施され、遺跡内容が具体的に把握されるようになる。中居遺跡では、縄文時代晩期を中心とする捨て場・墓域・居住域等が検出された。捨て場を形成する南の湿地では、大正年間に報告された植物遺体屑層の堆積状況が明らかとなり、直下からは水場遺構が検出され、多量に出土した土器、木製品等の植物質遺物、動物遺存体等を含め、縄文時代晩期の生業活動を理解する上できわめて貴重な資料を得た。これらの成果を受け、平成16年(2004)9月30日には中居遺跡及び中居遺跡に隣接する一王寺(1)遺跡の一部の史跡の追加指定がなされた。現在、史跡指定地については宅地を除いて公有化が図られ、さらなる保存措置が講じられている。

一王寺(1)遺跡及び堀田遺跡では、平成7～23年度に遺跡内容の把握を目的とする範囲・内容確認調査を実施し、外部の有識者の指導・助言のもと、内容について総括的な検討を行なった。その結果、一王寺(1)遺跡では居住域と捨て場、貯蔵穴群・祭祀に関連する施設等で構成される円筒土器文化期の集落様相が明らかとなり、集落の南北に位置する沢は集落の境界域として円筒土器文化期の集落形成に重要な役割を果たしている。また、堀田遺跡では既指定地の隣接地に集落を構成する重要な遺構の存在が確認され、一王寺(1)遺跡の円筒土器文化期の集落とは異なる集落構造が明らかになったことから、平成25年(2013)10月17日に一王寺(1)遺跡と堀田遺跡の一部が史跡に追加指定され、公有化による保存措置が進められている。

また、平成27年(2015)に実施した中居遺跡の試掘調査では、中居遺跡中心部に建設されている既存建物周辺に原地形が残存していることが明らかになっており、建物建設による遺構への影響が限定的であったことが判明し、保存措置の必要性が生じている。

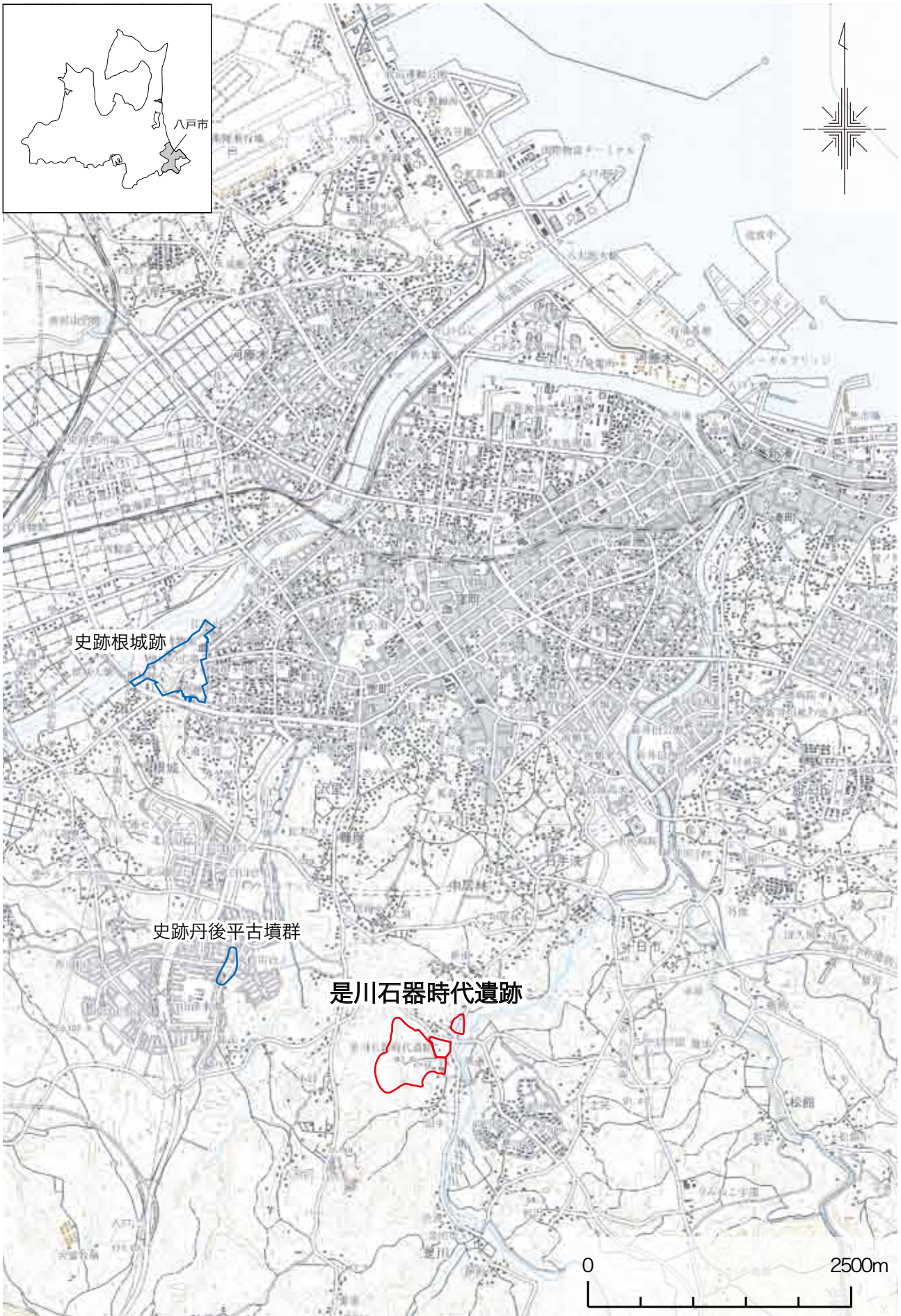


図2 史跡是川石器時代遺跡の位置

(2) 指定の状況

ア. 指定告示

指定及び追加指定に係る告示の内容は、以下のとおりである。

○文化財保護委員会告示第 45 号

指定年月日：昭和 32 年 7 月 1 日

種別：史跡

名称：是川石器時代遺跡

所在地：八戸市大字是川字堀田二番ノ一、二番ノ六

同字一王寺一番、二番ノ一、二番ノ二、二番ノ三、三番

同字中居一番ノ一、五番ノ一、二八番ノ一、二八番ノ二

右地域内に介在する道路敷

指定基準：史跡の一部

○文部科学省告示第 147 号

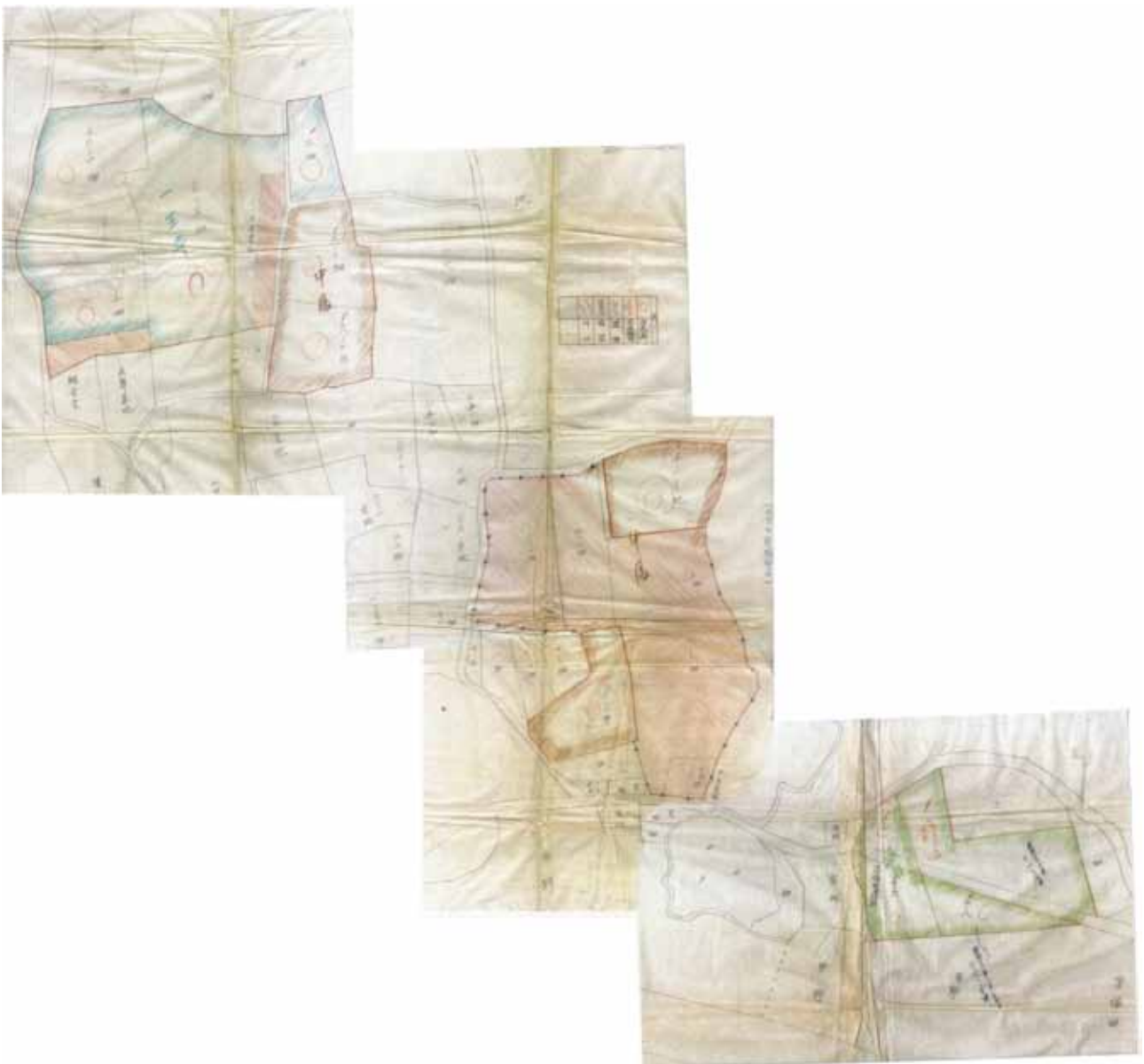


図3 昭和 32 年 (1957) 指定時の地籍図

追加指定年月日：平成 16 年 9 月 30 日

種別：史跡

名称：是川石器時代遺跡

所在地：八戸市大字是川字中居二番一、二番二、二番四、六番一、六番三、六番四、七番一、七番二、七番三、七番四、七番五、八番一、八番二、九番、三〇番二、三〇番四、三二番一、三二番三、三三番二、三四番一、三七番一、三七番三、三八番二
同字長田沢字五番一、五番二、五番五、六番二、九番五のうち実測 124.48 平方メートル
八戸市大字是川字中居五番一に南接する道路敷、同字中居六番四と同三二番三に挟まれ同三八番二と同字長田沢九番五に挟まれるまでの道路敷を含む。

指定基準：史跡の一部

○文部科学省告示第 147 号

追加指定年月日：平成 25 年 10 月 17 日

種別：史跡

名称：是川石器時代遺跡

所在地：八戸市大字是川字一王寺二番四、二番五、四番一、四番二、四番三、五番一、五番二、六番一、六番二、六番三、七番一、七番二、八番一、八番二、八番四、八番五、八番六、八番七、九番、一〇番
同字寺ノ沢四番一、四番二、四番三、五番一、五番二、五番三、五番四、五番五、六番、七番、八番
同字中居二九番一、二九番二、二九番三、三〇番三、三二番二、四四番、四五番一、四五番三、四六番一、四六番二、四六番三、四六番五、四六番六、四六番七、四六番八、四六番九、四六番一一、四七番、四八番、四九番一、四九番二、四九番三、五〇番一、五〇番二、五〇番三、五一番一、五一番二、五二番、五三番、五四番、五五番、五六番一、五六番二、五六番三、五六番四、五八番、五九番一、五九番二
同字横山七番二、七番三、一〇番三
同字田子沢一四番九、一四番一三
同字堀田二番一〇、三番一、四番一
八戸市大字是川字一王寺二番四と同字中居二八番一に挟まれ同字一王寺一〇番と同字寺ノ沢八番に挟まれるまでの道路敷のうち実測 2838.42㎡、八戸市大字是川字中居二九番二と同字中居三〇番三に挟まれ同字田子沢一四番九と同字田子沢二番一に挟まれるまでの道路敷のうち実測 1918.01㎡、八戸市大字是川字中居二九番三と同字中居四番一に挟まれる道路敷のうち実測 148.20㎡、八戸市大字是川字中居四五番一と同字中居四〇番一に挟まれ同字中居五〇番一と同字横山六番に挟まれるまでの道路敷のうち実測 688.75㎡、八戸市大字是川字一王寺一番に南接する道路敷と同字寺ノ沢五番一に挟まれ同字一王寺二番六に南接する道路敷と同字寺ノ沢五番三に挟まれるまでの水路敷のうち実測 110.66㎡を含む。

指定基準：史跡の一部

イ. 指定説明文とその範囲

史跡指定及び追加指定に係る指定説明及び指定範囲は、以下のとおりである。

○昭和32年7月1日指定(図4) 指定説明

広潤な土地にわたって遺物が包含されているが、その主要地域は中居・一王寺の二地域である。中居遺跡は地下約1.5mの所にクルミ・トチ・ナラなどの果核を主体とする特殊な泥炭層が存し、層中からは木製の腕輪・耳飾・容器や丹塗りをはじめ、縄文式土器・石器・土偶・骨角器等が出土した。一王寺遺跡からは、円筒式の縄文式土器等が発見されている。これらの遺跡は、東北地方の縄文式文化を考える上で重要な資料をなすものである。

(文化庁文化財保護部『指定物件解説書(上巻)(史跡の部)』文化庁提供)

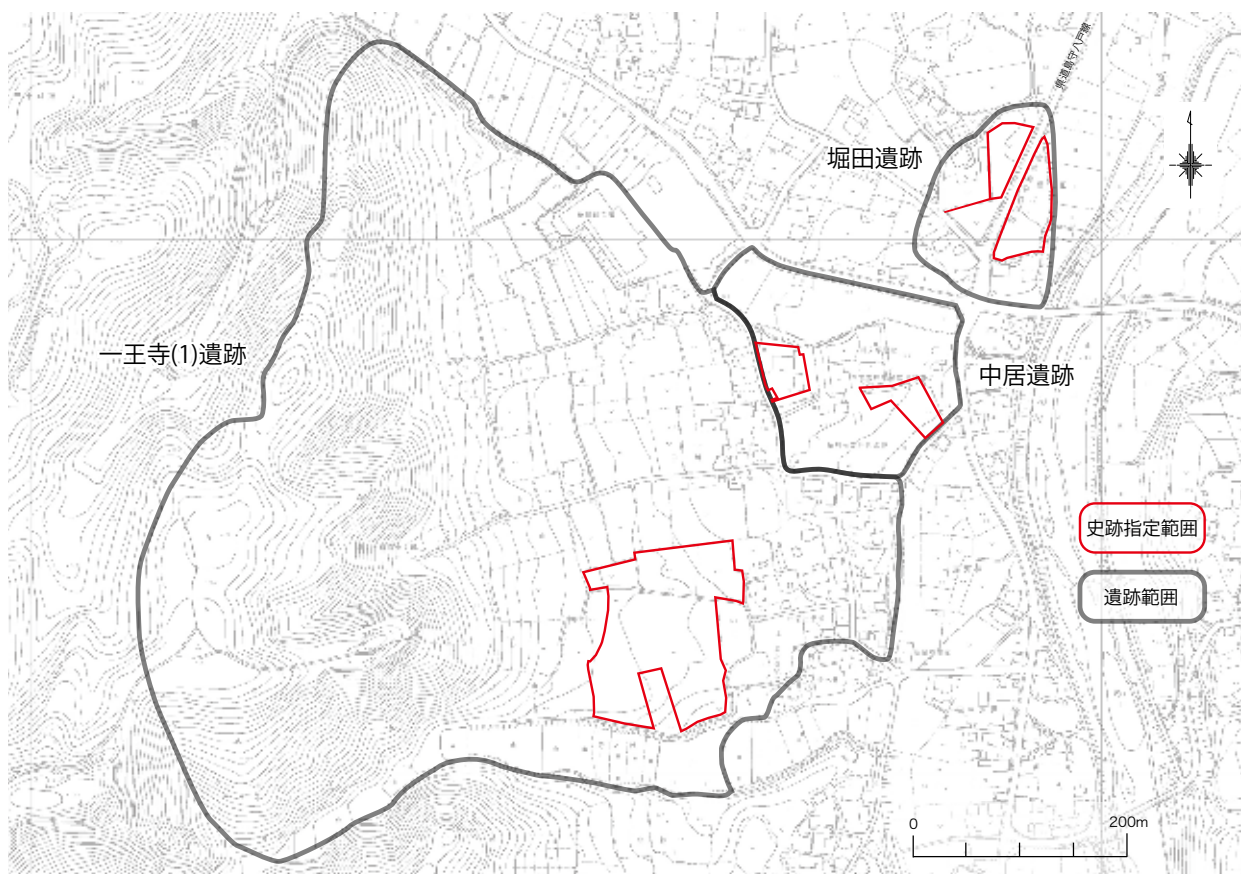


図4 指定範囲図(昭和32年)

○平成 16 年 9 月 30 日追加指定(図5) 指定説明

是川石器時代遺跡は縄文時代晩期の亀ヶ岡文化を代表する遺跡で、八戸市の南約4キロメートルの新井田川左岸に位置し、標高10～30メートルの河岸段丘に立地する。縄文時代前期から中期の是川一王寺(1)遺跡、中期から晩期の是川堀田遺跡、縄文時代晩期から弥生時代前期の是川中居遺跡を総称して是川石器時代遺跡としている。大正時代以降、長谷部言人、大山柏、喜田貞吉、山内清男、甲野勇、清水潤三らにより発掘調査が行われた。一王寺(1)遺跡の出土土器をもって長谷部言人により「円筒土器」の名称が付されたこと、山内清男と喜田貞吉との間で縄文土器の下限年代を巡る「ミネルヴァ論争」のきっかけとなったことで、学史上有名でもある。これらのうち是川中居遺跡では低湿地から大量の土器のほかにも木器、漆器、弓、太刀、琴、櫛、腕輪、樹皮製品、動植物遺体などが豊富に出土していることが早くから知られており、昭和32年にはこれら三遺跡が是川石器時代遺跡として史跡に、昭和37年には是川中居遺跡出土遺物が重要文化財に指定されている。

八戸市では遺跡整備を進めるとともに、平成9年度には縄文の里是川遺跡整備基本構想をまとめ、平成11年度より是川中居遺跡の範囲確認および内容確認調査を実施したところ、遺跡北側と南側の低地にはそれぞれ遺物包含層の広がり確認されるとともに、南側では旧谷地形の中にトチの加工施設と見られる水場遺構も検出された。

このたび、是川中居遺跡の既指定地に隣接して、遺構および遺物が良好に遺存している地区について、追加指定し、保護を図ろうとするものである。(文化庁文化財部『月刊文化財』491 2004)

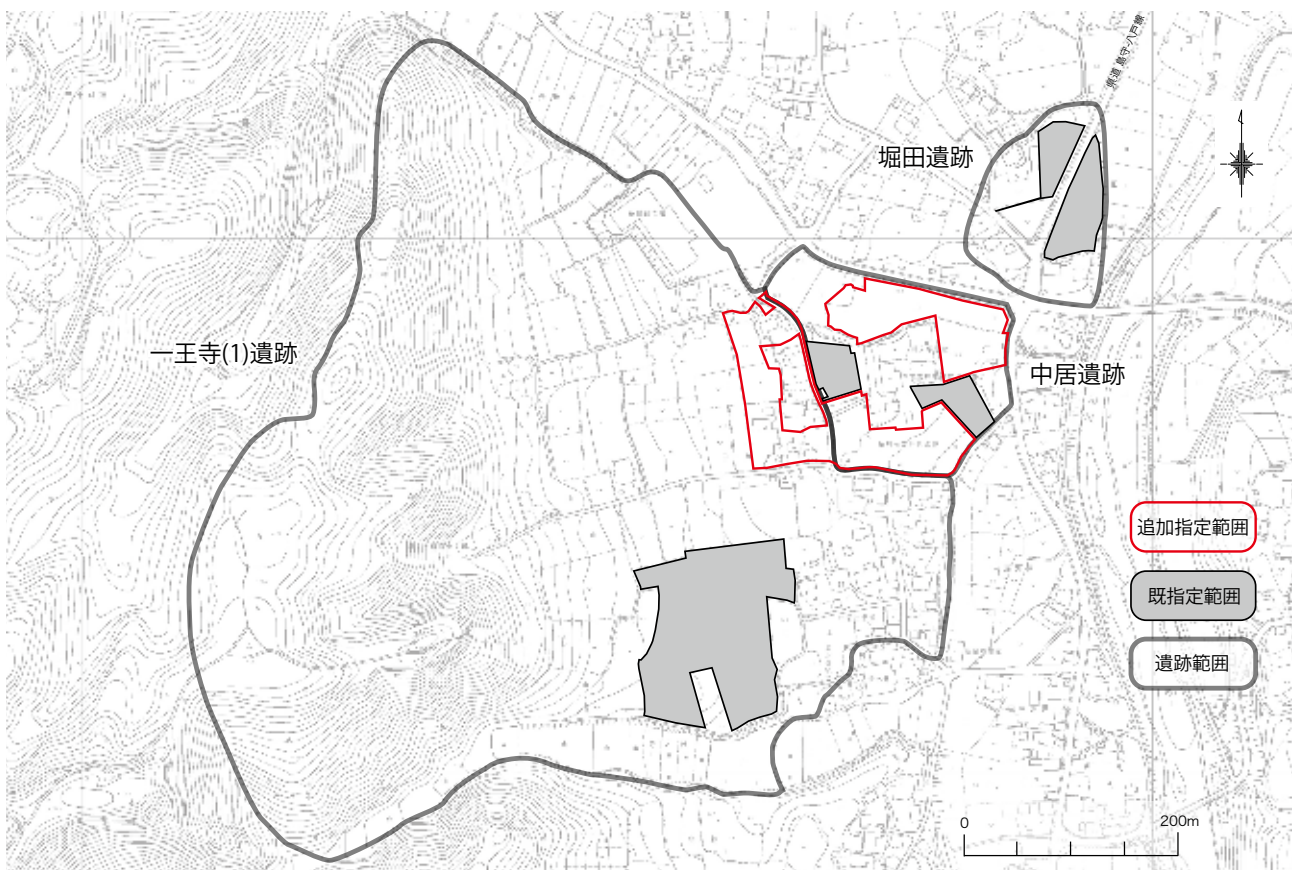


図5 追加指定範囲図(平成16年)

○平成 25 年 10 月 17 日追加指定(図 6) 指定説明

是川石器時代遺跡は、太平洋に注ぐ河口から西へ 7 キロメートル内陸に入った新井田川左岸に広がる、標高 10 ～ 20 メートルの低位段丘上に立地する集落跡であり、中居遺跡、一王寺(1)遺跡、堀田遺跡の 3 遺跡によって構成される。

中居遺跡は縄文時代晩期の低湿地遺跡で、大正 15 年に地権者の泉山岩次郎・斐次郎兄弟により大量の漆器・木製品・彩色土器・土偶などが発掘されるとともに、厚さ 70 センチメートルのクルミだけの堆積層が確認されるなど、縄文時代晩期の生活様式が明らかになるとともに、学界を通じて全国的にも有名になった。一王寺(1)遺跡は北日本の縄文時代前・中期を代表する円筒土器の標式遺跡であり、前期の円筒下層式と中期の円筒上層式とが初めて層位的に確認された遺跡でもある。堀田遺跡は縄文時代中期末葉から後期初頭に属する、竪穴建物や貯蔵穴からなる集落跡である。これらはいずれも北日本の縄文時代の特徴を代表する遺跡であることから、3 遺跡を併せて昭和 32 年に史跡に指定された。なお、中居遺跡出土品については、昭和 37 年に「陸奥是川遺跡出土品」として重要文化財に指定された。

八戸市教育委員会では、遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成 11 年度から同 22 年度まで実施したところ、3 遺跡の範囲をほぼ確定することができた。その中でも一王寺(1)遺跡については、その範囲が特に南北に大きく広がること、中居遺跡の低湿地部に水を供給する水源が西側の丘陵の中腹に位置すること、また、この丘陵頂部一帯にも縄文時代中期末葉から晩期に至る竪穴建物・土坑・配石遺構などが確認された。これにより、遺跡の範囲と内容がほぼ確定したことから、追加指定をして保護の万全を図ろうとするものである。(文化庁文化財部『月刊文化財』600 2013)

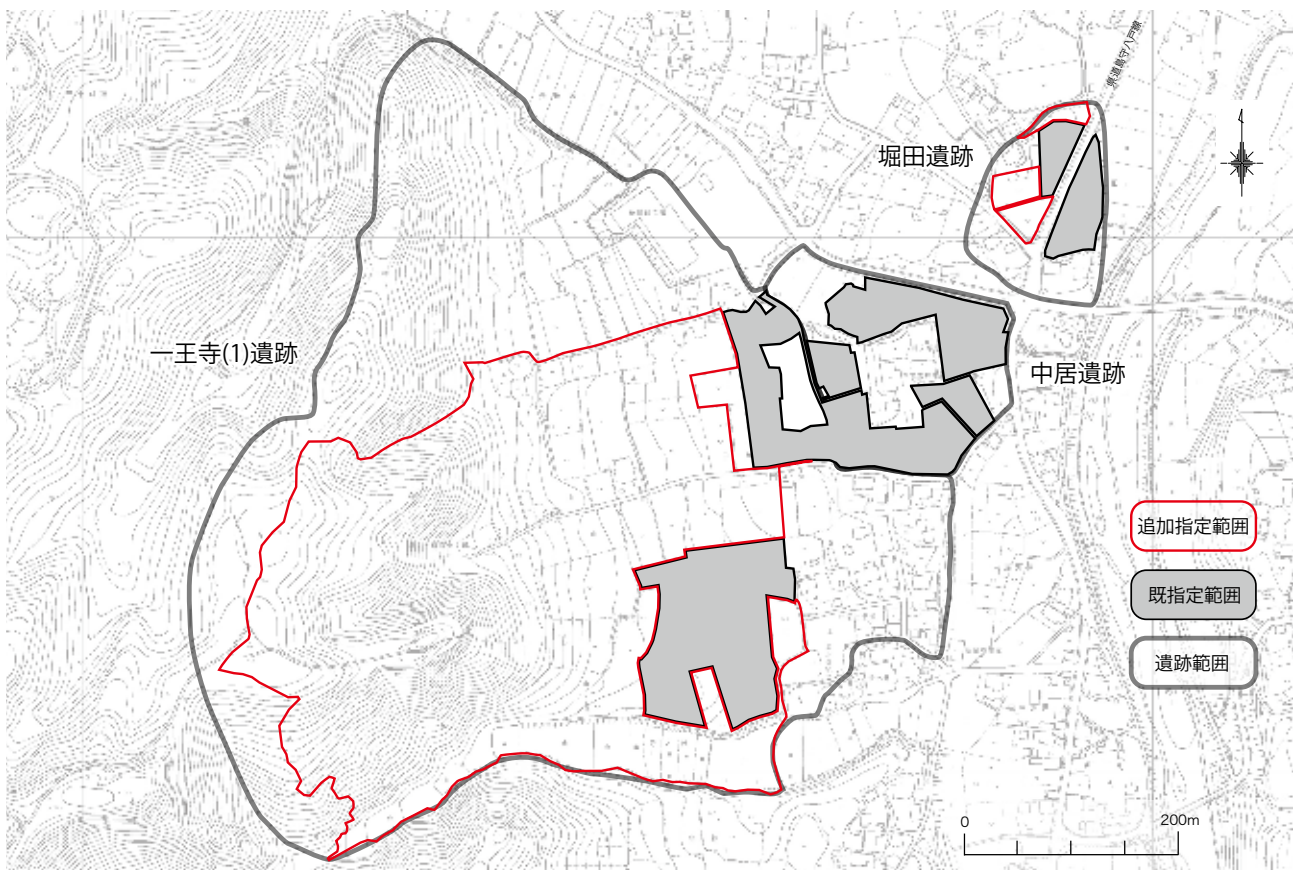


図 6 追加指定範囲図(平成 25 年)

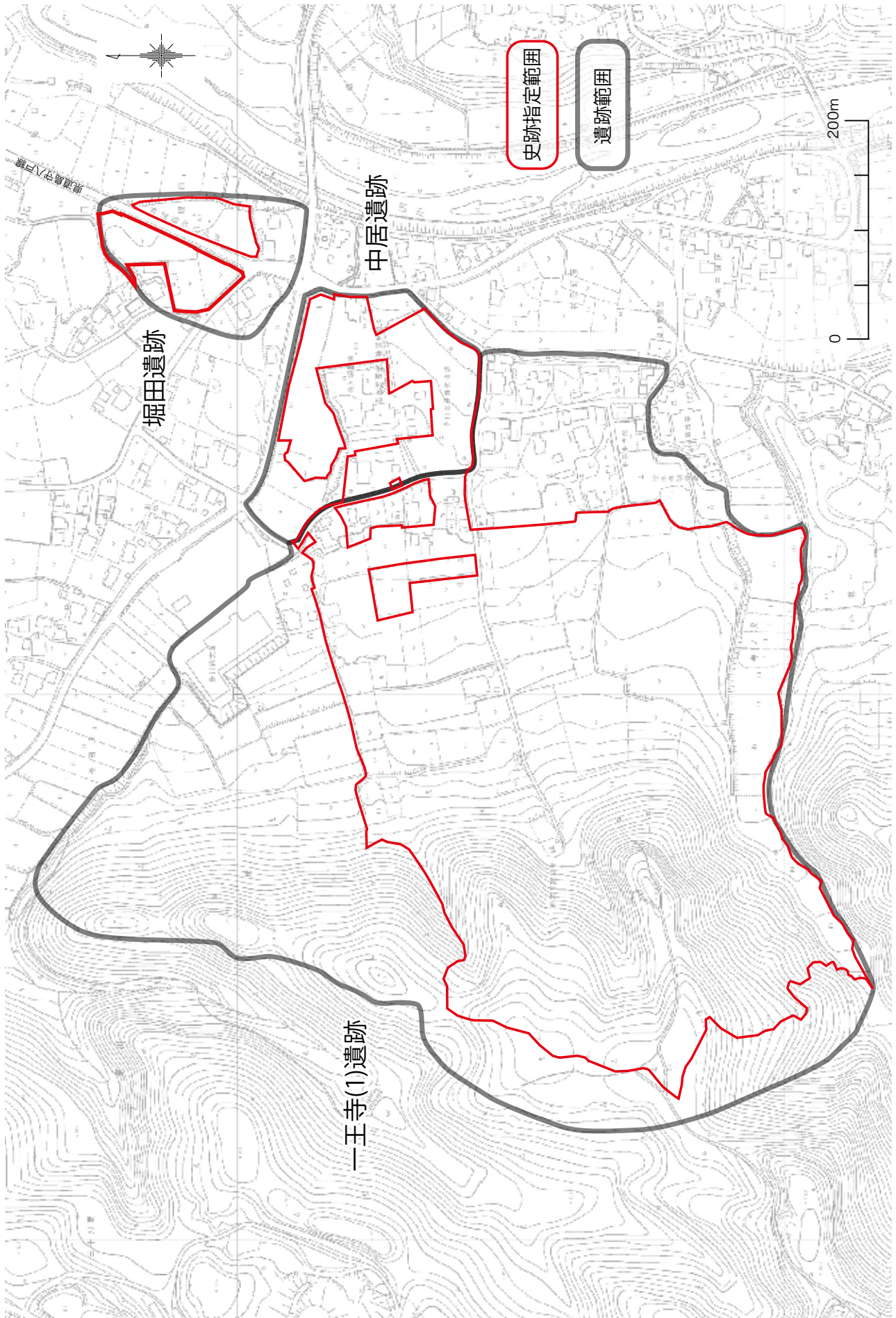


図7 指定範囲図 (平成 27 年現在)

ウ. 管理団体の指定

史跡是川石器時代遺跡は、文化財保護法に基づき、青森県八戸市が管理団体に指定されている。
(文化財保護委員会告示第 54 号 昭和 33 年 6 月 18 日)

エ. 指定に至る調査成果

八戸市は、太平洋に臨む青森県の南東部に位置し、北はおいらせ町（旧百石町、旧下田町）及び五戸町（旧五戸町、旧倉石村）、西は南部町（旧福地村・旧名川町・旧南部町）、南は階上町及び岩手県軽米町に接している。地形は、なだらかな台地に囲まれた平野が太平洋に向かって広がり、その平野を三分する形で馬淵川、新井田川の 2 本の川が流れている。臨海部には大規模な工業港、漁港、商業港が整備され、その背後には工業地帯が形成されている。このため、優れた漁港施設や背後施設を有する全国屈指の水産都市であり、北東北随一の工業都市となっている。

●自然的環境

地形・地質

八戸市は、北西を太平洋に面し、岩手県から広がる北上山地と青森県東部に広がる上北平野の境界に位置している。市域は南方の階上岳（標高 740m）、西方の折爪岳（標高 852m）・名久井岳（標高 615m）から連なる標高 20m 以上の段丘面が発達しており、馬淵川・新井田川をはじめとする河川が台地を分断し、沖積平野を形成している。段丘面は、市域西に位置する十和田火山・八甲田火山より降灰テフラと分布高度から、表 1 のように区分されている（図 8）。

地形面の名称		典型的に発達する分布高度
九戸面	市野沢面	250 ~ 230m
	鴨平面	210 ~ 180m
天狗袋面	蒼前平高位面	160 ~ 145m
	蒼前平低位面	135 ~ 105m
	白銀平面	100 ~ 75m
	野場面	70 ~ 60m
あかね面（河岸段丘面）		60m 前後
高館面		50 ~ 30m
根城面（河岸段丘面）		25 ~ 10m
長七谷地面（河岸段丘面）		~ 10m
田面木面（河岸段丘面）		15m 前後

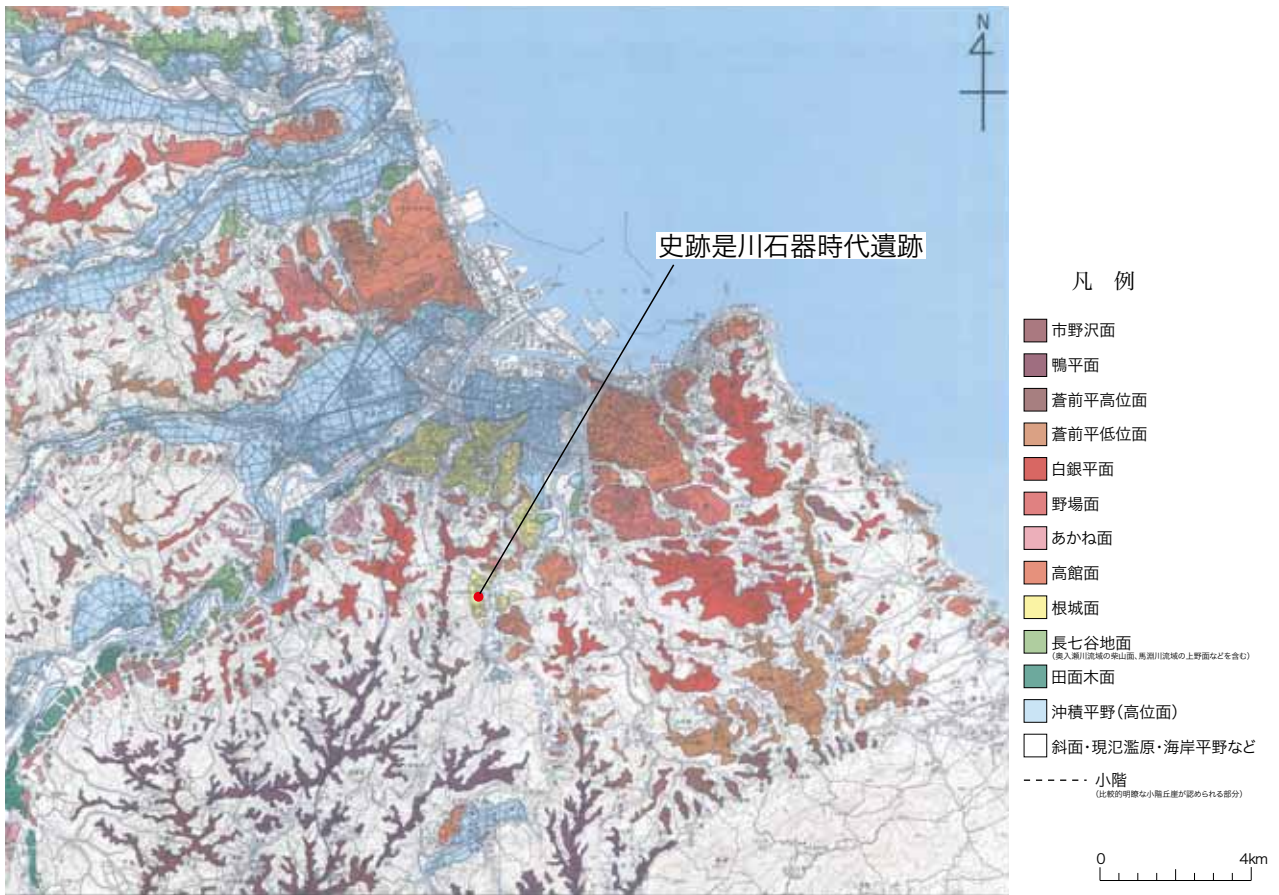
表 1 八戸地域の段丘面と標高

是川遺跡は分布高度 25 ~ 10m の根城面に立地する。厚さ約 10 ~ 15m の砂礫層を基盤とし、同高度に分布する段丘面との対比より、12 万年前の最終間氷期に高館面が形成された後の海面低下以降に形成されたと考えられている。

植生

八戸地域は、日本の植物地理区分によれば日本海側植物区にあたるが、新井田川と馬淵川に挟まれた台地の中央より南側は、北上山地を中心とする陸中亜区に相当する。海岸部の北側は海岸砂丘地・南側は岩石海岸となっており、南側は名勝種差海岸・三陸復興国定公園として指定され、貴重な海浜植物・高山植物の群落が見られる。

丘陵地における本来の植生は、白神山地に代表されるブナ林であるが、古くからの伐採等により、現在は是川地区差波にわずかにブナ-イヌブナ群落が残るのみである。自然林ではクリ-コナラ林、アカマツ-コナラ群落、ヤマツツジ-アカマツ群集、タマブキ-ケヤキ群落、ハンノキ林等が認められる。近年では、かつて放牧地であった場所に植林されたアカマツ・クロマ



段丘面区分図(八戸市『新編八戸市史 別編自然編』2005)

凡 例

- alv 沖積層
- dns 砂丘砂
- td5 海成低位段丘堆積物
- td4 河成低位段丘堆積物
- td3 海成中段丘堆積物
- td2 河成高位段丘堆積物
- td1 海成高位段丘堆積物
- td0 天狗岱面より高位の段丘堆積物
- ryd 貫入岩(流紋岩)
- ded 貫入岩(デイサイト)
- and 貫入岩(安山岩)
- bsd 貫入岩(玄武岩、ドレライト)
- Crv 白亜系火砕岩類
- grn 花崗岩類
- prt 先第三系堆積岩類
- Tni 斗内層
- Tkd 高堂デイサイト部層
- Tga 斗内層(安山岩)
- Tgw 斗内層(主部)
- Kbm 久保層
- Stz 舌崎層
- Tms 留崎層
- Nki 名久井岳安山岩部層
- Sen 末ノ松山層
- Div 大坊層
- Skf 関層



地質図(青森県『青森県の地質』1998 国土地理院発行の20万分の1地勢図(青森)使用)

図8 遺跡周辺段丘面区分図・地質図

ツや昭和 30 年代以降薪炭林の伐採後に植えられたスギなどの人工林が増加している。

気候

八戸市の気候は、夏季に多雨多湿、冬季に小雨乾燥する太平洋側気候に属している。夏季には、オホーツク海気団より吹く冷たく湿った北東風「やませ」の影響により、青森県日本海側・内陸部と比較して1～2℃気温が低く、雨天・曇天が多いため、日照時間が短い(表2・3)。冬季は乾燥した北西風の影響により、豪雪地帯である青森県の中でも降雪が少なく、日照時間が長いことが特徴となっている(図9)。年間の平均気温は平成26年(2014)で10.4度、平均降水量は94mmとなっている。

市中心街より4km南に位置する是川遺跡周辺では、標高70mの台地を隔ててやや内陸に位置し、冬季は中心部よりやや積雪が多い傾向がある。

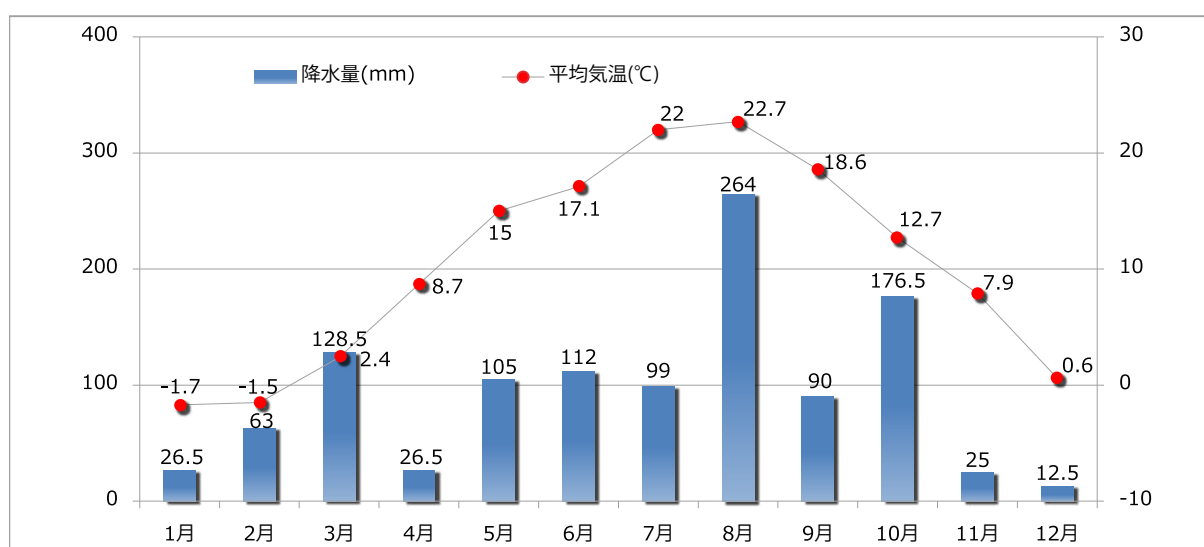


図9 平均気温及び降水量(平成26年(2014))

	日照時間(単位:h)	
	八戸	青森
1月	130.8	51.3
2月	129.6	69.8
3月	168.1	130.5
4月	188.9	182.3
5月	197.0	201.0
6月	167.7	179.6
7月	148.5	159.5
8月	167.1	180.3
9月	143.6	158.4
10月	161.3	149.7
11月	133.3	87.6
12月	124.5	52.8

表2 月別合計日照時間平年値
気象庁観測データより 統計
期間:1970～2014

	八戸		青森		弘前	
	最深積雪	降雪量合計	最深積雪	降雪量合計	最深積雪	降雪量合計
1月	17	77	88	225	61	248
2月	21	75	107	176	81	208
3月	19	47	80	76	62	131
4月	2	3	16	6	9	11
5月	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0
11月	2	6	17	32	8	20
12月	9	40	51	153	29	142

表3 月別最深積雪量・降雪量合計平年値(単位:cm)
気象庁観測データより 統計期間:1970～2014

●歴史的環境

旧石器～古代

八戸市には旧石器時代から近世まで各時代の遺跡が数多く存在し、平成 27 年 (2015) 4 月現在で 489 か所の埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) が登録されている。確認されている遺跡は、鎌倉時代前葉 (13 世紀) を除く全ての時代にわたっており、連綿と遺跡は段丘上や丘陵地に立地し、縄文時代の遺跡が大半を占め、平安時代の遺跡も多くみつまっている。

旧石器時代の遺跡は、新井田川左岸の低位段丘に田向冷水遺跡があり、出土したナイフ形石器の特徴から 2 万～2 万 4 千年前と考えられている。

縄文時代草創期から遺跡がみられ、早期前葉には柱穴をもつ竪穴建物跡がつくられ、小規模な集落が営まれている。早期中葉には集落数が増加し、貝塚もつくられている。市川地区に位置する早期後葉の長七谷地貝塚は、多くの貝類とともに釣り針等の骨角製品も出土し、当時の環境や生業の内容を知るうえで学術的に重要な貝塚として、昭和 56 年 (1981) に史跡に指定されている。

縄文時代前期中葉には、大規模な集落が営まれるようになり、特に新井田川下流域には縄文時代前期～中期の円筒土器文化の大規模な集落が集中的に分布している。前期中葉～中期の一王寺 (1) 遺跡もそのひとつであり、後期の堀田遺跡・晩期中居遺跡を含めた 3 遺跡が史跡是川石器時代遺跡として昭和 32 年 (1957) に史跡指定されている。

縄文時代後期には、中期にみられる大規模集落の規模が縮小するものの、配石遺構などの祭祀遺構がみられるようになる。土器にも多様な器種が認められ、様々な土製品とともに精神世界の深まりが感じられる。是川石器時代遺跡と新井田川を挟んで対岸に営まれた、後期中葉～末葉の風張 (1) 遺跡では、大規模な環状をなす集落から出土した土器・土製品など 663 点が平成 9 年 (1997) に国指定重要文化財、土偶 1 点が平成 23 年 (2011) に国宝に指定されている。

縄文時代晩期には、土器に精緻な文様を施す亀ヶ岡文化の遺跡が多く認められ、中でも是川石器時代遺跡のひとつである中居遺跡は、工芸技術の特徴とする亀ヶ岡文化の代表的な遺跡であり、低湿地から植物性遺物が大量に出土した遺跡として全国的にも知られている。出土品の高度な工芸技術が評価され、963 点が国の重要文化財に指定されている。また、中居遺跡では弥生時代前期まで集落が継続しており、遠賀川系土器の出土により稲作農耕文化の伝播がうかがえる。

古墳時代から平安時代、八戸地域は中央政府に組み込まれない「エミシ」とよばれる地域であった。飛鳥～奈良時代になると馬淵川流域を中心に多くの集落がみられるようになり、馬淵川右岸の丘陵に末期古墳と呼ばれる円墳が営まれる。そのうちのひとつである丹後平古墳群は、7 世紀後葉～9 世紀後葉に築造された 100 基以上の群集墳であり、勾玉・ガラス玉などの玉類や刀類が多数副葬されている。律令政治が直接及ばなかった蝦夷社会を知るうえで重要な古墳群として、平成 11 年 (1999) に史跡に指定されている。

中世～近世

鎌倉時代、八戸地域を含む青森県東部から岩手県北にかけての地域は糠部郡と呼ばれた北条氏の得宗領が広がっていた。

南北朝時代になると、北畠氏による陸奥支配の一環として南部師行が糠部郡を支配し、建武元年(1334)根城に城を築いたと伝えられる。根城はその後約300年間根城南部氏の居城として機能した。現在でも本丸・中館・東善寺館・岡前館・沢里館といった曲輪や堀跡が残り、昭和16年(1941)に史跡に指定されている。室町期以降、根城南部氏の勢力は徐々に弱まり、盛岡藩領として元和4年(1618)盛岡南部氏南部利直より八戸根城廻など12,500石を安堵された。

寛永4年(1627)、根城南部氏は南部利直の命により岩手県の遠野へと転封となり、八戸地域は代官所の支配となる。八戸の城下はこの代官所支配の時代に町割りになされたといわれている。寛文4年(1664)、盛岡藩主南部重直が世継ぎを決めないまま死去したことにより、幕府は弟重信に盛岡八万石、同じく直房に八戸二万石を与える裁定を下した。これにより、盛岡藩領から三戸郡四一か村、九戸郡三八か村、飛地の志和郡四か村、合計八三か村が分割され八戸藩が誕生した。

藩政期の八戸は、領内の商業の中心地として発展し、特に東廻り航路の重要な湊となった。文政2年(1819)から始まる藩政改革により八戸藩の海運は飛躍的に発展し、大豆・鯛・粕・干鯛・鉄などが江戸およびその周辺の都市にも運ばれた。江戸時代の漁業の発達や港湾の賑わいは、明治以降の港湾都市・産業都市としての発展へと連なるものであり、近代八戸の発展の基礎が築かれた。

近代～現代

明治4年(1871)7月の廃藩置県によって八戸藩は八戸県となったが、九月には合県が行われ、弘前・黒石・八戸・七戸・斗南の5県と北海道の館県(旧松前藩)が統合されて弘前県になり、その後青森県と改称され、県庁も青森に移った。

明治22年(1889)、町村制の施行に伴い八戸町が誕生し、昭和4年(1929)5月1日に、八戸町、小中野町、湊町、鮫村が合併し、人口約52,000人の八戸市が誕生した。その後周辺町村との合併を経て、平成18年(2006)に現在の八戸市域となっている(表4)。

市制施行以降は、藩政期より続く鮫湊の整備による水産業の発展のほか、昭和39年の新産業都市指定を受け、物流の拠点としての港湾整備や、沿岸部への紙・鉄鋼といった製造業拠点整備をすすめ、産業基盤の強化を図ってきている。

明治22年 4月	明治34年 7月	昭和4年 5月	昭和15年 1月	昭和17年 4月	昭和29年 12月	昭和30年 4月	昭和30年 10月	昭和33年 9月	平成17年 3月
八戸町		八戸市							
旧城下40町・柏崎村で町制施行	長者村合併	八戸町・小中野町・湊町・鮫村合併	館村の一部編入	下長苗代村合併	是川村合併	市川村・上長苗代村・館村合併	豊崎村合併	大館村合併	南郷村合併

表4 八戸市制施行から現在までのあゆみ

指定文化財

八戸市内には、以下の指定文化財がある(表5)。考古資料では、国宝土偶をはじめとし、重要文化財及び県重宝はいずれも縄文時代の遺物であり、八戸市における縄文文化の豊かさを物語っている。

このほか、南北朝期以降寛永4年(1627)まで八戸を本拠とした根城南部氏ゆかりの櫛引八幡宮には、国宝の鎧2領をはじめとする多くの重要文化財・県重宝の鎧・兜が所蔵され、本殿等の建造物も重要文化財に指定されている。また、八戸藩政期の様相を伝える八戸城角御殿表門・藩主菩提寺南宗寺山門、新羅神社等の建造物や工芸、絵画・文書資料・有形民俗文化財等が数多く残され、県・市指定を受けている。

民俗文化財では、近世以降の漁撈を伝える八戸及び周辺地域の漁撈用具と浜小屋が重要有形民俗文化財に、新春に豊作を祈願する八戸のえんぶり、旧城下の三社の合同祭礼で神輿行列と町人による山車で構成される八戸三社大祭の山車行事が重要無形民俗文化財に指定されている。このほか、全国でも貴重な騎馬打毬や多くの神楽など、かつての城下町の隆盛を物語る多くの文化財が今日も受け継がれている。

国指定

区分	種別	名称	指定年月日	員数
国宝	工芸	赤糸威鎧 兜、大袖付 附唐櫃	昭和 28.11.14	1
		白糸威鎧 兜、大袖付 附唐櫃	昭和 28.11.14	1
	考古	土偶(青森県八戸市風張1遺跡出土)	平成 21.7.10	1
重要文化財	建造物	清水寺観音堂 附棟札三枚	昭和 55.1.26	1
		櫛引八幡宮本殿、旧拝殿、末社神明宮本殿、末社春日社本殿、南門 附鰐口一口	平成 5.4.20	5
	工芸	紫糸威肩白浅黄鎧 兜、大袖付	昭和 25.8.29	1
		唐櫃入白糸威肩赤胴丸 兜 大袖付	昭和 25.8.29	1
		兜 浅黄威肩赤大袖二枚付	昭和 25.8.29	1
	考古資料	青森県是川遺跡出土品	昭和 37.2.2 平成 23.6.27	963
青森県風張1遺跡出土品 附炭化米二粒		平成 9.6.30	663	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	八戸及び周辺地域の漁撈用具と浜小屋	平成 5.4.15	1383 1
	重要無形民俗文化財	八戸のえんぶり 八戸三社大祭の山車行事	昭和 54.2.3 平成 16.2.6	
記念物	史跡	根城跡	昭和 16.12.13 平成 23.2.7	
		是川石器時代遺跡	昭和 32.7.1 平成 16.9.30 平成 25.10.17	
		長七谷地貝塚	昭和 56.5.25	
		丹後平古墳群	平成 11.1.14	
	名勝	種差海岸	昭和 12.12.21	1
	天然記念物	蕪島ウミネコ繁殖地	大正 11.3.8	1

表5 八戸市の指定文化財①

区分	種別	名称	指定年月日	員数
国登録	有形文化財 (建造物)	旧河内屋橋本合名会社	平成 10.12.25	1
		更上閣主屋	平成 15.10.17	1
		更上閣門	平成 15.10.17	1
		新むつ旅館本館	平成 19.5.29	1
		旧島守発電所本館	平成 21.11.19	1
		旧島守発電所水槽	平成 21.11.19	1
		旧島守発電所水圧鉄管路	平成 21.11.19	1
		旧島守発電所余水路	平成 21.11.19	1
		八戸酒造店舗兼主屋	平成 22.9.10	1
		八戸酒造北蔵	平成 22.9.10	1
		八戸酒造文庫蔵	平成 22.9.10	1
		八戸酒造西蔵	平成 22.9.10	1
		八戸酒造煉瓦蔵	平成 22.9.10	1
		八戸酒造煉瓦塀	平成 22.9.10	1
国重要美術品	書跡	徳川家康自筆日課念仏	昭和 8.10.31	1
		徳川家康自筆日課念仏	昭和 8.12.14	1
		徳川家康自筆日課念仏	昭和 8.12.14	1

県指定

区分	種別	名称	指定年月日	員数	
県重宝	建造物	八戸城角御殿表門 附棟札三枚 毘沙門天像一軀	昭和 56.4.18	1	
		南宗寺山門	平成 3.3.13	1	
		新羅神社本殿、拝殿	平成 3.3.13	2	
		旧八戸小学校講堂	平成 3.3.13	1	
		大慈寺(松館)山門 附棟札一枚	平成 21.2.18	1	
	工芸	鎧櫃	昭和 31.5.14	1	
		日本刀 銘奥観寿藤原吉廣	昭和 43.4.5	1	
		鰐口 応永十二年銘	昭和 46.9.6	1	
		日本刀 銘備州長船幸光	昭和 46.9.6	1	
		菊牡丹唐草轡十字紋蒔絵漆器	平成 18.2.1	13	
		唐草南部鶴紋蒔絵漆器	平成 18.4.19	12	
		南部鶴紋蒔絵漆器	平成 18.4.19	7	
	彫刻	舞楽面	昭和 46.9.6	9	
	書跡	新編文林全集	昭和 31.5.14	1	
	歴史資料	棟札「明德五年」銘	昭和 30.1.7	1	
		湊家文書	昭和 47.4.6	11	
		天保三辰ヨリ七ヶ年凶作日記(内題「市川日記」)	平成 8.5.22	1	
	考古資料	縄文式甕形土器	昭和 31.5.14	1	
		縄文式土器	昭和 34.10.6	1	
		縄文式板状土偶	昭和 47.4.6	1	
		鹿島沢古墳群出土品(一括)	平成 14.4.17	27	
	県民俗文化財	無形民俗文化財	南部駒踊	昭和 34.10.6	
			加賀美流騎馬打毬	昭和 47.3.15	
鮫の神楽			昭和 55.10.21		
法霊神楽			昭和 61.2.4		
記念物	県史跡	八戸南部家墓所	昭和 30.1.7		
		一里塚(十日市)	昭和 36.6.10	1	
		餓死萬霊等供養塔及び戒壇石	昭和 63.1.16	2	
		一里塚(頃巻沢)	昭和 37.6.29	1	

表5 八戸市の指定文化財②

区分	種別	名称	指定年月日	員数
記念物	県史跡	一里塚（市野沢・中野）	昭和 37.6.29	2
		一里塚（大森）	昭和 37.6.29	2
	県天然記念物	カヤの木	昭和 42.1.11	1

市指定

区分	種別	名称	指定年月日	員数	
市有形文化財	建造物	福聚山大慈寺山門	昭和 38.7.26	1	
		福聚山大慈寺経蔵	昭和 38.7.26	1	
		小田八幡宮仁王門	昭和 48.1.24	1	
		貴福山対泉院山門	昭和 48.1.24	1	
		旧八戸城東門	平成 5.6.3	1	
	絵画	八戸二十景屏風	昭和 34.9.15	1	
		名花十二客図屏風	平成 10.6.23	1	
	彫刻	阿弥陀如来像（浄生寺）	昭和 48.4.13	1	
		地藏菩薩下妻像（伝昌寺）	昭和 48.4.13	6	
		地藏菩薩像（松館大慈寺）	昭和 48.4.13	1	
		毘沙門天像（小田八幡宮）	昭和 48.4.13	1	
		五智如来像（上野町内会）	昭和 48.4.13	1	
		地藏菩薩像（十王院）	昭和 48.4.13	1	
		魚籃観音菩薩像（常現寺）	昭和 48.4.13	1	
		地藏菩薩像（来迎寺）	昭和 48.4.13	1	
		大黒天像（個人）	平成 20.9.1	1	
	工芸	海有鞍・両咲燈及び障泥	昭和 34.9.15	1	
		千両箱	昭和 34.9.15	1	
		御拝領御鏡	昭和 34.9.15	1	
		杉戸・桐戸	昭和 38.9.26	15	
				2	
		二十五条袈裟	昭和 38.9.26	1	
		青銅擬宝珠	昭和 54.9.6	8	
		本小札勝色威二枚胴具足 附具足櫃	昭和 56.4.28	1	
		旧八戸藩主軍装用具	昭和 56.4.28	1	
		梨子地螺鈿金装太刀	昭和 56.4.28	1	
		日本刀 銘精壯斎宗有	昭和 61.2.21	1	
		書跡・典籍・古文書	八戸藩領内境塚大絵図	昭和 34.9.15	1
			八戸城内図（古御殿御絵図面）	昭和 34.9.15	1
	八戸城内図（新規御普請御殿御絵図面）		昭和 34.9.15	1	
	八戸藩政時代市街図（八戸藩城下町図）		昭和 34.9.15	1	
	陸奥国三戸郡八戸町全図		昭和 34.9.15	1	
	八戸藩初代直房公領地御拝領之節御礼御奉書		昭和 34.9.15	1	
	八戸藩二代直政公御家督乃節御礼御奉書		昭和 34.9.15	1	
	八戸藩二代直政公御遺訓（直政書）		昭和 34.9.15	1	
	奥南温古集		昭和 34.9.15	10	
	写経紺紙金泥法華経一部		昭和 48.1.24	8	
	福土文書		昭和 48.1.24	11	
	八戸藩日記		平成 10.1.14	560	
	刊本自然真営道		平成 10.6.23	3	
	遠山家日記		平成 14.1.24	108	
	真法弟算記		平成 14.1.24	2	
	諸国神社仏閣掛所算術		平成 14.1.24	1	

表5 八戸市の指定文化財③

区分	種別	名称	指定年月日	員数
市有形文化財	歴史資料	欄間	昭和 48.1.24	2
		和算用算木	昭和 48.1.24	2
		算額	昭和 48.1.24	1
		万年暦	昭和 48.1.24	1
		乙因追善俳諧献額	昭和 54.1.19	1
		千風庵百々評俳諧献額	昭和 54.1.19	1
		千石船万徳丸図	昭和 56.4.28	1
		鬼瓦	平成 5.6.3	1
		五梅庵畔李公「国光の発句」献額	平成 17.11.1	1
市無形文化財	無形文化財	八戸藩伝神道無念流居合	平成 3.10.14	
市民俗文化財	無形民俗文化財	泉清水えんぶり	昭和 53.4.1	
		中野神楽	昭和 53.4.1	
		大平大神楽	昭和 53.4.1	
		島守小学校神楽	昭和 53.4.1	
		島守駒踊	平成 11.7.1	
		島守虎舞	平成 15.12.5	
	有形民俗文化財	清水寺奉納絵馬	昭和 48.1.24	51
		太公望と屋台一式（人形、屋台、飾り幕）	平成 15.7.29	1
		武田信玄と屋台一式（人形、屋台、飾り幕）	平成 15.7.29	1
		享保六年記年銘鉦先	平成 15.7.29	1
		神功皇后と武之内宿禰（人形、飾り幕）	平成 15.7.29	1
		為朝と嶋人（人形、雛形）	平成 15.7.29	1
市記念物	史跡	敷石供養塔	昭和 48.1.24	1
	天然記念物	杉の木	昭和 48.1.24	3
		イチイの木（市野沢）	平成 4.1.31	1
		クリの木	平成 4.1.31	1
		モミの木	平成 4.1.31	3
		イチイの木（島守）	平成 4.1.31	1
		アカマツの木	平成 6.1.31	1

表5 八戸市の指定文化財④

是川地区の歴史

史跡是川石器時代遺跡は、八戸市中心部より南に4kmの是川地区に所在する。是川の地名は、鎌倉時代正安3年(1301)の「きぬ女申詞書案」に「これかは」と記されており、是川の安藤氏が牧馬の管理の任にあたっていた。南北朝期以降、八戸は根城南部氏の支配下におかれ、是川地区もその支配下にあったとみられる。地区内にある清水寺観音堂は、天正9年(1581)に根城南部氏の重臣新田政盛によって建立され、県内最古の木造建築として重要文化財に指定されている。江戸時代には根城南部氏の知行として盛岡藩領となるが、寛文4年(1664)の八戸藩成立に際し、八戸藩領是川通村として、上是川・下是川・頃巻沢・石手洗の4か村が八戸藩領となった。

明治22年(1889)の町村制施行により三戸郡是川村となり、昭和29年(1954)に八戸市に編入され、現在に至っている。

「是川」の地名の由来としては、清水寺観音堂に参拝する人々が新井田川で身体を清めたことから「垢離川」（こりかわ）とする説や、昔「是川武善」という武士がこの地をおさめており、その名字から「是川」という地名がついたとする説が伝えられている。

●史跡是川石器時代遺跡発掘調査成果

史跡のある八戸市は青森県の東南部に位置し、なだらかな台地に囲まれた平野が太平洋に向かって広がり、その平野を三分する形で馬淵川、新井田川の2本の川が流れている。遺跡の位置する是川地区は、八戸市南部に位置し、中心市街地から南へ4 kmほどに位置する。

遺跡は、河口から約7 km内陸の新井田川左岸に位置し、川が大きく北東へと湾曲する手前にある。厚さ4 m以上の砂礫を構成層とする、標高10～20mの根城面に立地するほか、標高90m前後の丘陵性段丘にかけて広がっている。新井田川の左岸段丘は、丘陵性段丘の谷頭をもつ沢によって刻まれた地形が広がっており、是川石器時代遺跡は寺ノ沢と長田沢の二つの沢跡で分けられる。遺跡の南端にあたる一王寺(1)遺跡は寺ノ沢で分けられ、遺跡の北端にあたる堀田遺跡の南端と中居遺跡北端とは長田沢で分けられる。寺ノ沢と長田沢は縄文時代では沢底まで3～4 mほどあったとみられ、一王寺(1)と中居の両遺跡は南と北の沢地形に挟まれた地形的なまとまりの中にあつた。

遺跡の位置する段丘面は、厚さ4 m以上の砂礫を構成層とする根城面である。遺跡周辺の表層地層である黒色土層中には、十和田火山を給源とする火山灰が数層含まれており時代決定の鍵層となっている。下層から八戸火山灰、南部軽石、十和田中振軽石、十和田b、十和田a、白頭山(朝鮮半島)の各火山灰が堆積土中に層を形成し、黒色土層中に部分的に含まれる。

南部軽石は縄文時代早期後半(約9,200年前)、十和田中振軽石は縄文時代前期中頃(約5,900年前)、十和田b火山灰は縄文時代末から弥生時代にかけての降下年代が想定されている。

新井田川の河口から4 km付近は、地球規模の環境変動により約8,000年前には「古新井田湾」が形成されていたと考えられており、海までの距離が、現在より近かつた時期があつたことが想定できる。

是川石器時代遺跡は縄文時代の集落遺跡であり、一王寺(1)遺跡、堀田遺跡、中居遺跡の3遺跡が含まれる。一王寺(1)遺跡は前期から中期、堀田遺跡は中期末、中居遺跡は後期末から晩期をそれぞれ主体としている。一王寺(1)遺跡は約6,000年前からおよそ1,500年間継続したムラの跡であり、西側の山裾に配石、埋設土器、緩斜面に竪穴建物跡、貝塚、南側の寺ノ沢に至る傾斜地に捨て場が分布している。前期から中期を通じて遺跡南側に遺構が集中する。堀田遺跡は約4,200年前のムラの跡であり、竪穴建物跡や貯蔵穴がみられる。中居遺跡は約3,000年前からおよそ1,000年間、弥生時代前期まで継続したムラの跡であり、北側の長田沢と西側の一王寺丘陵中腹から流れる小さな沢に挟まれた台地に立地しており、南北の沢には捨て場や水場遺構、台地北側には竪穴建物跡や土坑墓、中央には配石がみられる。

中居遺跡南側の沢に形成された捨て場からは、縄文時代晩期前半の多種多様な植物性遺物や漆塗り製品が、良好な状態で出土するほか、花粉、種子をはじめとした動植物遺存体が埋包されており、周辺の植生環境を含めた縄文人の植物利用の実態を知ることができる。

史跡指定及び追加指定に先立ち実施された発掘調査成果から、是川石器時代遺跡における集落の様相が以下のようなものであつたことが明らかになっている。

集落の様相 (図 10～12・表 6)

是川石器時代遺跡では、草創期の爪形文土器が中居遺跡から、早期の物見台式土器が中居、一王寺(1)遺跡から出土しているが、その時期の遺構は見つかっていない。集落に係る遺構は縄文時代前期中葉から弥生時代前期にかけて認められ、縄文時代前期中葉から弥生時代前期まで地点を移動しながら変遷する。是川石器時代遺跡にみられる長期間に及ぶ集落変遷は、自然からの多様な食糧が得やすい、山を背に、河川に面し、新井田川を下って海まで最長で7kmほどの距離という立地・環境が大きく影響していたことが予想される。

集落は縄文時代前期・中期の一王寺(1)遺跡の中心が寺ノ沢北岸、中期末を主体とした堀田遺跡は長田沢北岸、後期後半から晩期の中居遺跡は長田沢南岸に立地しており、沢に面した段丘縁辺への居住志向がみられる。寺ノ沢と長田沢に挟まれた南北幅約600mの台地には、後背丘陵東斜面に源をもつ湧水が一王寺(1)遺跡を横断し、中居遺跡南低湿地へ集まっており、縄文時代には流水を容易に利用できる環境にあったと考えられる。この点は是川石器時代遺跡の集落が各時期に営まれたことと強く関係しているものであろう。

縄文時代前期中葉から後葉

一王寺(1)遺跡で、円筒下層 a、b、c、d 式期の遺構が検出されており、史跡指定地を含む D 区で竪穴建物跡・土坑・捨て場から構成される集落が確認される。

縄文時代中期前半 (円筒土器文化期)

一王寺(1)遺跡では円筒上層 a、b、c、d 式期の集落形成が引き続いており、竪穴建物跡・土坑・捨て場・埋設土器が確認される。円筒下層式期同様に一王寺(1)遺跡 D 区に遺構が集中し、捨て場付近には、数多くの竪穴建物跡や土坑が確認されている(99～101・103 トレンチ)ほか、遺跡南西側からは埋設土器や配石遺構が確認され、円筒上層 c 式期には A 区でも集落が営まれる。円筒上層 e 式期には中居遺跡で竪穴建物跡が検出されるものの全体的に集落が縮小傾向となる。

縄文時代中期後半

榎林式・大木 8b～10 式を中心とする時期である。遺構は中居遺跡の南西部で榎林・大木 8b 式の土坑群、一王寺(1)遺跡 A 区から榎林・大木 8b 式の竪穴建物跡 1 棟が検出されているが、その後の最花・大木 9 式期では遺構はなく、遺物も極めて少ないことからこの時期は集落の断絶した時期としてとらえられる。大木 10 式期には堀田遺跡から竪穴建物跡・集石遺構・土坑、一王寺(1)遺跡 E 区(144 トレンチ)から大木 10 式の竪穴建物跡などが見つかるが、竪穴建物跡が集中する様相は認められない。縄文中期後半は、前期中葉から営まれてきた大規模な集落から、竪穴建物跡数が減少し、集落の規模が縮小にむかう様相が認められる時期である。

縄文時代後期初頭～前葉

後期初頭から前葉の集落は拡散した小規模な集落形態が引き続いており、中居遺跡学習館調査区から一王寺(1)遺跡 A 区にかけての長田沢寄りに後期初頭の竪穴建物跡、E 区丘陵地に土坑、D 区～F 区に十腰内 I～II 式の捨て場、E 区山頂に十腰内 II 式の配石遺構が分布するなど分散化の様相を呈する。

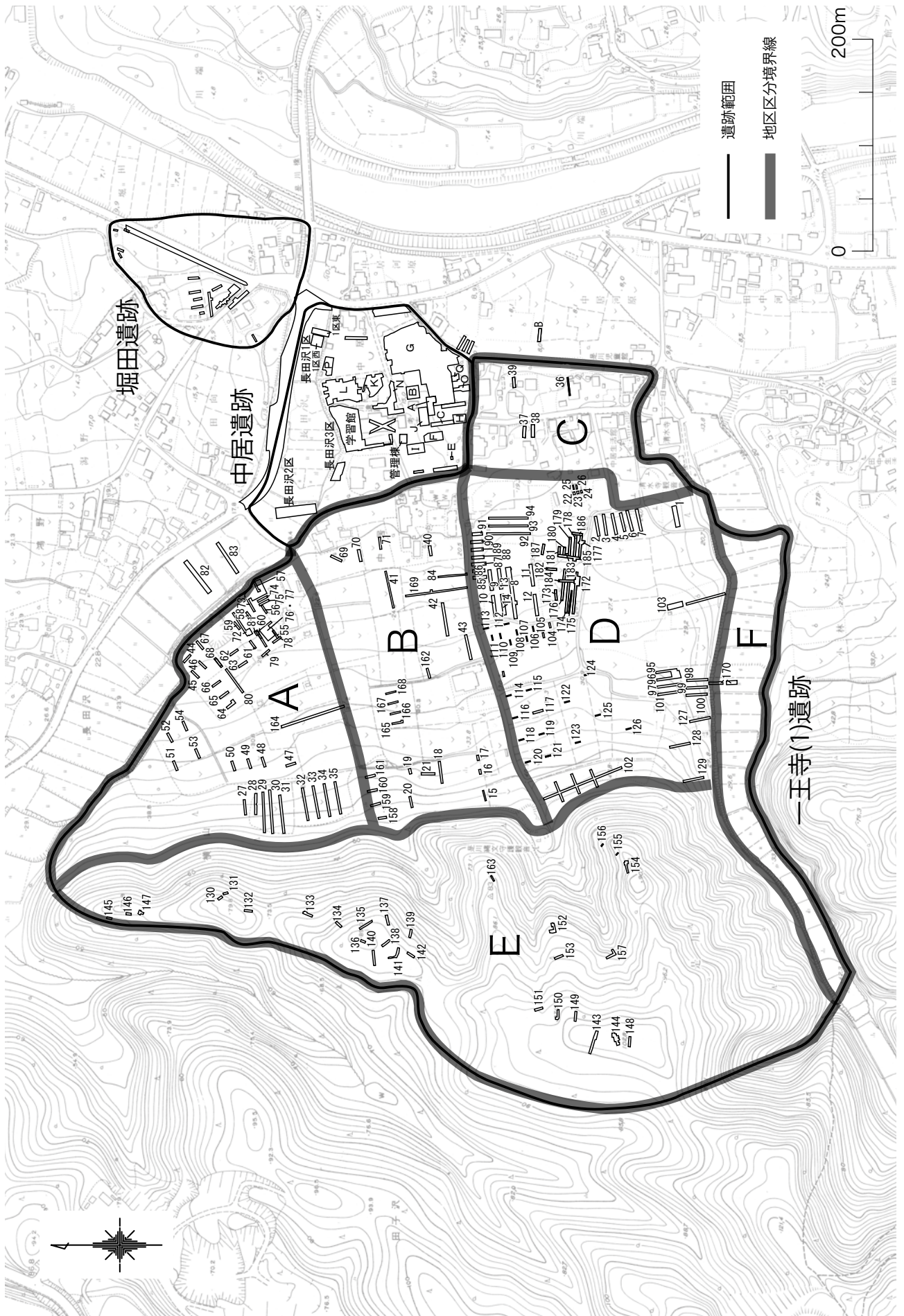


図10 調査区・トレンチ配置図

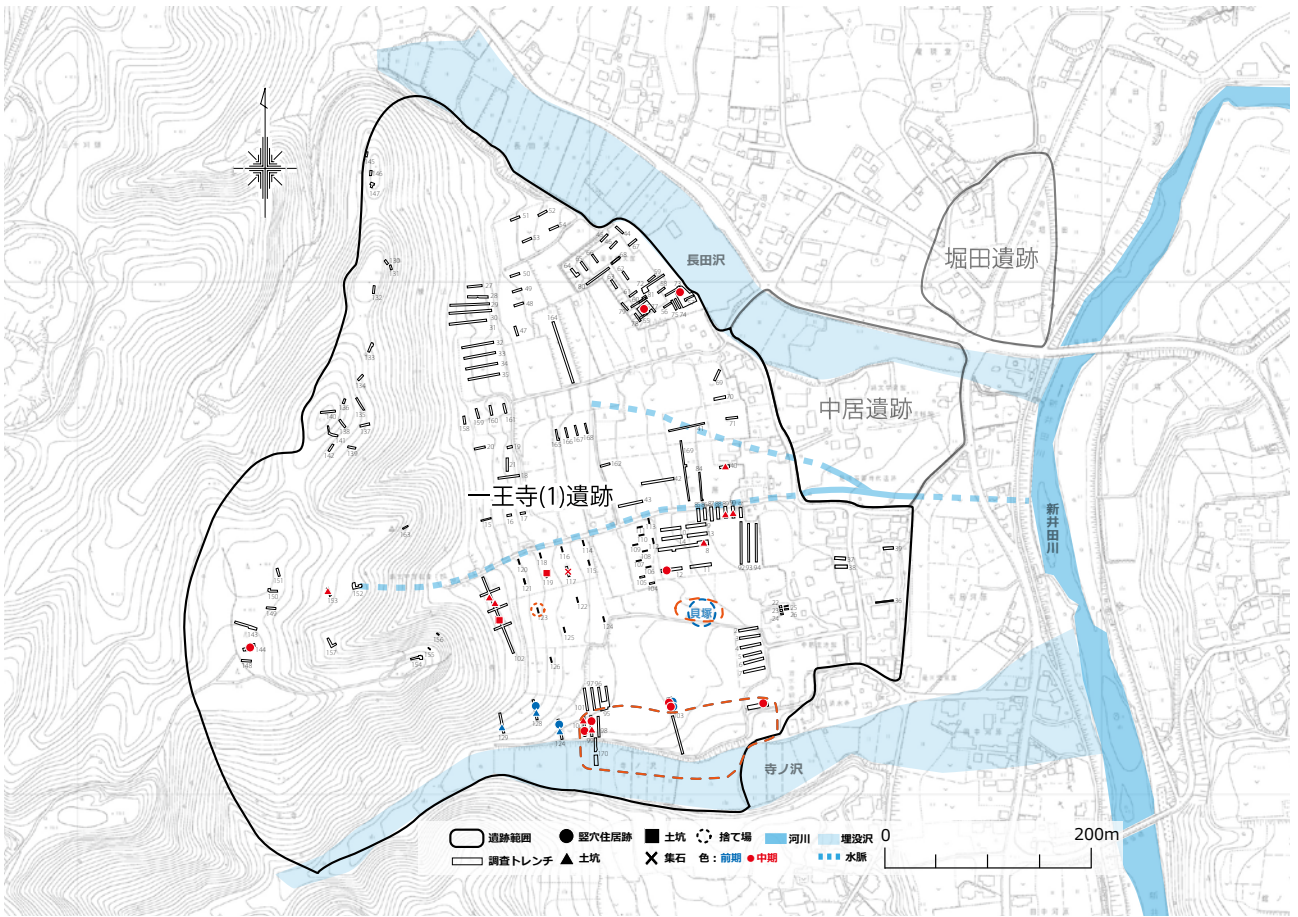


図 11 縄文時代前期～中期の一王寺 (1) 遺跡



図 12 縄文時代晩期の中居遺跡

縄文時代後期中葉～後葉

中居遺跡の長田沢寄りに十腰内IV～V式の竪穴建物跡が検出されている。

縄文時代晩期

晩期の中心は中居遺跡であり、晩期前半～後半まで各時期の遺物が出土している。晩期前半の主な遺構は竪穴建物跡・土坑墓・土坑・捨て場(1～4)・水場遺構などがあり、晩期後半には盛り土遺構、配石遺構が新たに加わり、捨て場4で廃棄が急激に増加する。O区の低湿地部分では盛り土による地形改変を行った上に配石遺構が構築されている。晩期前半の土坑墓は長田沢寄りや遺跡北西～南西部にかけて多いが、晩期後半の土坑墓は台地中央にまとまる傾向があり、晩期の前半と後半で遺構の構成に変化がみとめられる。

一王寺(1)遺跡では、B区東側に大洞BC式期の土坑が存在し、中居遺跡の遺構群からの続きととらえられるが、A区山際の大洞BC式期の竪穴建物跡、大洞A式期の捨て場、尾根にあたるE区の大洞BC式期の竪穴建物跡は中居遺跡とは連続しておらず、中居遺跡の晩期集落との関係は明らかではない。



図13 是川石器時代遺跡(中居遺跡・一王寺(1)遺跡・堀田遺跡)と周辺の遺跡

弥生時代前期

中居遺跡南東部から竪穴建物跡・埋設土器(土器棺墓)・配石遺構・溝が、一王寺(1)遺跡D区から竪穴建物跡が見つかっており、堀田遺跡では靱痕の付いた土器を含むこの時期のまとまった土器が検出されている。一王寺(1)遺跡D区の馬場野Ⅱ式の竪穴建物跡を除くと、新井田川寄りに砂沢式の集落が集中する傾向があり、砂沢式期の捨て場の中心は竪穴建物跡に近い台地部分に形成されている(土器集中地点1～4)。弥生期の捨て場や、包含層は沢跡では確認されていない。

新井田川流域の遺跡(図13・14・表6)

新井田川流域には、旧石器時代から近世まで各時代の遺跡が分布しており、豊かな歴史景観を形成している。特に新井田川下流域は、東北北部の縄文遺跡群分布の一つのまとまりを形成しており、赤御堂遺跡、館平遺跡といった早期土器編年の標識資料となる遺跡など学史的にも重要な遺跡がある。中期には松ヶ崎遺跡、石手洗遺跡などの円筒土器文化の大規模な遺跡が出現し、後期後半には、是川石器時代遺跡の対岸に風張(1)遺跡が拠点集落として変遷し、中居遺跡の晩期社会の成立に大きく影響を与えていると考えられる。是川石器時代遺跡はこうした新井田川下流域の成熟した縄文社会のなかで成立している。

旧石器時代の遺跡は、近年発見された後期旧石器時代の田向冷水遺跡がある。新井田川下流の左岸、標高8～20mの河岸段丘上に位置する約2万年前の遺跡であり、ナイフ形石器を含む約4万点の遺物が出土している。

縄文草創期では、中居遺跡や、新井田川と松館川の間に位置する牛ヶ沢(4)遺跡から爪形文土器が出土している。竪穴建物跡を伴う集落は縄文早期前葉からみられ、押型文土器を出土する牛ヶ沢(4)遺跡で検出されているほか、新井田古館遺跡、風張(1)遺跡からも押型文土器が出土している。早期中葉にあたる貝殻文土器の時期には、堀田遺跡の北側に位置する新田遺跡、潟野遺跡のほか、下流域の市子林遺跡、館平遺跡、田向遺跡、新井田古館遺跡、牛ヶ沢(4)遺跡から竪穴建物跡が検出されたほか、当該土器だけの出土も赤御堂遺跡、中居遺跡、一王寺(1)遺跡にみられる。続く早期後葉には竪穴建物内に炉をもつものが出現しており、この地域の縄文集落に大きな変化があらわれている。赤御堂遺跡には貝塚も形成される。

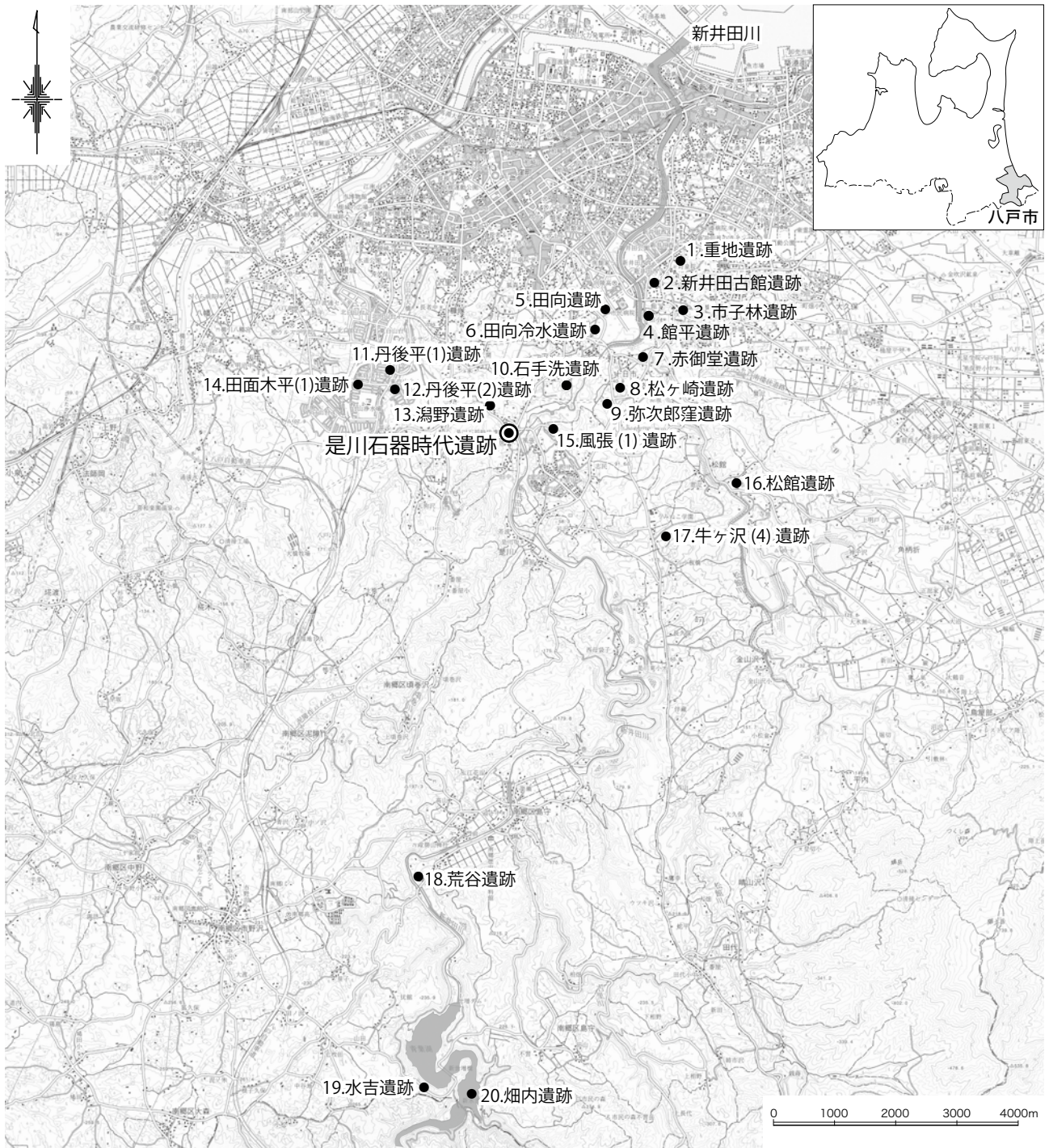
前期初頭には、一王寺(1)遺跡の北西隣にある潟野遺跡で竪穴建物跡が12棟確認されるなど、まとまった集落の形成が認められ、この時期の新井田川流域の拠点的な集落となっている。前期前葉から後葉の円筒下層式土器の遺跡は大規模な集落で構成されるものが多い。一王寺(1)遺跡、重地遺跡、石手洗遺跡などから数多くの遺構・遺物が出土している。

中期は円筒上層式土器の大規模な集落が一王寺(1)遺跡、重地遺跡、松ヶ崎遺跡、石手洗遺跡などで営まれ、松ヶ崎遺跡からは貝塚も確認されている。その一方で、牛ヶ沢(4)遺跡のように山間部の遺跡には小規模な集落もある。中期後葉には大木式土器文化の影響が強まり、大規模な遺跡とその周りに小さな遺跡が点在する傾向がみられる。大規模な遺跡としては松ヶ崎遺跡があり、小規模な遺跡としては一王寺(1)遺跡、堀田遺跡、新田遺跡、風張(1)遺跡、赤御堂遺跡があげられる。

後期初頭～中葉にかけての遺跡も中期後葉と同様、新井田川流域では一王寺(1)遺跡、重地遺跡、風張(1)遺跡、館平遺跡、牛ヶ沢(4)遺跡など小規模な集落が目立ち、拠点集落は、新井田川から西へ約2kmの土橋川沿いの丘陵地に田面木平(1)遺跡、丹後谷地(1)(2)遺跡が営まれ、流域を越えた分散化が想定される。縄文後期中葉から後葉には再び、新井田川沿いに大規模な集落が出現する。その代表が是川石器時代遺跡と新井田川を挟んで指呼の距離にある風張(1)遺跡であり、墓坑群・土坑群・掘立柱建物跡群・竪穴建物跡群が同心円状に配置された拠点集落である。同遺跡では、後期初頭から前葉には12棟程度であった竪穴建物跡が後期中葉～後葉には187棟へと飛躍的に増加する。この時期には中居遺跡、牛ヶ沢(4)遺跡からも小規模な集落が営まれている。

晩期の遺跡は、中居遺跡が筆頭にあげられ、前葉から晩期末、弥生時代前期まで継続した集落である。この他の晩期の遺跡には、上流の旧南郷村に水吉遺跡、荒谷遺跡、松館川の支流には松館遺跡がある。

弥生時代の新井田川流域は東北北部でも前期の遺跡が集中する地域である。竪穴建物跡のほか砂沢式土器と遠賀川系土器の共伴も中居遺跡をはじめ、荒谷遺跡、畑内遺跡、榎館遺跡などで見受けられる。前期後半では弥次郎窪遺跡、牛ヶ沢(4)遺跡、風張(1)遺跡、田向遺跡、田向冷水遺跡から竪穴建物跡が確認されている。弥生時代中・後期になると新井田川流域では集落が目立たなくなり、竪穴建物跡は風張(1)遺跡、田向冷水遺跡で確認されている程度となる。



遺跡 No.	遺跡台帳番号	遺跡名	所在地	時代
1	03033	重地遺跡	大字新井田字重地、石動木、寺ノ上、松山	縄文前期
2	03147	新井田古館遺跡	大字新井田字古館、後庵、中町、畑中、新井田西三丁目	縄文早期、後期・晩期
3	03039	市子林遺跡	大字新井田字市子林、石仏、大字妙字市子林、油久保	奈良、平安
4	03024	館平遺跡	大字新井田字館平、館下、外館、古戸沢、前田、市子林	縄文早期
5	03030	田向遺跡	大字田向字毘沙門平、毘沙門、冷水、松ヶ崎	縄文早期
6	03201	田向冷水遺跡	大字田向字冷水、デントウ平	旧石器、平安
7	03023	赤御堂遺跡	大字十日市字赤御堂、上樋田	縄文早期・前期・後期
8	03068	松ヶ崎遺跡	大字十日市字松ヶ崎、長根、風凌、姥岩、西、登手	縄文前期から後期
9	03140	弥次郎窪遺跡	大字十日市字弥次郎窪、姥岩、大字是川字楡館	縄文前期
10	03032	石手洗遺跡	大字石手洗字上平、上石手洗、上長根	縄文早期から晩期
11	03093	丹後平(1)遺跡	東白山台二丁目	縄文早期から晩期、飛鳥
12	03096	丹後平(2)遺跡	東白山台四丁目、大字根城字丹後平	縄文早期、前期、後期
13	03242	潟野遺跡	大字是川字潟野、金花沢、追立、田向、三十刈頭	縄文前期・後期、平安
14	03103	田面木平(1)遺跡	北白山台六丁目、東白山台三丁目、西白山台三丁目、南白山台一丁目・二丁目	縄文早期から後期、弥生、飛鳥
15	03142	風張(1)遺跡	大字是川字狹森	縄文早期から晩期、弥生、奈良、平安
16	03062	松館遺跡	大字松館字門前、赤羽根、夏川戸	縄文前期から晩期
17	03266	牛ヶ沢(4)遺跡	大字松館字牛ヶ沢	縄文、平安
18	03293	荒谷遺跡	南郷区大字島守下荒谷、奥河原	縄文前期から晩期、平安
19	03514	水吉遺跡	南郷区大字島守字昌蒲沢、水吉	縄文
20	03287	畑内遺跡	南郷区大字島守	縄文前期から晩期、弥生、奈良、平安

図 14 新井田川流域の主要な縄文遺跡

時代	時期区分	土器型式	新井田川左岸					新井田川右岸					
			中居遺跡	一王寺(1)遺跡	堀田遺跡	潟野遺跡	石手洗遺跡	田向遺跡	風張(1)遺跡	檜館遺跡	松ヶ崎遺跡	館平遺跡	赤御堂遺跡
縄文時代	草創期	無文土器											
		隆線文土器											
		爪形文土器	■										
		多縄文系土器	■										
	早期	日計式						■	■				
		白浜式	■	■				■	■			■	
		根井沼式						■					
		寺の沢式						■					
		吹切沢式				■							■
		鳥ノ木沢式				■							
		物見台式	■	■					■				
		ムシリI式	■					■				■	■
		赤御堂式	■										■
		早稲田5類											
	表館IX群												
	前期	長七谷地Ⅲ群				■							
		早稲田6類				■				■			
		表館式											
		円筒下層 a 式		■		■							
		円筒下層 b 式		■		■							
		円筒下層 c 式		■		■					■		
		円筒下層 d 1 式		■		■					■		
		円筒下層 d 2 式		■		■					■		
	中期	円筒上層 a 式		■		■			■		■		
		円筒上層 b 式		■		■					■		
		円筒上層 c 式		■		■					■		
		円筒上層 d 式	■	■		■		■			■		
		円筒上層 e 式	■	■		■		■			■		
		榎林・大木8b式	■	■		■		■			■		
		最花・大木9式		■		■		■			■		
		大木10式		■	■	■		■			■		■
	後期	牛ヶ沢・神付・弥栄平式	■	■	■	■							■
		十腰内I式		■		■			■			■	■
十腰内II式			■		■								
十腰内III式			■		■			■					
十腰内IV式		■	■		■				■			■	
十腰内V式		■	■		■				■			■	
晩期	大洞B式	■	■		■								
	大洞B C 式	■	■		■								
	大洞C 1 式				■								
	大洞C 2 式				■								
	大洞A 式		■		■								
	大洞A' 式	■	■		■								
弥生時代	前期	砂沢式	■		■	■				■			
		馬場野II式		■		■			■				

■ 遺構が検出された時期
 ■ ■ ■ 遺構外遺物

表6 新井田川流域の主要な縄文遺跡の消長

< 中居遺跡 >

調査年・期間	調査地点	調査主体・原因	特記事項	面積 (㎡)	文献
大正 2 年 (1913)		石田収蔵 (学術調査)			
大正 9 年 (1920) 11 月		泉山岩次郎・斐次郎 (学術調査)			
大正 10 年 (1921)		長谷部言人 (学術調査)			
大正 15 年 (1926) 11 月	南側低湿地		地表より 1.5m で約 70cm のクルミの層があり、篋形木製品、木製腕輪、磨製石斧など出土。		
昭和 4 年 (1929)	南側低湿地	大山史前学研究所 (学術調査)	特殊泥炭層を構成する堅果はクルミ、トチ、ナラであることが判明。アスファルトの入った土器、藍胎漆器、破損部をアスファルトで接着した土器などが出土。	10	甲野勇「青森県三戸郡是川村中居石器時代遺跡調査概報」『史前学雑誌』第 2 巻 4 号昭和 5 年 (1930)
昭和 37 年 (1962)	八戸市是川字中居 3-1	八戸市 (是川考古館建設)	縄文後期、晩期の土器、石器などが発見。	150	
昭和 46 年 (1971)	八戸市是川字中居 3-1	八戸市 (堅穴建物復元に伴う調査)	大洞 C・BC・B 式土器の包含層、後期の十腰内 3 式土器の包含層を確認。他に獣骨、人骨も発見。	184	江坂輝弥「速報・八戸市是川中居遺跡の再調査」考古学ジャーナル 60 昭和 46 年 (1971)
昭和 48 年 (1973) 5 月 12・13 日	八戸市是川字中居 3-1	八戸市 (歴史民俗資料館建設)	土器・石器が出土。	112	滝沢幸長「八戸市歴史民俗資料館建設予定地緊急発掘調査報告書」八戸市昭和 48 年 (1973)
昭和 49 年 (1974) 6 月 22 日～7 月 2 日、8 月 1 日～8 月 5 日	八戸市是川字中居 3-1	八戸市 (管理棟建設)	集石遺構 1 基、土坑墓 4 基 (縄文晩期)、人骨 8 体が検出された。埋葬姿勢のわかるものは、上肢を伸ばし、膝を強く屈して立てた仰臥屈葬。また、ベンガラが付着した赤染人骨 2 体が確認された。	208	八戸市「八戸市歴史民俗資料館管理棟建設に伴う緊急発掘調査概要」昭和 52 年 (1977)
昭和 55 年 (1980) 5 月 7 日～7 月 30 日	八戸市是川字中居 地内	八戸市 (歩道建設)	弥生前期の土器が出土し、これらの中には「遠賀川系土器」が含まれている。	96	八戸市 5 集「是川中居・堀田遺跡発掘調査報告書」昭和 56 年 (1981)
昭和 56 年 (1981) 10 月 5 日～11 月 14 日	八戸市是川字長田 沢	八戸市 (市道八幡坂線建設)	縄文早期から晩期にわたる土器、土製品 (土偶など)、石器 (石鏃など) が出土している。	480	八戸市 7 集「是川中居遺跡試掘調査報告書」昭和 57 年 (1982)
昭和 57 年 (1982) 4 月 12 日～5 月 31 日	八戸市是川字長田 沢	八戸市 (市道八幡坂線建設)	縄文後期末葉と晩期中葉の土器が最も多く出土した。石器にはヒスイの有孔石製品 (勾玉) やアスファルト付着の石鏃がある。	612	八戸市 10 集「是川中居遺跡発掘調査報告書」昭和 58 年 (1983)
平成 5 年 (1993) 5 月 12 日～8 月 6 日	八戸市是川字中居 3-1	八戸市 (縄文学習館建設)	縄文後期・晩期の堅穴建物、土坑墓群等発見。	1,125	八戸市 82 集「是川中居遺跡」平成 11 年 (1999)
平成 11 年 (1999) 7 月 13 日～10 月 13 日	中居 A・B・D 区 八戸市是川字中居 6-1 ほか	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	弥生前期の配石遺構 (B 区)、縄文晩期前葉の捨て場、木製品多数出土 (D 区)	600	八戸市 91 集「是川中居遺跡 1」平成 14 年 (2002)
平成 11 年 (1999) 7 月 13 日～10 月 13 日	中居長田沢 1 区 八戸市是川字中居 6-1 ほか	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	縄文晩期後葉の捨て場	144	八戸遺跡調査会 2 集「是川中居遺跡」平成 14 年 (2002)
平成 12 年 (2000) 7 月 14 日～10 月 18 日	中居 C・E 区 八戸市是川字中居 6-1 ほか	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	縄文晩期前葉の捨て場、木製品多数出土 (C 区)	80	八戸市 91 集「是川中居遺跡 1」平成 14 年 (2002)
平成 12 年 (2000) 7 月 14 日～10 月 18 日	中居長田沢 1 区 八戸市是川字中居 6-1 ほか	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	縄文晩期後葉の捨て場、遺物包含層	80	八戸遺跡調査会 2 集「是川中居遺跡」平成 14 年 (2002)
平成 13 年 (2001) 5 月 10 日～10 月 3 日	中居長田沢 2・3 区	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	縄文早期～後期の遺物少量	200	八戸遺跡調査会 2 集「是川中居遺跡」平成 14 年 (2002)
平成 13 年 (2001) 7 月 24 日～9 月 28 日	中居 F 区 八戸市是川字中居 6-1 ほか	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	縄文晩期前葉の捨て場、木製品少量出土	140	八戸市 103 集「是川中居遺跡 3」平成 16 年 (2004)
平成 14 年 (2002) 5 月 21 日～10 月 30 日 6 月 24 日～10 月 31 日	中居 G・H・I 区 八戸市是川字中居 6-1 ほか	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	弥生前期の土器棺墓・捨て場・住居跡 (G 区)、縄文晩期前葉の捨て場から木製品多数出土 (H 区)、縄文中期の堅穴建物跡 (I 区)	2,248	八戸市 107 集「是川中居遺跡 4」平成 17 年 (2005)、八戸市 103 集「是川中居遺跡 3」平成 16 年 (2004)、八戸遺跡調査会 5 集「是川中居遺跡」平成 16 年 (2004)
平成 15 年 (2003) 10 月 29 日～10 月 30 日、4 月 22 日～8 月 1 日、7 月 7 日～10 月 14 日	中居 H・J・L・M 区 八戸市是川字中居 6-1 ほか	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	縄文晩期前葉の水場遺構 (H 区)、縄文後期後半以降の土坑墓から赤染人骨 (L 区)	1,731	八戸市 107 集「是川中居遺跡 4」平成 17 年 (2005)、八戸市 103 集「是川中居遺跡 3」平成 16 年 (2004)、八戸遺跡調査会 5 集「是川中居遺跡」平成 16 年 (2004)
平成 16 年 (2004) 5 月 11 日～9 月 30 日	中居 K・N・O・P・Q 区 八戸市是川字中居 6-1 ほか	八戸市 (範囲確認の試掘調査)	縄文晩期後半遺構の土坑墓 (K 区)、縄文晩期後半以降の盛土・配石遺構 (O 区)、縄文後期後半の住居跡 (P 区)	816	八戸市 111 集「是川中居遺跡 5」平成 18 年 (2006)
調査面積合計				9,016	

表 7 是川石器時代遺跡調査履歴①

<一王寺(1)遺跡>

調査年・期間	調査地点	調査主体・原因	特記事項	面積(m ²)	文献
大正15年(1926) (昭和元年)		長谷部言人 山内清男	オセドウ貝塚(旧市浦村)の出土品とあわせて「円筒土器」名称誕生のきっかけとなる。		長谷部言人「円筒土器文化」人類学雑誌42巻1号昭和2年(1927)
昭和4年(1929)		大山史前学研究所	宮坂光次・池上啓介が中心となり、貝塚を調査。出土品は泉山邸で保管→八戸市へ寄贈	21	
昭和4年(1929)		泉山岩次郎 泉山斐次郎	大山史前学研究所調査区隣接地を調査。骨角器・鳥の骨・縄文土器出土。		
平成6年(1994) 4月18日～28日	1地点 是川字 中居18-1	八戸市(墓地造成に伴う)	トレンチを1本入れて調査した結果、縄文中期の住居跡2棟を発見。	120	
平成6年(1994) 5月9日～26日	2地点 是川字 一王寺2-4	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文中期～晩期・弥生・古代の遺構を発見。住居跡20棟程度・土坑1基・溝1条。	250	
平成7年(1995) 11月15日～12月6日	3地点 是川字 中居29-1	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文中期の遺構(住居跡2棟・土坑10基・溝3条)・早期の遺物包含層を発見。包含層からは、貝殻土器が多数出土。	520	八戸市65集「八戸市内遺跡発掘調査報告書8」平成8年(1996)
平成8年(1996) 11月14日～20日	4地点 是川字 中居52,53	八戸市(範囲確認の試掘調査)	5・7トレンチで縄文中期の遺構を発見。4トレンチを中心に遺物出土。縄文土器は、中期のものが多数。石族鏃・陶磁器等も出土。	140	八戸市69集「八戸市内遺跡発掘調査報告書9」平成9年(1997)
平成9年(1997) 7月31日～8月7日	5地点 是川字 中居27-2,27-4	八戸市(個人住宅建設に伴う緊急調査)	縄文中期の包含層を発見。	23	八戸市74集「八戸市内遺跡発掘調査報告書10」平成10年(1998)
平成9年(1997) 10月28日～11月12日	6地点 是川字 横山6,8	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文晩期の住居跡1棟・土坑5基・溝3条を発見。9トレンチで大洞A式土器の包含層を発見。	530	八戸市74集「八戸市内遺跡発掘調査報告書10」平成10年(1998)
平成10年(1998) 11月5日～12月8日	7地点 是川字 中居13-1,15-1,22-1,30-2,46-4,46-8,46-9	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文時代の土坑2基(縄文中期末～後期初頭、縄文晩期前半)、一部は中居遺跡として報告。	380	八戸市77集「八戸市内遺跡発掘調査報告書11」平成11年(1999)
平成14年(2002) 4月17日～23日	8地点 是川字 横山6,9	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文後期の竪穴建物跡1棟、土坑2基	500	八戸市96集「八戸市内遺跡発掘調査報告書16」平成15年(2003)
平成17年(2005) 10月1日～31日	8A地点 是川字 横山1,2-1,15	八戸市(博物館建設のため)	縄文時代中期末～後期の竪穴建物跡4棟・土坑5基	770	八戸市110集「是川一王寺(1)遺跡」平成18年(2006)
平成17年(2005) 11月1日～30日	8B地点 是川字 長田沢13-2・3	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文土器	180	八戸市109集「八戸市内遺跡発掘調査報告書22」平成18年(2006)
平成17年(2005) 4月26日	9地点 是川字 中居46-10	八戸市(暗渠設置に伴う試掘調査)	近世の柱穴8基	43	八戸市109集「八戸市内遺跡発掘調査報告書22」平成18年(2006)
平成18年(2006) 7月19日～8月11日	10地点 是川字 中居28-1,29-1	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文時代早期～晩期の遺物集中2地点、縄文時代の土坑6基、古代の竪穴建物跡2棟、近世の柱穴・井戸跡ほか	491	八戸市114集「八戸市内遺跡発掘調査報告書24」平成19年(2007)
平成19年(2007) 9月5日～10月3日	11地点 是川字 一王寺	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文時代中期～後期の捨て場(盛土)、縄文時代～後期の捨て場(盛土)、縄文時代の竪穴建物跡9棟、土坑31基、弥生時代前期の竪穴建物跡1棟、弥生時代以降の溝3条。	800	八戸市117集「八戸市内遺跡発掘調査報告書25」平成20年(2008)
平成20年(2008) 5月8日～7月8日	12地点 是川字 一王寺	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文時代前・中期～後期の捨て場(盛土)、縄文時代～後期の捨て場(盛土)、縄文時代の竪穴建物跡10棟、土坑10基、弥生時代以降の溝3条。	800	八戸市120集「八戸市内遺跡発掘調査報告書26」平成21年(2009)
平成21年(2009) 5月11日～7月8日	13地点 是川字 一王寺・横山	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文時代の竪穴建物跡3棟、土坑19基(フラスコ状土坑4基)、屋外炉1基、配石遺構(墓?)、古代の竪穴建物跡1棟。	650	八戸市124集「八戸市内遺跡発掘調査報告書27」平成22年(2010)
平成22年(2010)	14地点 是川字 一王寺・横山・ 中居・寺ノ沢	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文時代前期・後期の遺物包含層など	556	八戸市134集「八戸市内遺跡発掘調査報告書28」平成23年(2011)
平成26年(2014)	是川字中居28-1、 28-2	内容確認調査	縄文時代前期の貝塚、前期から中期の遺物包含層	600	
調査面積合計				7,374	

<堀田遺跡>

調査年・期間	調査地点	調査主体・原因	特記事項	面積(m ²)	文献
昭和47年(1972)11 月16日～11月20日	是川字堀田	八戸市(市道改良工事に伴う)	縄文中期の竪穴建物1軒、集石遺構1基、土坑1基	78	市川金丸「是川堀田遺跡」文化財シリーズ14昭和48年(1973)
昭和55年(1980)5 月7日～7月30日	是川字堀田・ 田向	八戸市(安全歩道設置に伴う)	縄文中期の土坑3基 弥生前期の包含層(靱帯痕土器含む)	240	八戸市5集「是川中居・堀田遺跡発掘調査報告書」昭和56年(1981)
平成22年(2010)8 月23日～9月9日	是川字堀田 2-10・3-1・4-1	八戸市(範囲確認の試掘調査)	縄文時代の土坑23基。主体は中期末	290	八戸市124集「八戸市内遺跡発掘調査報告書27」平成22年(2010)
調査面積合計				608	
三遺跡合計調査面積				16,998	

表7 是川石器時代遺跡調査履歴②

遺物の概要

是川石器時代遺跡の遺物は、古くは明治34年(1901)に地元の川村末吉により、中居遺跡で採集した石器について報告がされている。中居遺跡では堅果類の殻が主体をなす土層から漆塗り遺物を含む植物性遺物が出土することが報告されたほか、一王寺(1)遺跡では貝塚が発見され、骨角器や動物遺存体が出土することが報告されている。主要な出土品を遺跡ごとに紹介する。

一王寺(1)遺跡は前期から中期の円筒土器文化期を中心としており、遺物は遺跡南側の捨て場を中心に出土している。土器は最花・大木9式土器の中期後半で一部断絶するが、前期後半の円筒下層a式土器から、後期前半の十腰内Ⅲ式土器までほぼ途切れなく出土する。また、同時期の土製品、石器、石製品が出土しているほか、貝層が検出された地点からは、円筒下層式土器とともに獣骨、魚骨、貝殻などの動物遺存体や単式釣り針、開窩式離頭銚やヘアピンなどの骨角器が出土している。晩期では大洞B～BC式、大洞A式の土器が出土している。

堀田遺跡は中期末から後期初頭の短い期間の集落跡である。遺物は、大木10式と後期初頭に比定される土器や石器が土坑から出土している。

中居遺跡は、晩期の亀ヶ岡文化期を中心としており、土器・土製品・石器・石製品などの遺物は低湿地の捨て場を中心に出土しているほか、台地の居住域からも出土している。土器は、後期後半の十腰内Ⅳ式、晩期の大洞B～A'式の各型式が出土している。また草創期の爪形文土器、早期前半の白浜式、早期後半の物見台式、ムシリⅠ式、赤御堂式、中期後半の円筒上層d～e、榎林式・大木8b式、後期初頭の土器が出土している。晩期の土器は、皿・鉢・壺・注口・香炉などの器形があり、壺の種類が豊富である。上記遺物のほか、低湿地からは動植物遺存体や、弓弭や刺突具などの骨角器のほか、石斧柄やヤス軸柄などの木製品、木胎漆器や籃胎漆器、櫛・腕輪・耳飾りなどの漆塗り装身具が遺存率の高い状態で出土しており、当遺跡の最大の特徴となっている。これらの出土品は、土器や植物質遺物に縄文時代晩期の工芸技術の高さがうかがえ、亀ヶ岡文化期を代表する遺物として昭和8年(1933)8月23日に重要美術品、昭和37年(1962)2月2日に大正～昭和初期の発掘調査出土品のうち633点が「陸奥国是川遺跡出土品」として重要文化財に指定されている。その後、平成5・11～16年(1993・1999～2004)に八戸市が実施した発掘調査により、土器・石器・骨角製品のほか、木製容器・籠形木製品・ヤス軸柄などの木製品や籃胎漆器・木胎漆器・弓・櫛などの漆製品が大量に出土した。漆製品には、容器・狩猟具・装身具など多種多様であり、分析により黒色漆と赤色漆の重ね塗りの技術が確認できた。また、木製品はヤス軸柄や石斧柄から狩猟や伐採といった生業活動の復元や、樹種同定による植物利用の実態を捉えうる重要な資料であり、土器・石器・骨角製品・漆製品・木製品等330点が平成23年(2011)6月27日に「青森県是川遺跡出土品」として重要文化財に追加指定された。

●社会的環境

人口

八戸市は、人口約24万人、圏内人口約60万人と青森県内では青森市に次ぐ第2の規模を誇る。昭和4年(1929)の市制施行時は約52,000人であった八戸市の人口は、合併・編入を経て増加を続けていたが、国勢調査によれば、平成7年(1995)の249,358人をピークに人口減少傾向が続いている。平成17年(2005)には244,700人、平成22年(2010)には237,615人となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後の八戸市の人口は、平成27年(2015)には229,177人となり、10年後の平成37年(2025)には、約2万人減少して209,088人となることが推計されており、この傾向は今後も続いていくことが予想されている(図15)。

平成22年(2010)の人口に占める65歳以上の人口は23.3%であり、全国平均の23.0%をやや上回っている。

是川遺跡が所在する是川地区では、昭和29年(1954)の八戸市と合併した時の人口が約4千人であり、新井田川右岸に昭和45年(1970)から造成された是川団地の建設により人口が増加したものの、その後は減少傾向が続いている(図16)。また、65歳以上の割合は、平成22年(2010)で30.3%と市の平均より高い状況が続いており、高齢化が進んでいる。

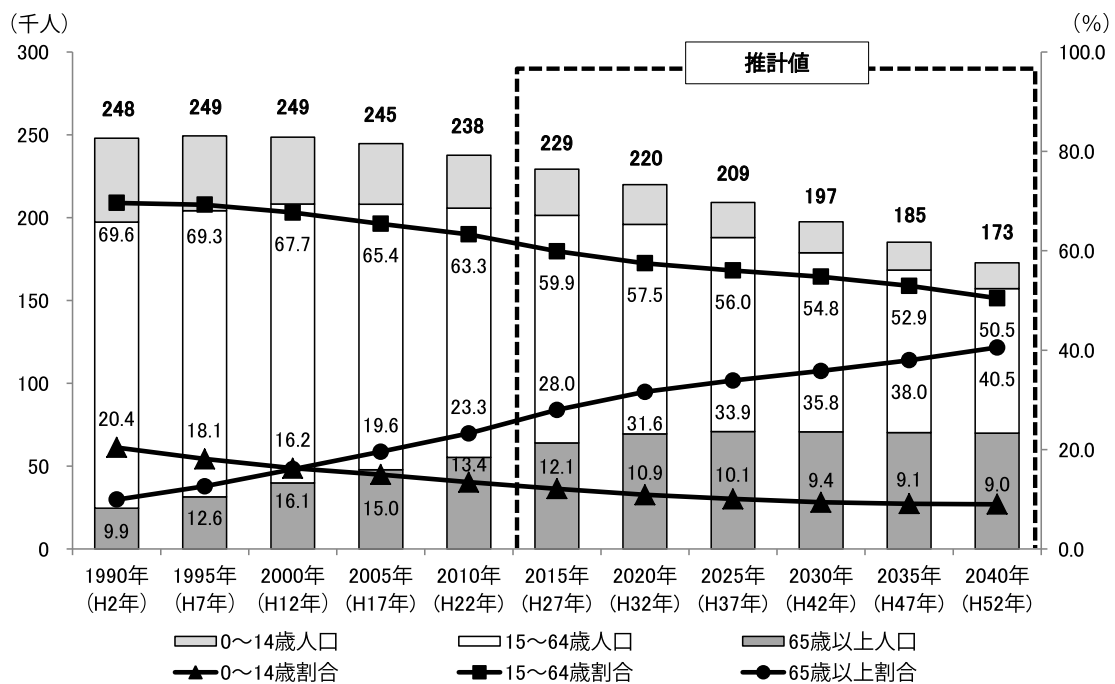


図15 八戸市の総人口及び年齢3区分別人口の推移 資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 ※昭和55年～平成12年は旧八戸市+旧南郷村 ※図15,18,19,21,22,24は「第6次八戸市総合計画(案)資料編」より

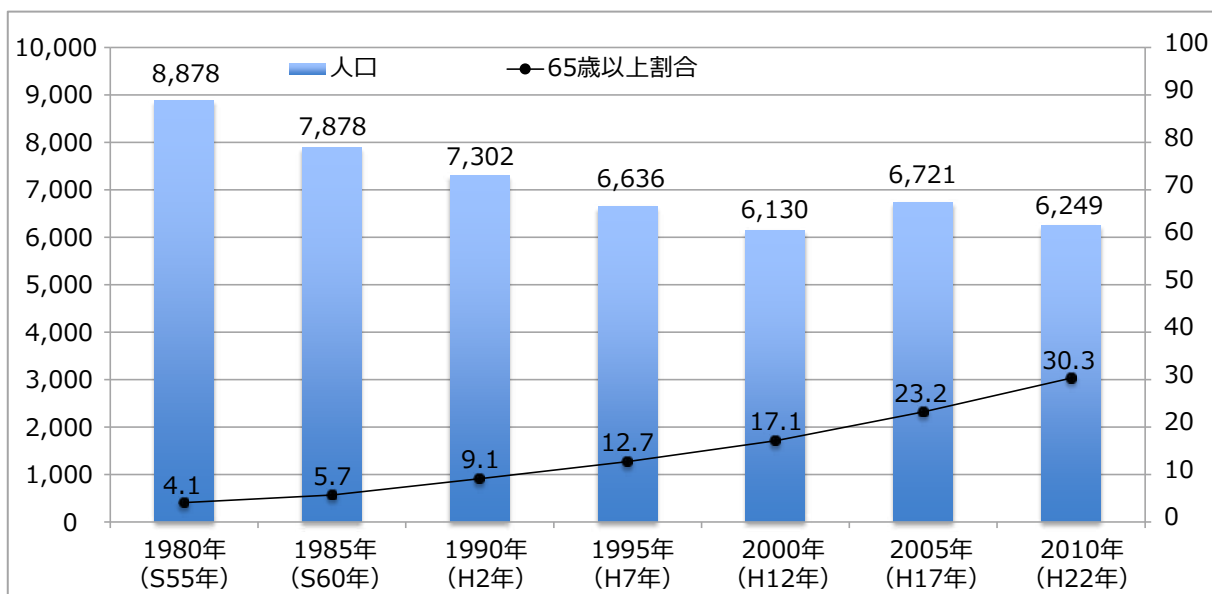


図 16 是川地区の人口 資料：国勢調査、八戸市の人口 (昭和 55 年～平成 22 年)

産業

八戸市の就業人口は平成 8 年 (1996) が最も多く、平成 13 年 (2001) 以降減少している (図 17)。藩政時代の城下町を中心としながら、港湾整備を通じた水産業・製造業等の産業基盤強化により、周辺地域の商業拠点として発展してきた。平成 24 年 (2012) では、市内の就業者数のうち 78.4%が第 3 次産業に従事しており、青森県全体の比率に比べて高い割合となっている。

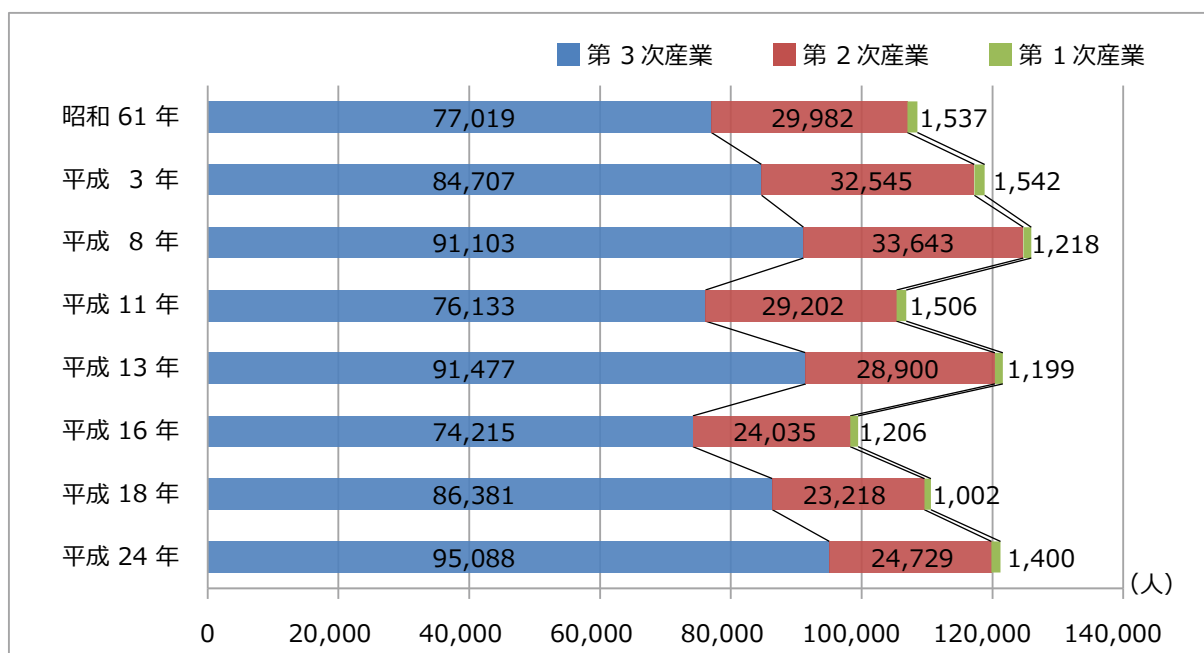


図 17 八戸市産業別従事者数の推移
資料：事業所・企業統計、経済センサス (平成 11 年以降は旧八戸市・旧南郷村合算)

農業

八戸市の農業振興地域は 23,977ha（八戸 14,864ha、南郷 9,113ha）で、そのうち農用地区域は 5,065ha（八戸 2,401ha、南郷 2,664ha）を占める。（平成 27 年（2015）3 月 31 日現在、農政課調べ）夏期は「やませ」により冷涼、冬期は少雪多照等の自然条件のもと、市域の大規模消費人口を背景に農用地区域における都市近郊型農業が展開され、地域の特色を活かした生産と緑資源の維持向上に努めている。

旧八戸市地域では、「ながいも」「にんにく」「ねぎ」「ピーマン」等の露地野菜、水田転作による「いちご」「大豆」をはじめ、「トマト」「きゅうり」等の施設園芸野菜や果樹、畜産等、集団的な生産が展開されている。南郷地域では、「葉たばこ」栽培のほか、観光振興と連動し、「そば」の産地化、「さくらんぼ」「ブルーベリー」などの果樹生産や農産加工に取り組んでいる。

農業生産額はほぼ横ばいで推移しているが、従事者数は近年減少傾向にある（図 18・19）。

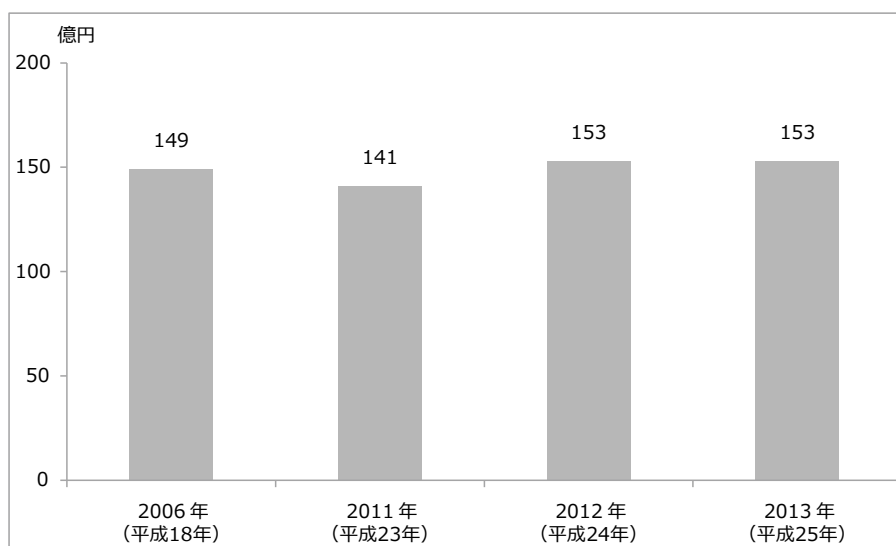


図 18 八戸市の農業生産額の推移 資料：農林水産省

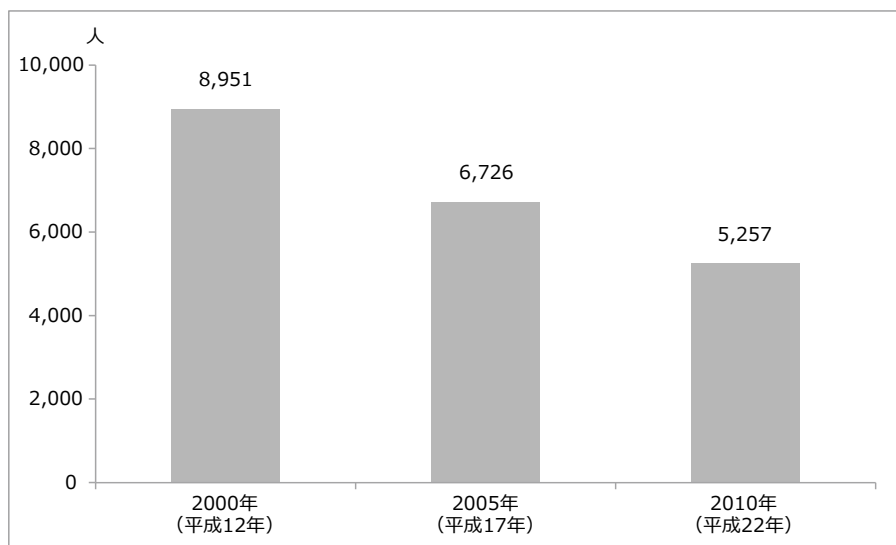


図 19 八戸市の農業従事者数の推移 資料：農林水産省

水産業

藩政時代から「鮫浦みなと」の名で知られる八戸港は、漁港のほか、江戸方面との交易拠点、三陸沿岸の避難港として明治以降も水産業の拠点として栄えてきた。

漁港としては、昭和35年(1960)の特定第3種漁港指定を契機に、魚市場の整備や背後施設の建設など、水産都市としての基盤整備が進められ、昭和41年(1966)から43年(1968)にかけて3年連続、平成11・12年(1999・2000)に2年連続して水揚げ日本一を記録するなど、日本有数の漁港となった。最も水揚げが多かった昭和63年(1988)には、81万9千トン进行録している(図20)。近年は水揚げが減少傾向となっているが、ハサップ対応型荷捌き所の整備等世界規模の流通に対応した設備整備を進めている。

八戸港へ水揚げされる主な魚種はイカ、サバで、数量全体の約8割を占める。特にイカは、近海・日本海のスルメイカ、北太平洋のアカイカ、ペルー沖のアメリカオオアカイカなどが水揚げされ、長年にわたってイカの水揚げ日本一を誇っている。

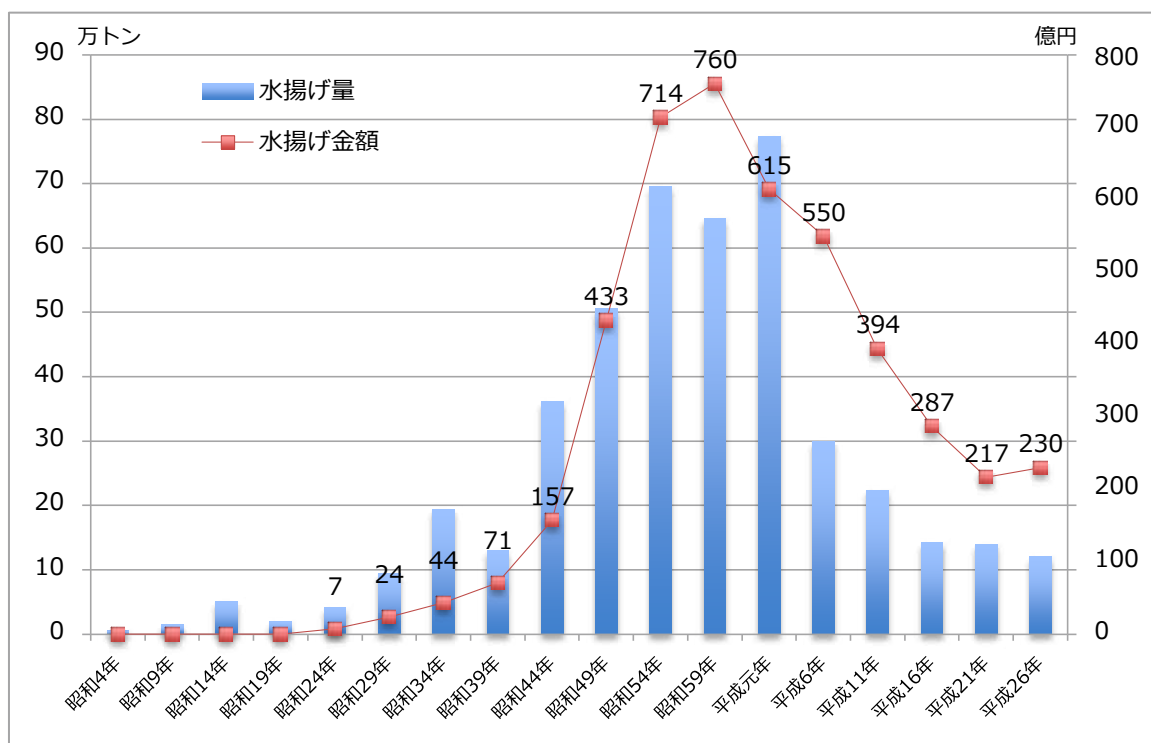


図20 水揚げ高の推移(昭和4年(1929)～平成26年(2014))

工業

沿岸南部を主体とする水産業に対し、昭和に入ると沿岸北部を中心に商港としての整備が始まり、昭和 26 年 (1951) には重要港湾に指定されている。また、昭和 39 年 (1964) の新産業都市の指定を契機に沿岸北部の臨海地帯に工業地帯が形成され、工業港としても飛躍的な発展を遂げてきている。

製造品出荷額では、食料品、飼料・試料、パルプ・紙、鉄鋼で全体の 7 割以上を占め、青森県内で製造品出荷額が最も多く、県全体に占める構成比は 30 ～ 35% 前後で推移している (図 21)。

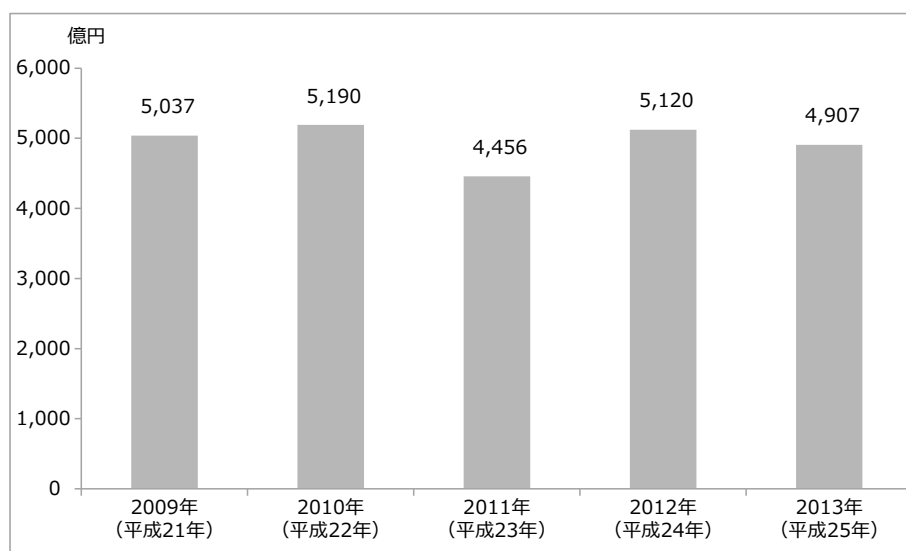


図 21 八戸市の製造品出荷額等の推移 資料：経済産業省

商業

八戸市の商業は、青森県南から岩手県北の中核都市として発達し、平成 23 年 (2011) の調査では約 63 万人の商圈人口を有している。藩政期の旧城下にあたる中心街を中心に小売業が発展してきたが、平成以降、郊外型大型店舗の進出が進み、売り場面積の拡大と商業拠点の分散化が進んでいる。卸売業・小売業ともに年間販売額は近年減少傾向にある (図 22)。

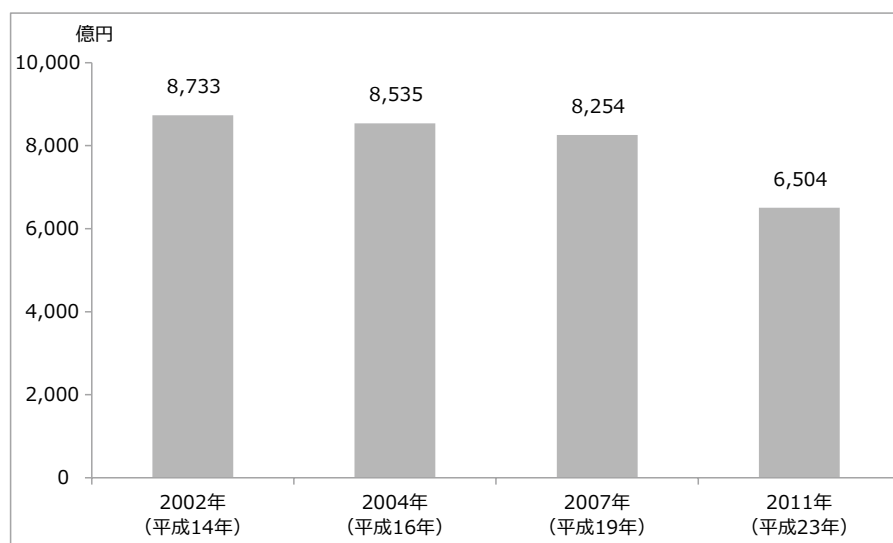


図 22 八戸市の年間商品販売額の推移 資料：経済産業省

交通

八戸市へのアクセスは、JR 東日本東北新幹線八戸駅、東北縦貫自動車道八戸インターチェンジ、八戸久慈自動車道を利用した陸路のほか、フェリーを利用して八戸港フェリーターミナルへ至る海路、八戸市北側に位置する三沢市三沢空港を利用した空路があり、陸路・鉄路・空路・海路が揃った交通網を有している。

史跡是川石器時代遺跡までのアクセスは、東北縦貫自動車道八戸インターチェンジより遺跡西側を通る国道 340 号、市道八幡坂線を経由して約 3km で史跡に隣接する八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館駐車場へ至る(図 23)。公共交通機関では、JR 八戸駅より土・日・祝日は是川縄文館行きの直通バスを利用し、約 20 分で是川縄文館に至る。平日は JR 八戸駅より八戸市中心街行きのバスを利用して約 20 分で八戸市中心街、さらに八戸市内循環バスに乗り換えて約 20 分で是川縄文館へ至る。是川縄文館から史跡へは、東へ徒歩約 5 分となっている。

史跡内には、市道中居線及び法定外道路が存在しているが、道路拡幅及び新規敷設の予定はない。また、堀田遺跡の指定地中央を県道島守八戸線が縦断している。

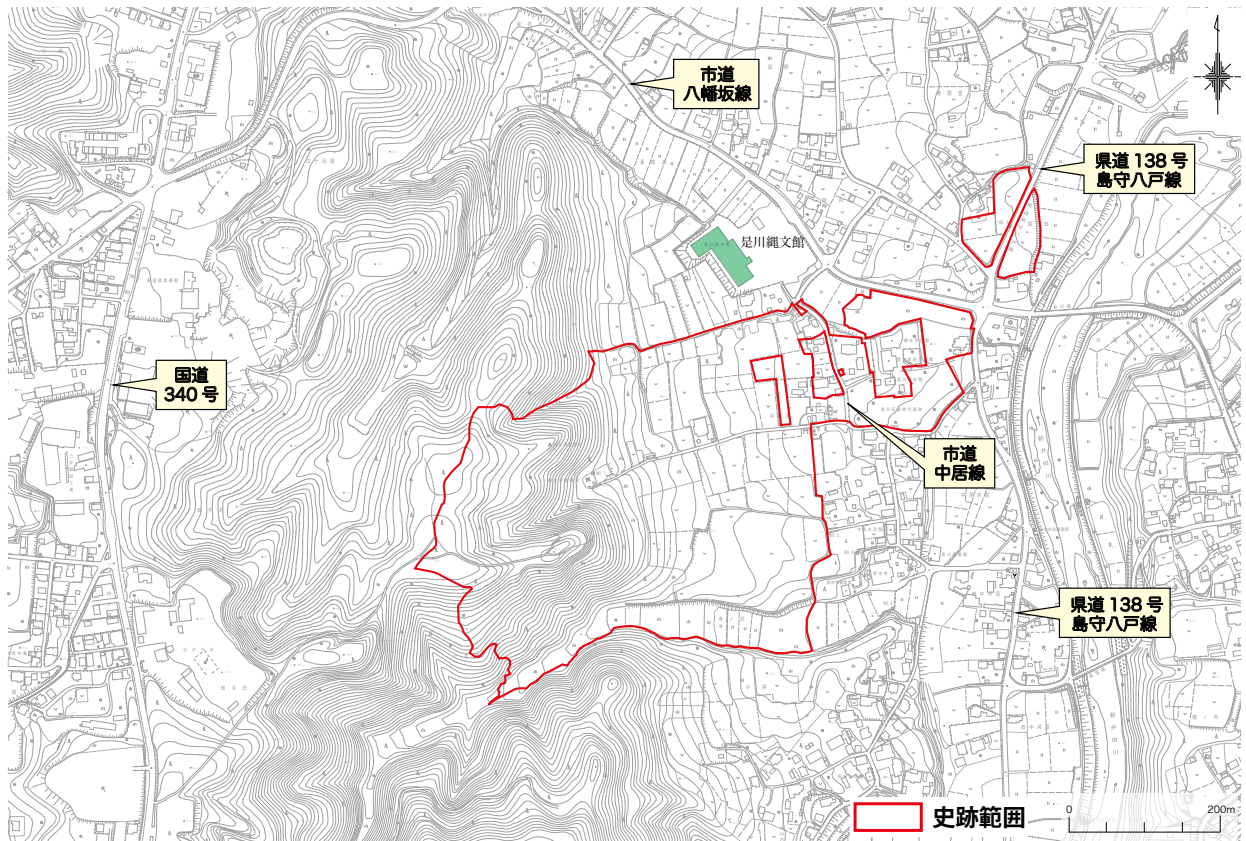


図 23 史跡周辺の主要交通網

観光

八戸市には、三陸復興国立公園・三陸ジオパークに指定された名勝種差海岸や南郷地区の田園風景に代表される豊かな自然、史跡是川石器時代遺跡・国宝合掌土偶や史跡根城・櫛引八幡宮等の歴史遺産、国指定重要無形民俗文化財の八戸三社大祭・八戸えんぶりなどの祭り、八戸せんべい汁・いちご煮といった食など、さまざまな観光資源を有している。

八戸市では、これらの観光資源を4つのゾーン（渚、田園、歴史・文化、産業）と4つのスポット（センター、祭り、食彩、物産）に分け、屋根のない博物館「フィールドミュージアム八戸」として観光振興を図っており、史跡是川石器時代遺跡は歴史・文化ミュージアムの中心的な観光資源のひとつとして位置づけられている。

八戸市の観光客入込数は、平成12年(2000)の東北新幹線八戸駅開業によって大幅に増加した(図24)。近年は、期間中の観光客入込数100万人を超える国指定重要無形民俗文化財八戸三社大祭(7/31～8/4)や八戸えんぶりなどの観光資源が定着している。

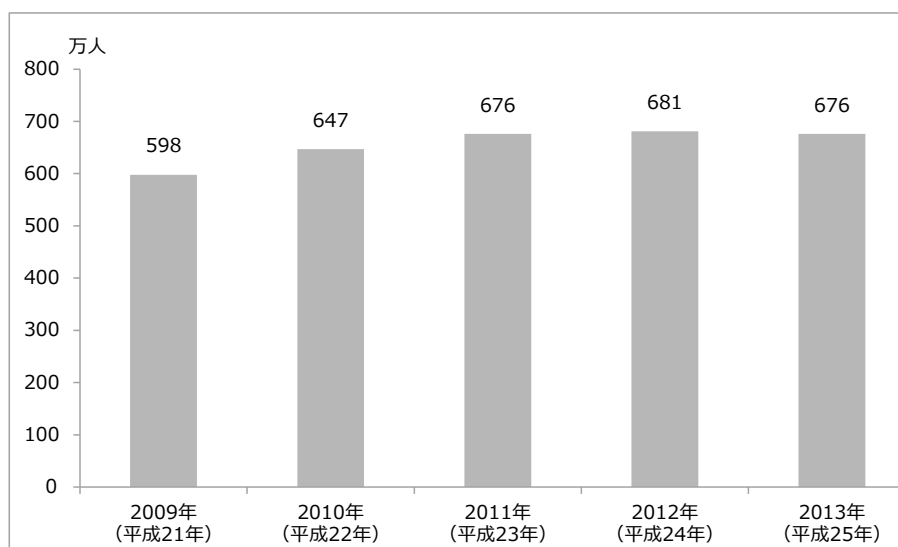


図24 八戸市観光客入込数の推移

オ. 指定地の状況

指定地は、昭和 32 年 (1957) の史跡指定以降段階的に公有化を進めており、民有地については準備が整い次第、公有化する方針である。現在は、指定地のうち 6 割以上が民有地である (平成 28 年 (2016)3 月現在)。民有地は山林・原野が半数を占め、次いで畑が 4 割弱となっている (図 26～28)。田・畑の一部では耕作が行われている。

	史跡指定地面積 (㎡)	埋蔵文化財包蔵地面積 (㎡)
中居遺跡	20,992.09	32,000
一王寺 (1) 遺跡	183,374.65	326,000
堀田遺跡	9,130.00	18,000
合計	213,496.74	376,000

表8 史跡指定地及び周知の埋蔵文化財包蔵地面積

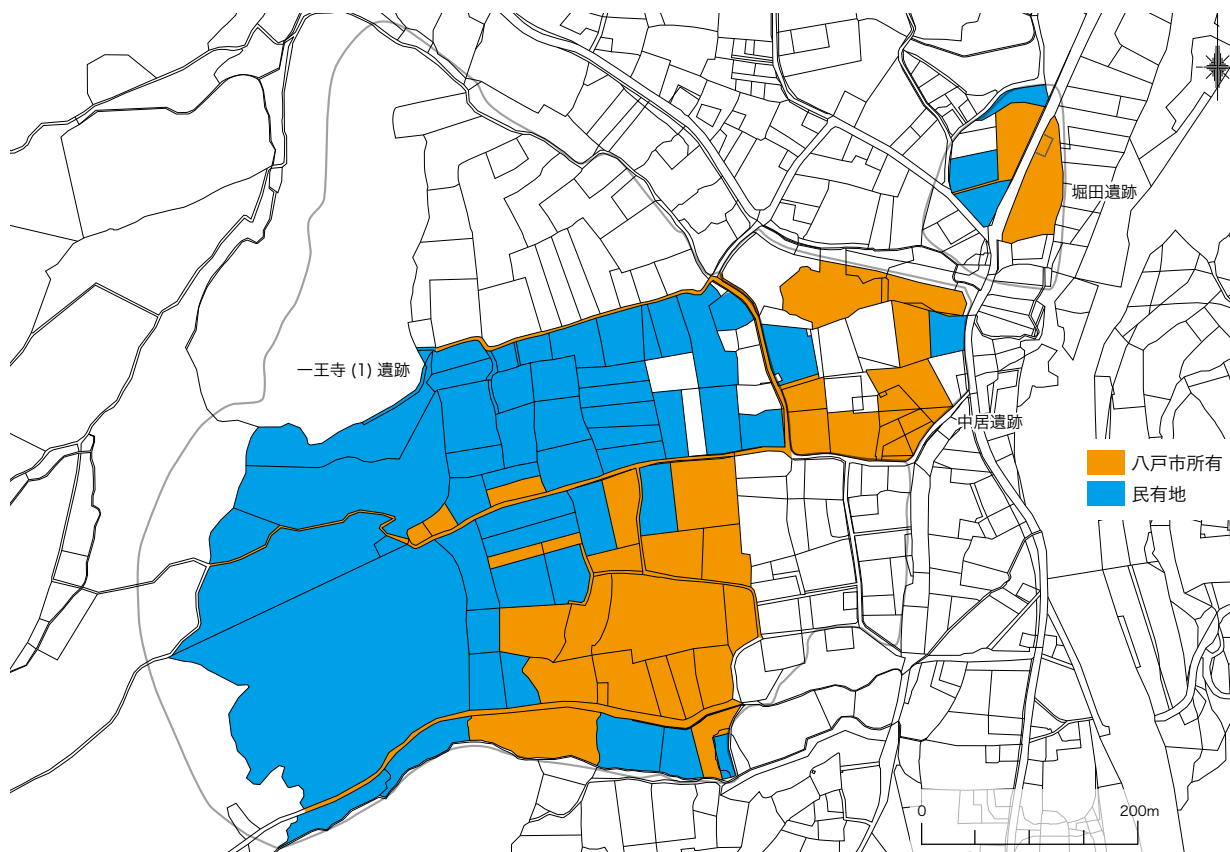


図 25 史跡指定地の現況と公有化状況

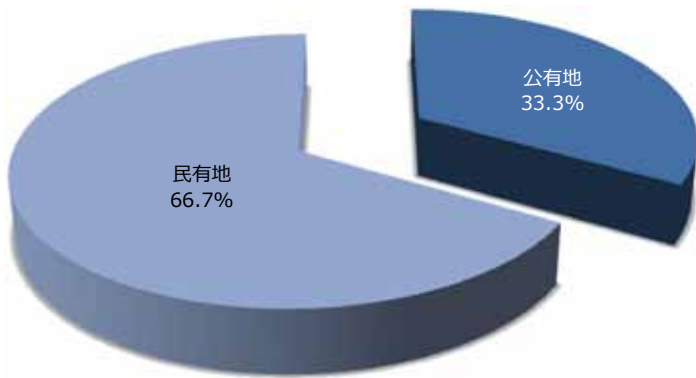


図 26 史跡指定地の現況と公有化割合

	面積 (㎡)	割合
公有地	71,066.12	33.3%
民有地	142,430.62	66.7%
合計	213,496.74	

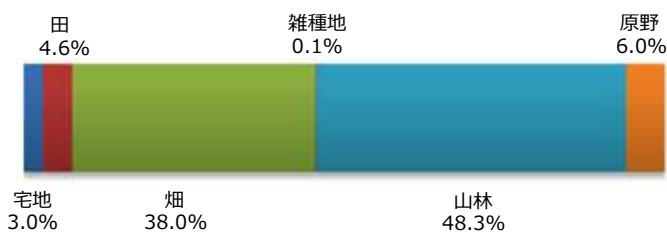


図 27 史跡指定地（民有地）の地目別割合

種別	面積 (㎡)	割合
宅地	4,284.99	3.0%
田	6,462.63	4.6%
畑	54,040.00	38.0%
雑種地	205.00	0.1%
山林	68,859.00	48.3%
原野	8,579.00	6.0%
合計	142,430.62	

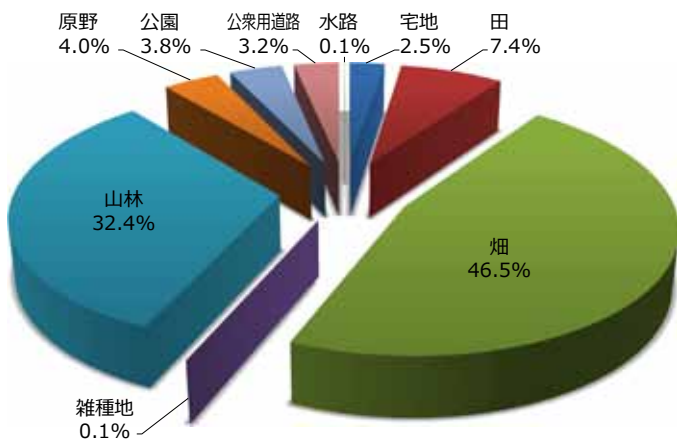


図 28 史跡指定地の現況と地目別割合

種別	面積 (㎡)	割合
宅地	5,274.27	2.5%
田	15,818.63	7.4%
畑	99,368.00	46.5%
雑種地	205.00	0.1%
山林	69,159.00	32.4%
原野	8,579.00	4.0%
公園	8,097.00	3.8%
公衆用道路	6,885.18	3.2%
水路	110.66	0.1%
合計	213,496.74	

公有化の経緯

昭和 32 年 (1957) の史跡指定を受け、指定地の遺跡公園整備による保存と出土品収蔵庫建設のため、昭和 37～40 年 (1962～1965) に宅地部分を除く中居遺跡指定地の公有化を実施した。また、指定地に隣接する中居遺跡の一部を公有化し、昭和 38 年 (1963) に出土品収蔵庫 (是川考古館) を建設するとともに公有化範囲を公園として解放している。平成 9 年 (1997) の是川縄文の里整備構想策定を受け、平成 14・15 年度に昭和 32 年 (1957) 史跡指定地のうち、一王寺 (1) 遺跡分の公有化を実施している。

平成 16 年 (2004) の追加指定地については、既存宅地部分を除き、平成 20 年度までに公有化を行った。平成 25 年 (2013) の追加指定地については、保護の万全を図り、史跡整備による活用を図るため、平成 26 年度から公有化を開始し、準備の整った地点から公有化を進めている。

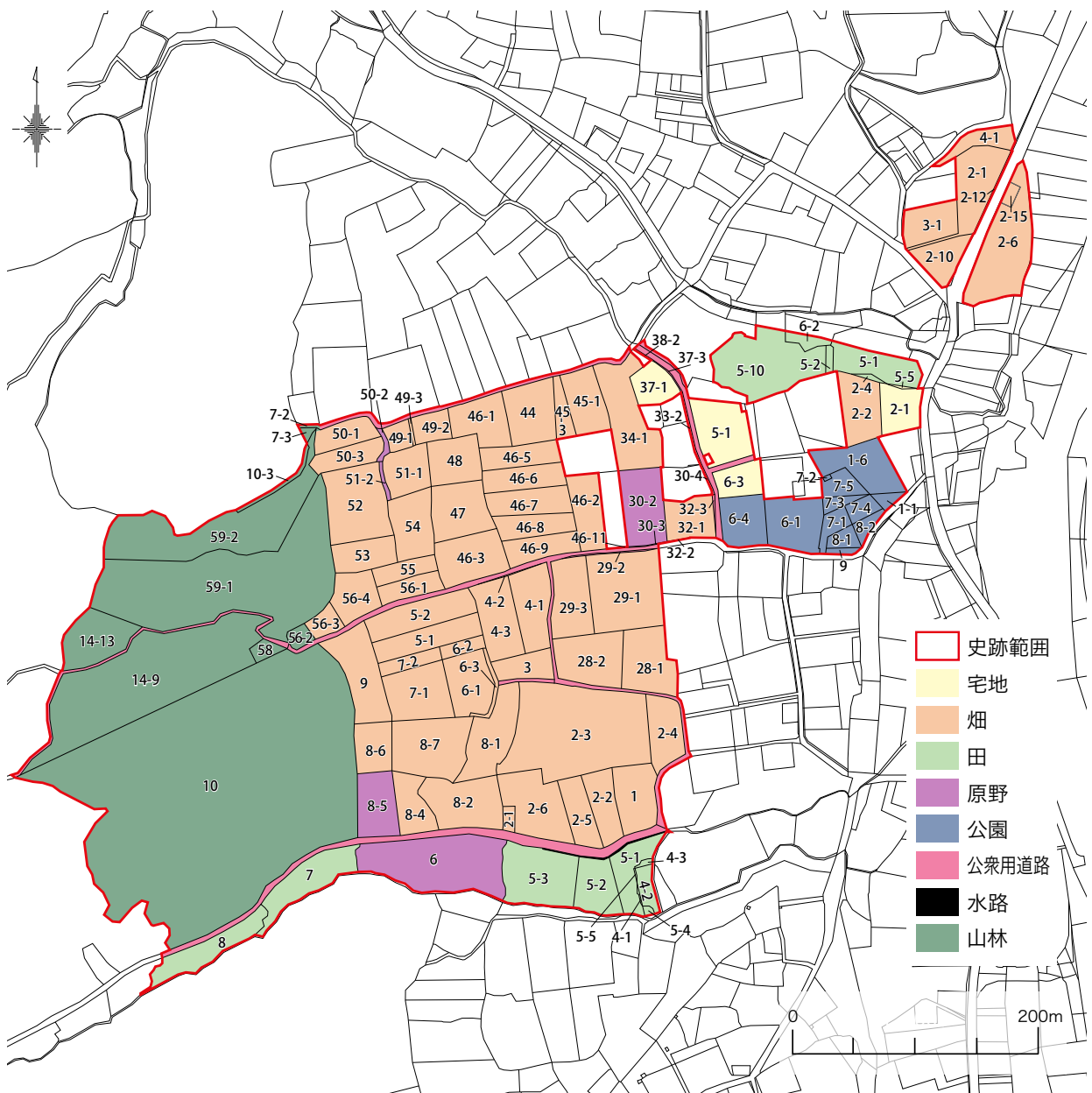


図 29 史跡指定地の現況と地目

大字・字名	地番等	面積 (㎡)	地目	所有者	遺跡名	史跡指定	備考
大字是川字中居	1番1	224.00	公園	八戸市	中居遺跡	昭和32年	
大字是川字中居	1番6	1,935.00	公園	八戸市	中居遺跡	昭和32年	1番1から分筆
大字是川字中居	5番1	2,075.68	宅地	民有地	中居遺跡	昭和32年	
大字是川字中居	2番1	1,191.24	宅地	民有地	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	2番2	1,685.00	畑	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	2番4	66.00	田	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	6番1	1,917.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	6番3	958.78	宅地	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	6番4	1,477.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	7番1	469.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	7番2	23.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	7番3	280.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	7番4	399.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	7番5	581.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	8番1	363.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	8番2	303.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居	9番	126.00	公園	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字長田沢9-5と中居38-2に挟まれ、中居6-4と中居32-3に挟まれる道路敷		731.62	公衆用道路	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字中居5-1と中居6-3に挟まれる道路敷		152.79	公衆用道路	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字長田沢	5番1	1,668.00	田	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字長田沢	5番2	116.00	田	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字長田沢	5番10	3,782.00	田	八戸市	中居遺跡	平成16年	5番2から分筆
大字是川字長田沢	5番5	30.50	宅地	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字長田沢	6番2	313.00	田	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字長田沢	9番5	124.48	公衆用道路	八戸市	中居遺跡	平成16年	
大字是川字一王寺	1番	1,753.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	昭和32年	
大字是川字一王寺	2番1	177.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	昭和32年	
大字是川字一王寺	2番6	2,439.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	昭和32年	2番1から分筆
大字是川字一王寺	2番2	1,264.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	昭和32年	
大字是川字一王寺	2番3	7,644.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	昭和32年	
大字是川字一王寺	3番	975.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	昭和32年	
大字是川字中居	28番1	2,121.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	昭和32年	
大字是川字中居	28番2	2,201.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	昭和32年	
大字是川字中居	30番2	2,069.00	原野	民有地	一王寺(1)遺跡	平成16年	
大字是川字中居	30番4	31.28	公衆用道路	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成16年	
大字是川字中居	32番1	1,299.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成16年	
大字是川字中居	32番3	33.00	公衆用道路	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成16年	

表9 史跡指定地の現況一覧表①

大字・字名	地番等	面積 (㎡)	地目	所有者	遺跡名	史跡指定	備考
大字是川字中居	33番2	71.00	公衆用道路	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成16年	
大字是川字中居	34番1	2,879.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成16年	
大字是川字中居	37番1	1,018.07	宅地	民有地	一王寺(1)遺跡	平成16年	
大字是川字中居	37番3	19.59	公衆用道路	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成16年	
大字是川字中居	38番2	15.00	公衆用道路	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成16年	
大字是川字一王寺	2番4	1,510.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	2番5	1,198.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	4番1	1,850.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	4番2	28.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	4番3	1,983.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	5番1	1,632.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	5番2	1,997.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	6番1	1,743.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	6番2	396.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	6番3	205.00	雑種地	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	7番1	2,156.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	7番2	570.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	8番1	2,221.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	8番2	2,418.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	8番4	1,252.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	8番5	1,634.00	原野	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	8番6	1,208.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	8番7	2,874.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	9番	2,390.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字一王寺	10番	38,771.00	山林	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	4番1	17.00	田	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	4番2	446.00	田	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	4番3	51.00	田	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	5番1	1,294.00	田	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	5番2	1,467.00	田	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	5番3	2,740.00	田	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	5番4	60.00	田	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	5番5	8.63	田	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	6番	4,650.00	原野	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	7番	2,049.00	田	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字寺ノ沢	8番	1,741.00	田	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字中居	29番1	3,722.00	畑	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字中居	29番2	50.00	公衆用道路	八戸市	一王寺(1)遺跡	平成25年	
大字是川字中居	29番3	1,983.00	畑	民有地	一王寺(1)遺跡	平成25年	

表9 史跡指定地の現況一覧表②

大字・字名	地番等	面積 (㎡)	地目	所有者	遺跡名	史跡指定	備考
大字是川字中居	30 番 3	12.00	公衆用道路	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	32 番 2	14.00	公衆用道路	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	44 番	1,930.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	45 番 1	1,522.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	45 番 3	576.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 1	1,628.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 2	1,471.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 3	2,036.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 5	1,166.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 6	1,267.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 7	1,418.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 8	1,148.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 9	1,136.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	46 番 11	1.04	公衆用道路	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	47 番	2,005.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	48 番	1,566.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	49 番 1	436.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	49 番 2	727.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	49 番 3	48.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	50 番 1	988.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	50 番 2	129.00	原野	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	50 番 3	1,003.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	51 番 1	1,331.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	51 番 2	97.00	原野	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	52 番	2,934.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	53 番	1,235.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	54 番	1,748.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	55 番	746.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	56 番 1	822.00	畑	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	56 番 2	300.00	山林	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	56 番 3	500.00	畑	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	56 番 4	1,319.00	畑	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	58 番	303.00	山林	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	59 番 1	11,866.00	山林	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居	59 番 2	5,695.00	山林	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字横山	7 番 2	44.00	山林	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字横山	7 番 3	96.00	山林	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字横山	10 番 3	255.00	山林	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	

表9 史跡指定地の現況一覧表③

大字・字名	地番等	面積 (㎡)	地目	所有者	遺跡名	史跡指定	備考
大字是川字田子沢	14 番 9	9,789.00	山林	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字田子沢	14 番 13	2,040.00	山林	民有地	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字一王寺 2 番 4 と是川字中居 28 番 1 に挟まれ、是川字一王寺 10 番と是川字寺ノ沢 8 番に挟まれるまでの道路敷		2,838.42	公衆用道路	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居 29 番 2 と同 30 番 3 に挟まれ、是川字田子沢 14 番 9 と同 2 番 1 に挟まれるまでの道路敷		1,918.01	公衆用道路	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居 29 番 3 と同 4 番 1 に挟まれる道路敷		148.20	公衆用道路	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字中居 45 番 1 と同 40 番 1 に挟まれ、是川字中居 50 番 1 と是川字横山 6 番に挟まれるまでの道路敷		688.75	公衆用道路	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字一王寺 1 番に南接する道路敷と是川字寺ノ沢 5 番 1 に挟まれ、是川字一王寺 2 番 6 に南接する道路敷と是川字寺ノ沢 5 番 3 に挟まれるまでの水路敷		110.66	水路	八戸市	一王寺 (1) 遺跡	平成 25 年	
大字是川字堀田	2 番 1	2,150.00	畑	八戸市	堀田遺跡	昭和 32 年	
大字是川字堀田	2 番 12	36.00	公衆用道路	青森県	堀田遺跡	昭和 32 年	2 番 1 から分筆
大字是川字堀田	2 番 6	3,496.00	畑	八戸市	堀田遺跡	昭和 32 年	
大字是川字堀田	2 番 15	182.00	畑	八戸市	堀田遺跡	昭和 32 年	2 番 6 から分筆
大字是川字堀田	2 番 10	1,132.00	畑	八戸市	堀田遺跡	平成 25 年	
大字是川字堀田	3 番 1	1,320.00	畑	民有地	堀田遺跡	平成 25 年	
大字是川字堀田	4 番 1	814.00	畑	民有地	堀田遺跡	平成 25 年	

表9 史跡指定地の現況一覧表④

3. 史跡是川石器時代遺跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値

是川石器時代遺跡は、東北地方の縄文文化を考える上で重要な遺跡である。本遺跡は縄文時代の複数の遺跡からなり、集落の構造や変遷を知ることができる。中居遺跡の低湿地から出土する植物質遺物や漆製品は亀ヶ岡文化期の様相や自然利用のあり方を知る上で重要であり、堀田遺跡は縄文時代の終末をめぐる論争の舞台となり土器編年が縄文研究の基礎として定着する契機となったほか、一王寺(1)遺跡は円筒土器文化期の編年研究に大きな役割を果たした。

本遺跡はその後の調査研究により、各集落の構造をより具体的に知ることができるようになった。また、縄文時代草創期から弥生時代前期に至る遺物の存在が明らかとなり、縄文時代の長期にわたって断続的に集落が営まれていたことが明白となった。そのことは、日本列島における狩猟採集社会の特質を考える上で極めて重要である。

(2) 新たな価値評価の視点

平成11年(1999)から16年(2004)に実施された中居遺跡の低湿地の調査では、大正年間に調査された堅果類を主体とする遺物包含層の内容・構造把握のみならず、水場遺構をはじめとする水辺の生業にかかわる遺構や遺物が多数検出された。また、良好な状態で出土した漆製品・木製品は、縄文時代の漆技術や植物利用の様相をうかがわせる貴重な資料であり、縄文時代の文化・技術を考える上で、極めて重要な遺跡であることがあらためて確認された。調査によって明らかになった低湿地における遺構・包含層の形成過程及び縄文時代晩期の集落構造は、中居遺跡の新たな価値として評価され、追加指定がなされている。

また、平成6年(1994)から22年(2010)に実施された一王寺(1)遺跡・堀田遺跡の調査では、一王寺(1)遺跡で居住域・捨て場・貯蔵穴・埋設土器等で構成される円筒土器文化期の集落構造や集落が遺跡南側に集中するという土地利用のあり方が明らかとなり、遺跡の範囲と内容が明らかになったとして、追加指定がなされている。

また、平成26年(2014)から実施されている一王寺(1)遺跡の調査では、大正・昭和初期の発掘調査坑を検出し、縄文時代中期の遺物包含層下位で縄文時代前期の貝塚が再確認された。確認された貝塚及び調査坑は、学史的な価値のみならず、内陸に位置する貝塚として希少であり、重要な成果といえる。

是川石器時代遺跡は、大正年間から発掘調査が行われてきた。今後は、学史的な価値とともに過去の調査地点の再調査によって得られた新たな成果から、遺跡の新たな価値が評価される可能性がある。

(3) 構成要素の特定(表10)

是川石器時代遺跡を構成する諸要素を特定し、本質的価値を構成する諸要素及びその他の諸要素、周辺環境を構成する諸要素に分類した。

ア. 本質的価値を構成する要素

是川石器時代遺跡は東北地方の縄文文化を考える上で重要な遺跡であり、その構成要素は、縄文時代前期から中期の一王寺(1)遺跡及び縄文時代晩期の中居遺跡の2つの集落跡にあり、東北地方における縄文社会や文化・技術、自然利用のあり方考える上で重要な遺構・遺物であり、

一王寺(1)遺跡で確認された円筒土器文化期の集落及び中居遺跡で確認された亀ヶ岡文化期の集落と出土遺物は重要な構成要素である。また、遺跡西側の丘陵から東側の新井田川へと至る緩斜面といった地形や、緩斜面を東西方向に横切る沢跡が、各時期の集落形成に大きな影響を与えており、沢跡の水源を含めた地形が、大規模な改変を受けずに良好な状態で残されている。基盤となるこれらの自然地形も、史跡の本質的価値を構成する要素のひとつである。

○縄文時代前期から中期の円筒土器文化期の捨て場、貝塚、竪穴建物跡等の遺構及び遺物

北東北及び北海道南部に分布する円筒土器文化は、縄文時代前期から中期に渡って継続する。同文化を特徴づけている円筒式土器は、一王寺(1)遺跡の調査資料によって設定されたものであり、前期の円筒下層式、中期の円筒上層式と、層位的に確認された初めての事例である。遺跡内には円筒下層式期の貝塚、円筒下層式から上層式期の捨て場などの遺構が良好な状態で保存されている。また、一王寺(1)遺跡で確認されている縄文時代前期の貝塚は、多くの動物遺存体や骨角器が良好な状態で出土し、内陸に位置する貝塚として極めて重要である。

○縄文時代晩期の亀ヶ岡文化期の竪穴建物跡、土坑墓、水場遺構、捨て場等の遺構及び遺物

中居遺跡から出土する亀ヶ岡文化期の遺物は、縄文時代晩期の北東北を中心に北海道から関東、関西、さらに九州といった広範囲に影響を及ぼしたものである。本遺跡の土器、土偶、漆塗り製品等は精緻で工芸的な造形が亀ヶ岡文化を代表するものであり、出土遺物のうち963点が重要文化財に指定されている。これらの遺物は低湿地捨て場に良好な状態で包蔵されている。また、台地上には赤色顔料を塗布した縄文人骨が検出される土坑墓群もあり、縄文時代晩期の遺構及び遺物はその価値を構成する最も重要な要素である。

○縄文時代前期～中期、晩期以外の遺構及び遺物

上記の円筒土器文化期及び亀ヶ岡文化期とともに、その前後の時期の遺構・遺物が検出されている。堀田遺跡では中期末葉～後期初頭、中居遺跡から一王寺(1)遺跡にかけて後期初頭、中居遺跡で後期後葉、弥生時代前期の遺構・遺物が検出された。また、遺物は縄文時代草創期の爪形文土器が中居遺跡、早期の貝殻文土器が中居遺跡・一王寺(1)遺跡から出土している。これらの遺構及び遺物は、集落が長期間にわたって断続的に営まれていたことを示すものであり、史跡の本質的価値を構成する要素のひとつである。

イ. その他の構成要素

本質的価値ではないが、史跡にとって重要な要素として、縄文学習館内の縄文時代復元植生、復元竪穴建物、是川遺跡記念碑が挙げられる。植栽は、クリ・トチ・コナラ・ウルシ・カラムシ等、縄文時代の有用植物を中心に整備したものであり、敷地内に建てられた復元竪穴建物とともに、見学者の縄文文化への理解を深めるための機能を果たしている。

また、是川遺跡記念碑には、史跡の学史的価値や出土遺物が高く評価されていることが記されており、史跡の価値が副次的に表出したものとして、重要な構成要素である。

なお、本史跡は大正・昭和初期より発掘調査が行われており、当時の調査記録である図面や写真原版、調査ノートなどが残されている。

指定地内には、史跡の管理に係る施設とともに、以下のような現代的な利用に係る多くの要素が存在している。

○道路・水路

堀田遺跡指定地中央を県道が横断しているほか、中居・一王寺(1)遺跡内には市道・私道、水路が存在している。これらの道路・水路は地域住民の生活道路・農業用水として現在も利用されている。

○管理施設

史跡指定地に隣接して史跡ガイダンス・出土品展示施設である是川縄文館が整備され、史跡の整備・活用の拠点として機能している。中居遺跡指定地内には、調査で検出された遺構を表示する屋外サイン・案内板が設置されているほか、是川縄文館が整備されるまで、史跡のガイダンス・便益施設、出土品収蔵・展示施設としての役割を担ってきた縄文学習館・旧是川考古館・旧歴史民俗資料館などの既存施設がある。一王寺(1)遺跡・堀田遺跡には史跡境界標・基準杭が設置されている。

是川縄文館は、史跡の整備・活用拠点であり、縄文文化を広く発信していく展示施設として機能している。

○その他の現代的な利用に係る施設等

中居遺跡・一王寺(1)遺跡指定地内には、一般住宅・農作業小屋等の施設が存在しているほか、耕作地として利用されている。耕作地においては、過去の確認調査等により遺構確認面までの表土厚を確認しており、一般的な農作物の作付けに伴う農作業機械での掘削では遺構への影響は認められない。また、一般住宅や耕作地周辺には、マツやカキ・生け垣等の植栽が認められる。一王寺(1)遺跡西側に位置する丘陵は、植林されたスギが主体の林となっている。これらの近代以降の植生は、周辺を含めた景観の中で縄文時代を想起させる要素のひとつとして機能している。

ウ. 周辺環境を構成する要素

周辺環境は、史跡と密接に関連する丘陵・山林などの自然的要素をはじめ、埋蔵文化財、歴史的な建築物などの歴史的要素のほか、史跡の活用に関する施設、住宅地を構成する建築物または工作物、道路、その他人工物などの現代的要素で構成される。

○自然的要素

史跡周辺の基盤となる周辺地形は、大きく山林、台地、河川沿いの低地に分けられる。中居遺跡・一王寺(1)遺跡の史跡指定地の南北は、西から東へ伸びる大きな沢跡によって台地が区切られている。沢を挟んだ北側の台地先端には、堀田遺跡が所在する。また、台地の背後には山林が広がっている。一王寺(1)遺跡の背後に広がる山林は、植栽されたスギを中心とする人工林となっている。山林から流れる地下水脈は、中居遺跡の史跡指定地へと流れ、低湿地の環境を良好に保っている。

○歴史的要素

史跡の周辺地域には、同時代の縄文遺跡が埋蔵されている区域があり、それらの全域は文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地として周知されている。また、史跡南側に位置し、重要文化財に指定されている清水寺観音堂は、背の高い社寺林に囲まれて中世以来の姿をとどめ、周辺住民の信仰をあつめており、是川地区の歴史を伝える重要な資産として機能している。

○現代的要素

史跡の周辺は、水田及び畑地などの農耕地のほか、宅地、墓地、山林となっており、日常生活に関連する生活館や移動施設等をはじめとして、道路、橋、電柱、看板などの各種人工物が存在している。

区分	細目	要素	概要	
本質的価値を構成する要素	基盤	自然地形	低湿地を形成している埋没沢丘陵、河川に面した台地の緩斜面、沢で区切られた台地	
	遺構	縄文時代前期～中期の遺構	円筒土器文化期の貝塚、捨て場、土坑、配石遺構等	
		縄文時代晩期の遺構	亀ヶ岡文化期の竪穴建物跡、土坑、捨て場、水場遺構、土坑墓、配石遺構等	
		その他の時期の遺構	縄文時代後期の竪穴建物跡・土坑、弥生時代前期の竪穴建物跡・土坑等	
	遺物	縄文時代前期～中期の遺物	円筒下層・上層式土器、骨角器、石器・石製品、動物遺存体等	
		縄文時代晩期の遺物	亀ヶ岡式土器、石器・石製品、木製品、漆製品、編組製品、植物遺体等	
		その他の時期の遺物	縄文時代草創期・早期・後期及び弥生時代前期の土器、石器・石製品等	
	その他の構成要素	植生	縄文時代を想起させる植栽	縄文学習館敷地内復元植生
			植栽樹木	縄文学習館敷地内サクラ・マツ等 民有地内生け垣やカキ・マツ等
山林			植林によるスギ等	
復元建物			縄文時代後期の復元竪穴建物	
学史		大正・昭和初期の発掘調査記録	是川遺跡記念碑 調査記録（図面・調査ノート・写真原版等）	
現代的な利用に係る施設等		道路・水路	県道・市道・私道、用水路	
	管理施設	是川縄文館、縄文学習館駐車場、史跡案内板		
周辺環境を構成する要素	自然的要素	自然地形	新井田川、沢跡からなる低地、丘陵	
		山林（植生）	植林によるスギ等	
	歴史的要素	縄文遺跡	一王寺（2）・潟野・新田遺跡	
		中世以降の遺産	清水寺観音堂	
	現代的要素	一般住宅、墓地、橋、電柱、看板等現代的な利用に係る施設		

表 10 史跡是川石器時代遺跡の本質的価値を構成する要素とその他の要素

4. 現状・課題

(1) 保存管理

史跡指定地は、指定当初より公有化による保護を進めてきている。昭和32年(1957)・平成16年(2004)の指定地については、宅地部分を除いて公有化され、良好な状態で保存されている。平成25年(2013)の追加指定地については、平成26年度より公有化を実施している。

史跡周辺については、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地であるとともに、都市計画法に規定される市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に規定される農用地、森林法に基づく地域森林計画対象民有林等の規制等を受けており、大規模な開発行為が計画される可能性は低い状況となっている。

平成27年(2015)4月現在、全指定地の約7割が民有地で宅地・農地・山林等となっており、公有化による史跡の保存を進めるとともに、地域住民の生活と調和する保存管理を検討していくことが課題となっている。

当該史跡の特徴は低湿地における遺構・遺物の存在であり、これを維持するためには水脈の保全は欠くことのできない課題である。史跡内及び周辺域の山林等は、所有者により適切に除間伐が実施され、水脈の保全に寄与している。一方で、山林は植林によるスギが主体であり、良好な農村景観の維持と公有化の進め方について、また史跡の景観復元をどのように行っていくか、検討が必要である。

遺物については、大正・昭和初期の出土品のうち、市外に所蔵されているものが一部存在するため、それらの調査と台帳整備が課題である。



写真1 西側丘陵(一王寺(1)遺跡)の山林



写真2 丘陵中腹の湧水地点 (2010年調査)



写真3 湧水を利用した水道用の貯水槽 (丘陵麓)



写真4 中居遺跡内の沢跡 (2004年調査)



写真5 中居遺跡の低湿地現況

(2) 活用

史跡指定地については、昭和 32 年 (1957) の指定時以降、遺跡公園としての公開・活用が計画され、随時公有化が図られてきている。指定当初から縄文時代晩期の遺構・遺物が遺存する中居遺跡を中心とした活用が優先的に進められ、昭和 38 年 (1963) に中居遺跡の指定地隣接地に出土品収蔵・展示施設「是川考古館」が建築されて以降、出土品の収蔵・展示及び史跡のガイダンス施設等の建設や植栽・復元竪穴建物の建築により、縄文時代を想起させる公園施設として活用されてきた。平成 23 年 (2011) に一王寺 (1) 遺跡北側に史跡のガイダンス及び整備の拠点となる是川縄文館が建設されたことにより、中居遺跡内の各施設の機能は集約され、中居遺跡は史跡活用の中心をなすエリアとしてイベント等による積極的な公開・活用を行っている。

一王寺 (1) 遺跡・堀田遺跡の指定地については、公有化による保護と史跡の内容確認による追加指定が優先されてきた。現在は草刈り等の管理を行い、今後の活用・整備計画の検討を進めている。

また、史跡が所在する是川地区の地域団体により、遺跡とともに周囲の歴史環境を紹介した是川縄文の里 MAP が作成され、住民による遺跡の活用が進められている。

今後は、中居遺跡の活用とともに一王寺 (1) 遺跡・堀田遺跡の指定地も含め、指定地全体の有機的な活用が課題となっている。



写真6 地域団体が作成した是川縄文の里 MAP



写真7 ガイダンス施設（分館）の活用状況



写真8 復元建物の活用（イベントでの火起こし体験）



写真9 復元建物の活用（イベントでの屋外解説）



写真10 復元建物の活用



写真11 ボランティアガイドによる遺跡解説

(3) 整備

指定地全体では、早期より遺跡の重要性が研究者・地権者によって広く訴えられてきたことや、史跡指定後に進められてきた公有化により、公開活用のための施設整備が先行して進められてきた。施設整備及び施設周辺の環境整備に際しては、発掘調査を実施し、指定地だけでなく隣接地であっても重要な遺構が検出された場合には、盛り土や建設予定地の変更、史跡追加指定による保護がなされてきている。

平成9年(1997)には、史跡・周辺環境を含めて整備活用を図るために「是川縄文の里整備構想」を策定し、構想に基づいて整備の中核施設としての是川縄文館が建設された。

縄文時代の生活を想起させるものとして、竪穴建物2棟を復元するとともに、植栽による環境整備を行っている。

なお、縄文集落のただずまいを感じられる空間としての整備は途上である。復元竪穴建物は、発掘調査成果に基づく集落構成との関係が希薄であるという問題があり、園路の復元植栽についても、その後に得られた発掘調査成果を反映するという課題がある。

今後は、整備構想を踏まえ、本計画において策定する史跡の保存・活用・整備の方向性を元に整備計画を策定し、整備を実施していくことが課題である。



写真12 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館(本館)



写真13 是川縄文館の常設展示室



写真14 八戸市縄文学習館(分館)



写真15 縄文学習館の遺跡ガイダンス展示



写真 16 復元植栽 (トチノキ) と復元竖穴建物



写真 18 復元植栽 (ウルシ)



写真 17 復元竖穴建物



写真 19 遺跡解説板

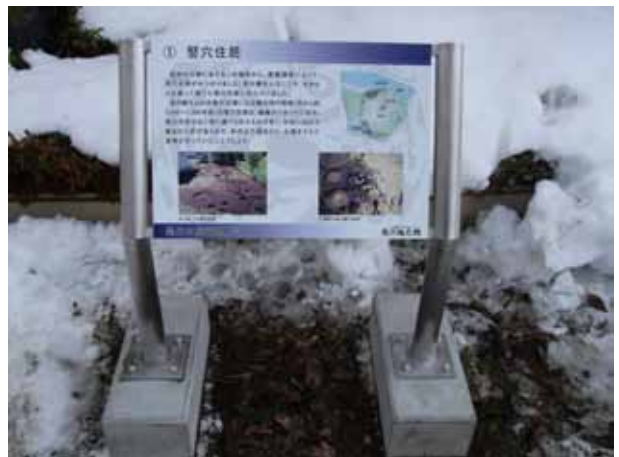


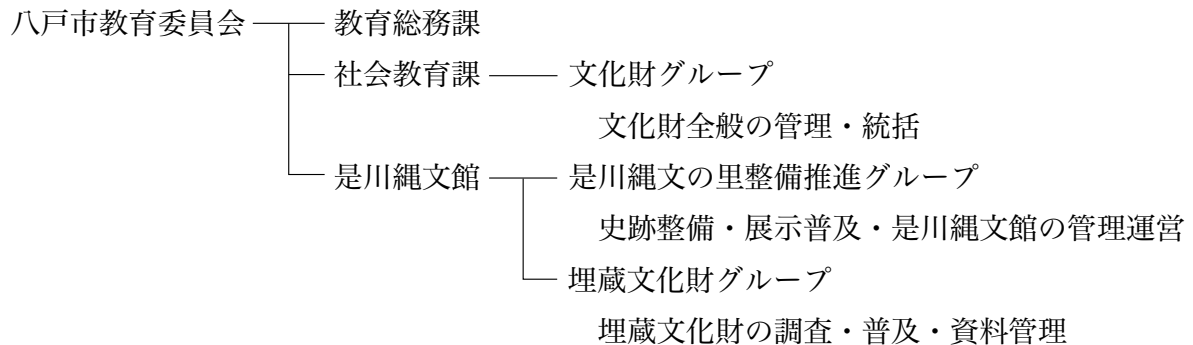
写真 20 中居遺跡の遺構解説板

(4) 運営・体制の整備

史跡の保存活用は、八戸市教育委員会是川縄文館に縄文の里整備推進グループを設置し、保存管理及び周辺環境の監視を行っている。今後も同グループを中心とし、本計画に基づく保存活用を推進していくものとする。

事業の実施にあたっては、国及び県の指導のもと、文化財主管課である八戸市教育委員会社会教育課及び関係各課、関係機関、周辺住民との連携を図りながら保存活用を推進していく。

八戸市教育委員会組織図（抜粋）



八戸市関係各課・・・政策推進課、まちづくり文化推進室、八戸ポータルミュージアム、観光課、農政課、農林畜産課、都市政策課、市民課、道路建設課、道路維持課

支援団体・・・是川文化財愛護会	復元竪穴建物・記念碑・植栽の維持管理、除雪
八戸縄文保存協会	ミュージアムショップの運営、「八戸これかわ縄文まつり」の開催
是川縄文ボランティア	展示解説・体験学習指導
是川縄文隊	是川縄文の里 PR

関係団体・・・是川地区振興会
是川団地町内連合会
中居町内会
田中町内会

5. 大綱・基本方針

(1) 大綱

前章で述べた史跡是川石器時代遺跡の保存・活用・整備における課題を解決し、本質的価値を保存・継承していくため、適切な保存管理及び公開・活用とともに、史跡の価値を引き出し、わかりやすく継続的に伝えていくための計画的な整備が必要である。

現在ある良好な農村景観の維持と保存活用の両立は大きな課題であり、史跡是川石器時代遺跡の将来像として、史跡の積極的な公開活用と適切な保存管理により本質的価値が恒久的に保存・継承されていくことが重要である。また、本史跡を通して東北地方の優れた縄文文化を発信することで、来訪者が八戸の魅力を再発見し、市民にとっては郷土に対する誇りや愛着心の醸成が図られることをめざす。

(2) 基本方針

本計画における基本方針を次の4つとする。

- ①史跡是川石器時代遺跡の適切な保存及び経過観察の実施
- ②周辺環境を含めた適切な保全と活用
- ③整備・継承の推進
- ④保存管理体制の整備と運営

6. 保存管理

(1) 方向性

史跡の恒久的な保存を図り、後世へと継承していくために、地権者の意向を尊重しながら順次公有化を進め、保存を行うものとする。また、適切な保存管理のための保存管理区分を設定し、現状変更の取扱い基準を定める。史跡の本質的価値に対して負の影響を与える可能性がある諸要素について把握し、継続的な監視と対応を行う。

(2) 方法

ア. 保存管理の手法

史跡は川石器時代遺跡とその周辺について、遺跡毎の現状や構成要素から以下のとおり地区区分を定める。各区分に該当する区域は、図 30 に示した。

A地区

史跡として価値を有する地区。中居・一王寺(1)・堀田の各遺跡の本質的価値の中心となる地区であり、遺構が良好に保存されている。

B地区

史跡として価値を有する地区であるが、住宅・道路・水路等が存在する地区。過去の地形改変等が認められる部分もあるが、A地区と同様に保存管理を実施する必要がある。

C地区

各遺跡の本質的価値を構成する地区であり、遺構・遺物が確認されているため、今後保護すべき範囲。史跡指定地と同様の取扱いが望まれるが、当面は周知の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法に基づいた取扱いを行う。史跡との調和や景観への配慮については史跡指定地と同様に取扱う。追加指定の際には、B地区と同様に取扱う。

D地区

史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地であり、内容確認調査を進めていく範囲。重要な遺構・遺物が確認された場合には、今後保護すべき範囲に含まれる。史跡の直近の周辺環境である。文化財保護法に基づいた取扱いを行うが、史跡との調和や景観への配慮については、八戸市景観条例に定める景観推進協定及び地区計画の策定をめざし、史跡指定地に準じた取扱いになるよう配慮していく。追加指定の際には、B地区と同様に取扱う。

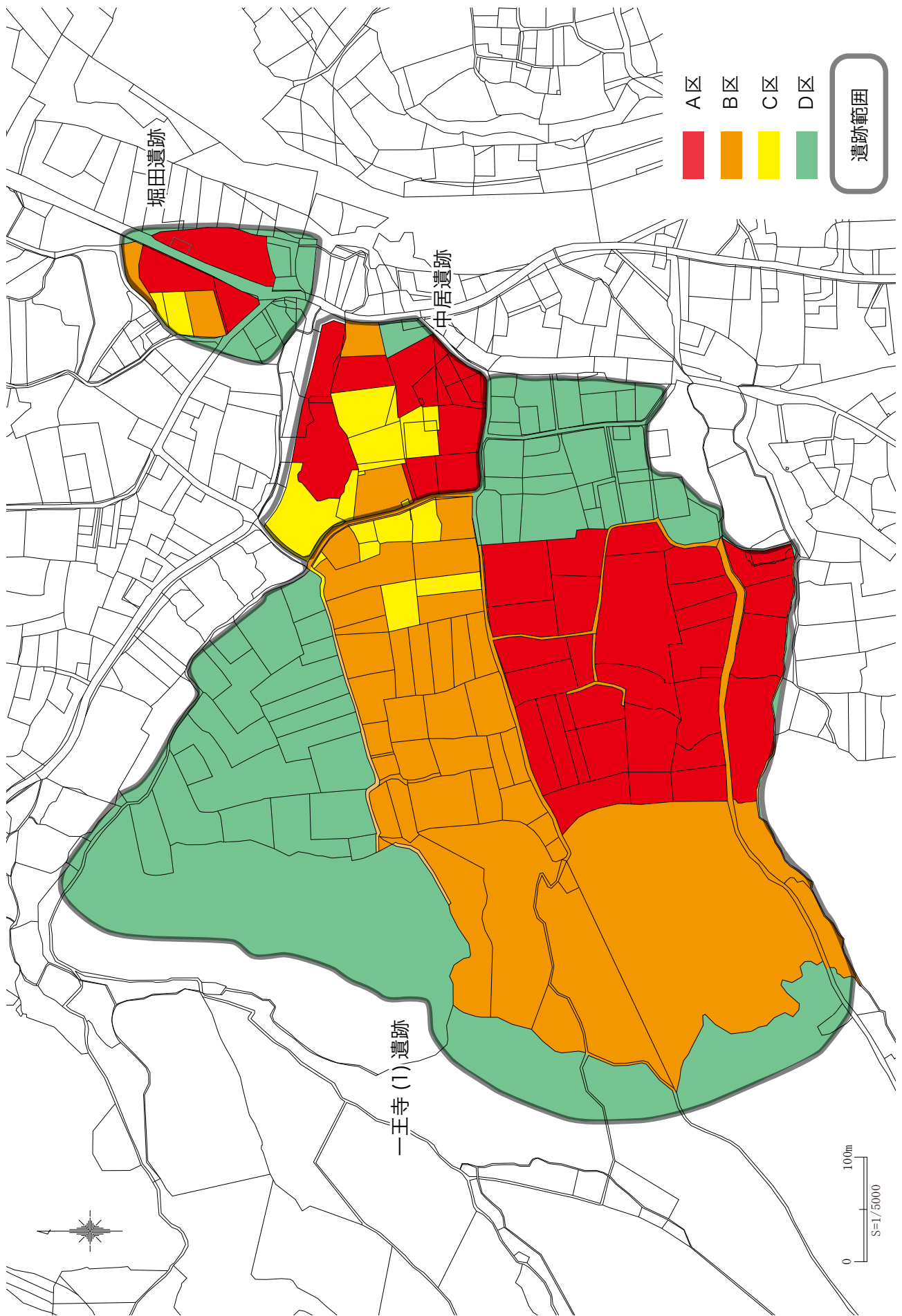
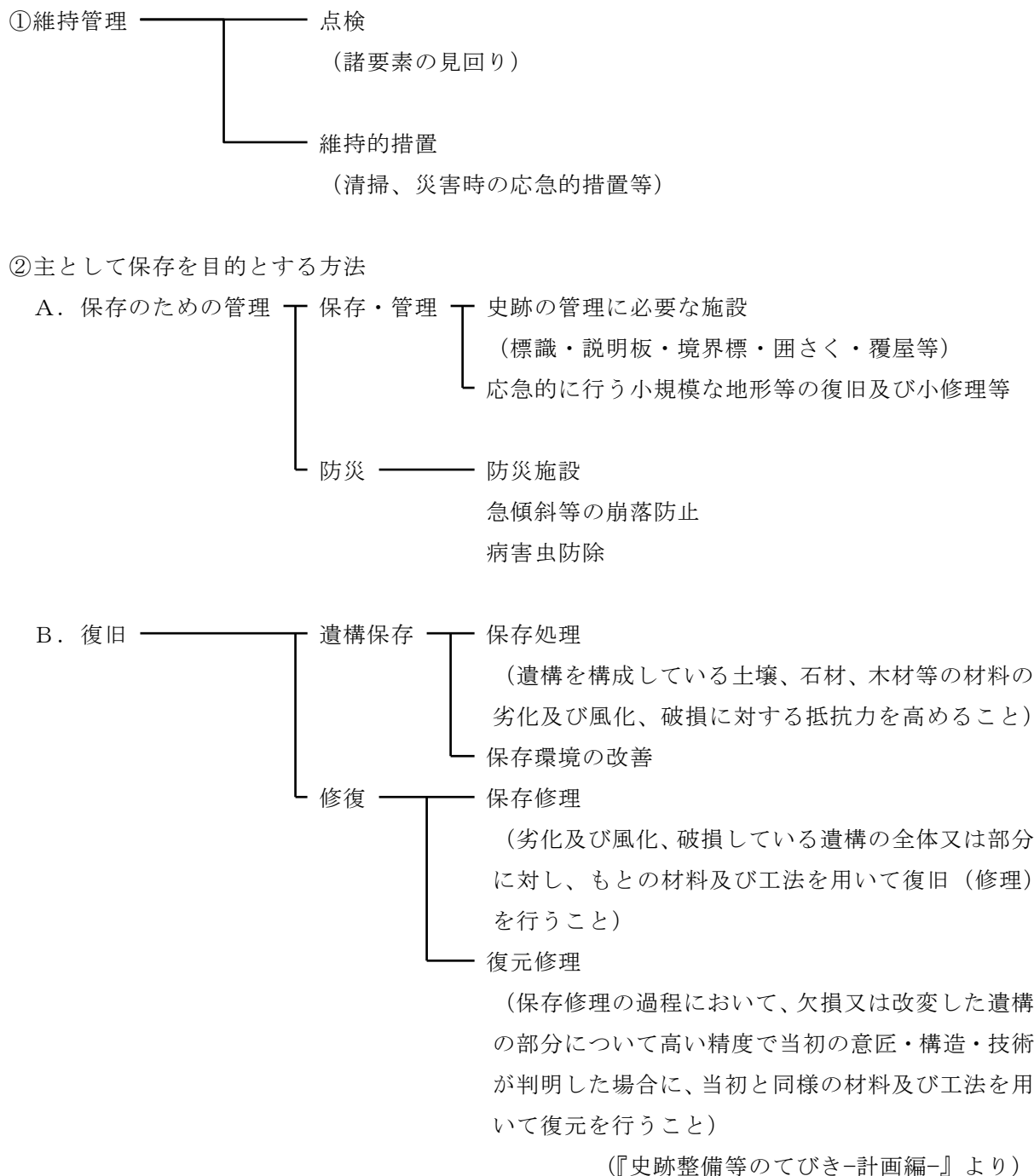


图 30 史跡是川石器時代遺跡地区区分図

各地区で想定される保存管理の内容には以下のようなものがあり、これらの方法を用いてそれぞれの地区や要素に応じて適切に保存管理を行うものとする。



また、上記の保存管理の内容について、以下のように保存管理の原則を定める。

- ①保存管理の対象範囲は史跡指定地全域とする。
- ②保存については現状保存を基本とし、史跡の整備・調査研究・保存・活用・管理に資するもの以外は現状変更を認めないことを原則とする。
- ③維持管理については、見回り・点検、清掃等を適切に行い、史跡の管理に必要な施設等の設置、防災対策、復旧等を行う。

イ. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針及び取扱基準

史跡指定地で現状変更等を行う場合には、文化財保護法第 125 条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。

史跡是川石器時代遺跡において想定される現状変更には、以下のものがある。

- ・住宅等小規模建築物の新築、増築、改築又は除却
- ・工作物の設置、改修、除却
- ・遺構に影響を及ぼす可能性がある農作物（長芋・牛蒡等の根菜類等）の新規作付け
- ・道路の新設、舗装、もしくは修繕
- ・標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修又は除去
- ・木竹の伐採（幹を切ること及び枝を切断して除去すること）
- ・上記に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更
- ・史跡の整備又は災害復旧等に伴う発掘調査

このほか、災害等に伴ってき損が生じた際に行う復旧行為に際し、改善措置等を講じる場合にも、現状変更として取り扱われる。

各現状変更等の具体的な取扱い基準については、次項に定める。

現状変更等の許可が不要な行為は、以下のとおりである。（文化財保護法第 125 条）

- ・維持の措置
- ・非常災害のために必要な応急措置
- ・保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの

上記の行為に対し、史跡指定地の現状変更の取扱基準を次頁の表 11 のとおり定める。

	A地区	B地区
地区概要	史跡として最も価値を有する地区。遺構が良好に保存されている。	史跡として価値を有する地区であるが、住宅等が存在する地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、下位に遺構・遺物が残存している可能性が高い。
基本方針	1. 将来的に整備・公開を図る。 2. 原則として史跡の保存管理、整備活用以外の現状変更は認めない。	1. 住民の居住の継続、地域コミュニティの維持を尊重しつつ史跡保存と調整を図る。 2. 史跡の価値を著しく損なう地形改変を伴う行為は現状変更を認めない。
現状変更に対する取り扱い方針	土地の形状の変更等	1. 史跡整備に関わるもの以外認めない。 2. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。
	建築物等の設置・改修・除却	1. 簡易な工作物の設置及び既存建築物等の除却を除き、基本的に現状変更は認めない。 2. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 3. 防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観及び史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。
	道路の新設・改修	1. 史跡整備に関わるもの以外認めない。
	水路の新設・改修	1. 史跡整備に関わるもの以外認めない。 2. 既存水路の改修については新たな掘削を生じない範囲で認める。
	樹木の伐採等	抜根は遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。
	樹木の植栽等	1. 史跡整備に関わるものを原則とする。 2. 植栽する際には遺構、遺物に影響を及ぼさない対策を講じるものとする。
	耕作地について	1. 遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲において既存の耕作地の継続的使用を認める。 2. 既存のビニールハウス、井戸等の使用は認める。 3. 既存施設の維持保全は景観及び史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。
他法令による行為規制	農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、八戸市農業委員会の許可を受けなければならない。	
史跡の追加指定	-	
土地の公有化	1. 史跡の保存活用のため、積極的に公有化を推進する。 2. 所有者から土地の公有化の申し出があった場合は公有化を行い、史跡の適切な保存管理の継続を図る。	1. 史跡の保存活用のため、公有化を必要に応じて行う。 2. 所有者から土地の公有化の申し出があった場合は積極的に公有化を検討する。

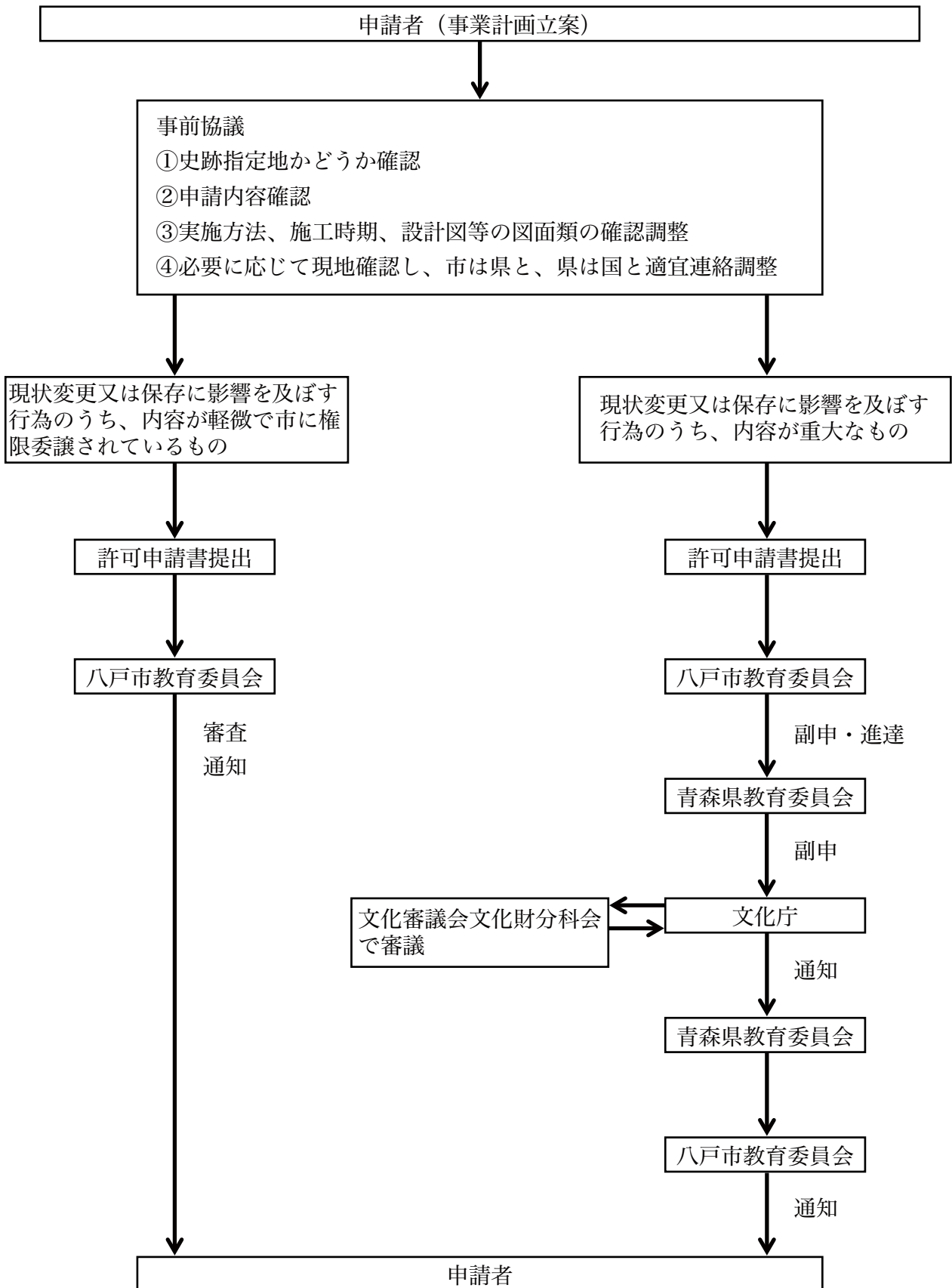
表 11 史跡は川石器時代遺跡における現状変更取扱い基準

	C地区	D地区
地区概要	各遺跡の本質的価値の中心となる地区であるが、史跡未指定の地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、下位に遺構・遺物が残存している可能性が高い。	史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地部分。
基本方針	1. 住民生活の維持や利用者の利便性を尊重しつつ史跡保存との調整を図る。 2. 追加指定を考慮しつつ、史跡と同等の取り扱いを行う。	1. 住民生活の維持を尊重しつつ史跡との調和について協力を求める。 2. 新たな盛土や掘削が行われる場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。
各種開発行為等に対する取り扱い方針	土地の形状の変更等	1. 新設は史跡の保存管理に資するものとする方向で調整を図る。 2. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとるものとする方向で調整を図る。 3. 周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第93条、94条に基づいた取り扱いとする。
	建築物等の設置・改修・除却	1. 新設は史跡の保存管理、設備活用に資するものとする方向で調整を図る。 2. 既存施設の改修・除却は遺構・遺物等に影響のない措置を講じる方向で調整する。 3. 周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第93条、94条に基づいた取り扱いとする。
	道路の新設・改修	1. 既存道の改修は土地の形状の変更（幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更等）を伴わない範囲とする。 2. 上水管、下水道管等の道路への埋設は、埋設に伴う掘削が、既存道設置の際に掘削された範囲を越えないものとする。 3. 周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第93条、94条に基づいた取り扱いとする。
	水路の新設・改修	1. 既存水路の改修は、設置の際の掘削を越えない範囲とする。 2. 周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第93条、94条に基づいた取り扱いとする。
	樹木の伐採等	1. 伐採・抜根とも遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲とする方向で調整する。 2. 周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第93条、94条に基づいた取り扱いとする。
	樹木の植栽等	1. 植栽する際には遺構、遺物に影響を及ぼさない対策を講じるものとする方向で調整する。 2. 周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第93条、94条に基づいた取り扱いとする。
	耕作地について	1. 現状での使用は差し支えない。 2. 耕作深度が遺構、遺物に影響を及ぼす場合は、文化財保護法第93条、94条に基づいた取り扱いとする。
他法令による行為規制	農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、八戸市農業委員会の許可を受けなければならない。	
史跡の追加指定	過去の調査等において遺構が確認されているため、今後追加指定する。	重要な遺構などが発見された場合は、追加指定を検討する。
土地の公有化	追加指定がなされた場合は必要に応じて公有化を検討する。	追加指定がなされた場合は必要に応じて公有化を検討する。

区分	行為の内容		備考
文化庁長官への許可申請が必要 (文化財保護法第125条)	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為	小規模建築物で三ヶ月を越えて設置されることがあらかじめ予想されるものの新築、増築、改築又は除却	個人住宅、事務所等
		三ヶ月以内の期間を限って設置されるが、当該新築等に伴う土地の掘削等の土地の形状の変更が、最小限度のやむを得ない規模を越える小規模建築物の新築、増築、改築又は除却	
		土地の形状の変更を伴う工作物の設置	鉄塔・広告物等
		設置の日から50年を経過している工作物の改修若しくは除却	
		改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を越える電線、ガス管、水管又は下水道管の改修	
		土地の形状の変更を伴う史跡整備	
		発掘調査	
		その他土地の形状の変更を伴う各種開発行為	
八戸市教育委員会への許可申請が必要 (文化財保護法施行令第5条4)	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為 (市に権限移譲されているもの)	小規模建築物で三ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却	プレハブ等
		土地の掘削、盛土、切土他の形状の変更を伴わない工作物の設置、改修若しくは除却(改修若しくは除却にあつては、設置の日から50年を経過していないもの)又は道路の舗装若しくは修繕	交通安全施設、広告物等
		史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却	標識、説明板、境界標、囲い柵その他の施設
		改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を越えない電線、ガス管、水管又は下水道管の改修	
		木竹の伐採(幹の切断、除却)	
許可申請不要 (文化財保護法第5条ただし書)	維持の措置	史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき	史跡本体に対する維持の措置
		史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。	
		史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除却するとき	
	非常災害のために必要な応急措置	現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置	
		事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為	
	保存に及ぼす影響が軽微なもの	物件の形状に直接的变化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起こし、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為	
		土地の形状の変更を伴わない管理に必要な施設の維持管理行為	説明板等の清掃・補修
		土地の形状の変更を伴わない建築物の維持管理行為	屋根・外壁の修繕等
		土地の形状の変更を伴わない工作物の維持管理行為	塀、小屋等の修繕
		土地の形状の変更を伴わない道路の維持管理行為	清掃、除草、碎石の補充等
土地の形状の変更を伴わない植栽の維持管理行為	支障木・枯損木・倒木等の除去、剪定、枝払い、下刈り、病害虫の防駆除		

表12 史跡指定地の現状変更等に伴う許可申請区分

現状変更手続きの流れ



ウ. 周辺環境の保存・管理

○周辺環境の設定と行為規制

周辺環境においては、史跡の周辺に良好に残る自然的要素及び歴史的要素を保全するとともに、人文的要素については史跡を保護するための周辺環境の特質にふさわしいものとなるよう適切に誘導することが必要である。

周辺環境の範囲については、史跡の直近の周辺環境にあって史跡等に影響を及ぼす可能性のある範囲をD地区とし、前項に記述した。史跡から眺望の対象となる山の稜線など自然的な地形を含み、地籍境界などを考慮した上で、史跡の本質的価値を適切に保護することが可能であることを前提とした周辺環境の範囲を図31のように定め、本項ではこの範囲について記述する。

周辺環境の適切な保全のためには、景観法に基づく地区計画等を設定し、史跡からの距離に応じて、届出制による行為規制が必要と考える。

○周辺環境の現状について

現在、周辺環境において史跡の本質的価値を著しく低下させるような開発は計画されておらず、既存の関係諸法令による規制の状況から、今後もそのような開発が起こる可能性は低いと考えられる。

○周辺環境保護の具体的な施策

周辺環境は、関係する諸法令により保護していく（図32・表13）。保護にあたっては、対象区域を所管する各団体、各課と連携し、これにあたる必要がある。周知の埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法の規定に基づく取扱いや保護措置を講じていくが、周知の埋蔵文化財包蔵地外においても、必要に応じて試掘調査・確認調査を実施し、状況の確認につとめていく。

また、史跡と周辺環境に生活する住民に、その本質的な価値の保護や、周辺環境の保全について説明を行い、周辺住民の生活と調和した保全・整備を計画し、協働で実施していく必要がある。

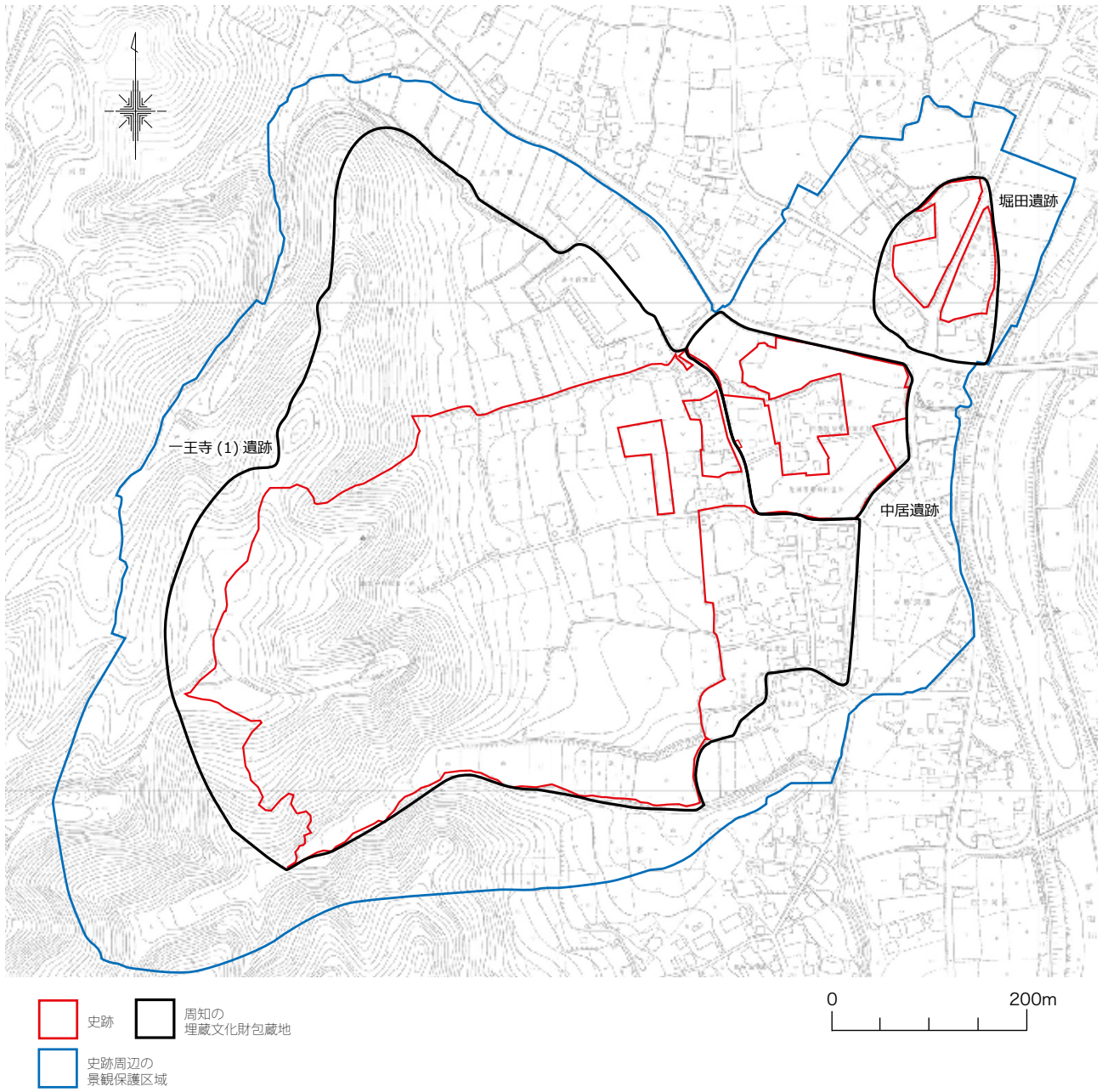


図 31 史跡及び周辺環境の対象地域

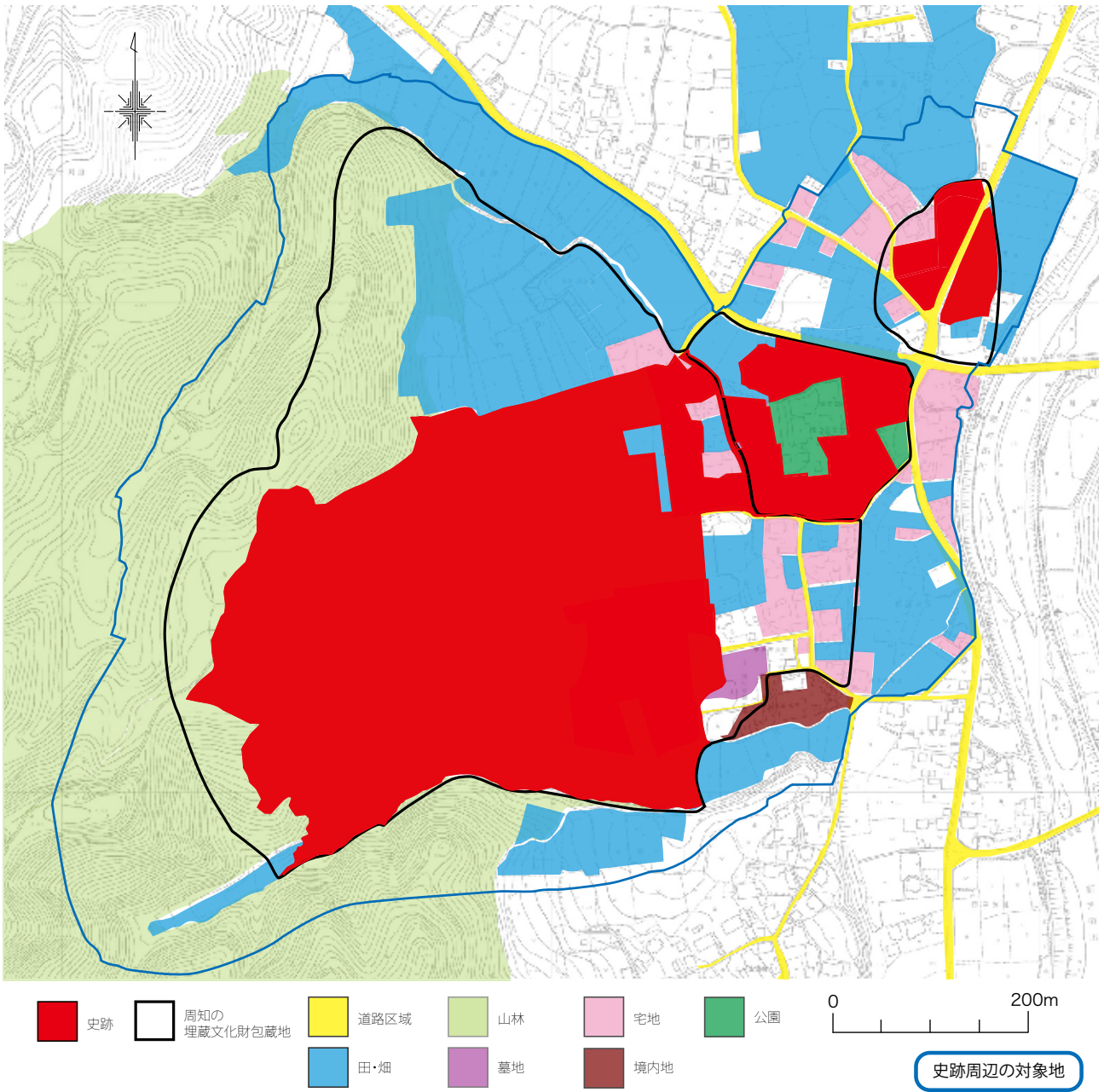


図 32 史跡周辺の土地利用状況

法令名	種別／ 対象区域	概要	許可 等	規制等	罰則規定
文化財保護法	周知の埋 蔵文化財 包蔵地	開発行為や自然災害 による掘削、浸食、斜 面の崩落等の地形の 改変等を規制する。	届出	周知の埋蔵文化財包蔵地 において、土木工事等のた めの発掘する場合は届け出 なければならない。	罰金
景観法	市全域	大規模行為による景 観の改変を規制する。	届出	景観区域内において大規模 行為をしようとする者は届 け出なければならない。	罰金
八戸市景観条例	市全域	大規模行為による景 観の改変を規制する。	届出	景観区域内において大規模 行為をしようとする者は届 け出なければならない。	勧告
農地法	農地	農地等の権利移動を 制限し、開発を抑制 する。	許可	農地の権利を移動させる場 合は事前に許可を受けなけ ればならない。	懲役又は罰金
		農地の転用を制限し、 開発を抑制する。	許可	農地を転用する場合は事前 に許可を受けなければなら ない。	懲役又は罰金
		農地転用の権利移動 を制限し、開発を抑制 する。	許可	農地転用の権利を移動させ る場合は事前に許可を受け なければならない。	懲役又は罰金
農業振興地域の 整備に関する法律	農用地	農用地区域内における 開発行為を制限する。	許可	農用地区域内において開発行 為をしようとする者は事前に 許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
森林法	地域森林計 画対象 民有林	地域森林計画対象民 有林における開発行 為を制限する。	許可	地域森林計画対象民有林に おいて開発行為をしようと する者は事前に許可を受け なければならない。	罰金
		地域森林計画対象民有 林における伐採及び伐 採後の造林を届出とし 開発を抑制する。	届出	地域森林計画対象民有林に おいて伐採及び伐採後の造 林をしようとする者は事前 に届出を受けなければなら ない。	罰金
都市計画法	市街化調 整区域	市街化調整区域での 開発行為を制限する。	許可	市街化調整区域において開 発行為をしようとする者は 事前に許可を受けなければ ならない。	懲役又は罰金
墓地、埋葬等に 関する法律	墓地	墓地等の変更等を制 限し開発を抑制する。	許可	墓地等を変更する者は事前 に許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
八戸市墓地、埋 葬等に関する法 律施行細則	墓地	墓地等の変更等を制 限し開発を抑制する。	届出	墓地等を変更する者は事前 に許可を受けなければならない。	—
道路法	道路	道路管理者以外の者 の行う工事を制限し 開発を抑制する。	届出	道路を道路管理者以外が工 事する場合は承認を受けな ければならない。	懲役又は罰金
		道路占用を制限し開 発を抑制する。	許可	道路に施設を設置する場合は 許可を受けなければならない。	懲役又は罰金

表 13 関係法令一覧

エ. 追加指定

史跡指定地周辺には、過去の調査等において遺構が確認されている地域が所在している。これらの地域は、今後保護を要すべき範囲として条件が整った場合、追加指定を検討する。また、その他の周辺地域においても、範囲内容確認等の調査を継続し、重要な遺構が発見された場合は、追加指定を検討する。

オ. 公有化

史跡指定地の公有化にあたっては、以下の方針に基づいて行う。

- ①遺跡の本質的価値が特に良好に保存されているA地区から優先的に公有化をすすめていく。
- ②住宅等が存在するB地区では、住民生活との調和を重視し、地権者との意見調整を図りながら公有化を検討する。売却の意思のある土地及び早急に公有化する必要が生じた場合、順次公有化を実施する。
- ③史跡がき損し、原状回復等の緊急措置が必要と判断される箇所が発生した場合において、地権者による原状回復等の措置が困難な場合、当該区域を最優先とする。また、整備にあたり、公開活用を前提とした区域は早期に公有化を進める。
- ④追加指定があった場合には、①～③を踏まえながら順次公有化を進める。

7. 活用

(1) 方向性

史跡是川石器時代では、中居遺跡を中心とした積極的な公開・活用が進められてきた。今後は、中居遺跡の活用とともに一王寺(1)遺跡・堀田遺跡の指定地も含め、指定地全体の有機的な活用をすすめていく。また、史跡のガイドランス・活用の拠点として整備された是川縄文館を中核施設とし、学校教育・生涯学習のみならず、地域の拠点として一層の利活用を図る。

(2) 方法

ア. 学校教育との連携

史跡に隣接して整備された是川縄文館において、土器づくり・土偶づくり・火起こし・布編み等といった縄文文化に関連する体験メニューを提供している。これらは個人だけでなく小・中・高等学校及び幼稚園・各種学校による学習の一環として活用されている。また、学校側からの要請に応じた出前講座にも対応しており、今後も体験メニューの開発・提供をとおして学校教育との連携をすすめていく。また、市内の高等学校及び工業高等専門学校に協力し、縄文土器の分析研究や縄文文化をテーマとするスマートフォンアプリケーション開発等の実践授業を展開してきた。今後も取り組みを継続していくとともに、学校現場の要請に合わせ、対応していく。

是川縄文館の機能の一環として、考古学・自然科学・保存科学等の研究テーマを設定し、大学や研究機関との共同研究を行い、研究成果を展示・講座等の事業に活用していくことを位置づけている。これに基づき、平成23年度から東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学研究系と共同研究を実施し、3年間の研究成果を展示・研究報告として活用している。

イ. 生涯学習における活用

生涯学習における活用として、体験学習・講義等の講座による学習機会提供とあわせ、是川縄文館における展示解説・体験指導等を行う「縄文是川ボランティア」を設置し、市民参加による史跡の活用に取り組んでいる。

ウ. 地域における活用

史跡是川石器時代遺跡が位置する是川地区は、新井田川に面した低地部分と丘陵から川へ張り出す台地で構成され、史跡の所在する丘陵・台地もその一部をなしている。現代の集落は台地上に位置しているが、山林を含めた緑が多く残る地域である。史跡は、地域の重要な歴史資産として位置づけられ、中居遺跡指定地一帯では、住民有志による復元竪穴建物の維持管理や除雪作業など、史跡の保護・管理への継続的な協力が行われてきた。平成23年(2011)の是川縄文館開館を契機に、地域住民による史跡の活用への関わりが強く意識されるようになり、是川地区連合町内会によって史跡周辺の名所等を解説した案内板や案内マップの作成が行われた。平成25年度からは、周辺町内有志によって、史跡周辺案内とPR活動が開始されている。今後も史跡の保護・活用・整備等の進捗に伴い、地域住民の史跡の活用・整備への要請を把握し、協働による史跡の活用を図っていく必要がある。また、是川地区では人口の減少傾向が続くとともに八戸市の平均値を上回る高齢化率の上昇がみられており、持続可能な活用策の検討

を行っていく。

観光面では、八戸市には、三陸復興国立公園・三陸ジオパークに指定された名勝種差海岸や南郷地区の田園風景に代表される豊かな自然、史跡是川石器時代遺跡・国宝合掌土偶や史跡根城・櫛引八幡宮等の歴史遺産、国指定重要無形民俗文化財の八戸三社大祭・八戸えんぶりなどの祭り、八戸せんべい汁・いちご煮といった食など、さまざまな観光資源を有している。

八戸市では、これらの観光資源を4つのゾーン（渚、田園、歴史・文化、産業）と4つのスポット（センター、祭り、食彩、物産）に分け、屋根のない博物館「フィールドミュージアム八戸」として観光振興を図っており、史跡是川石器時代遺跡は歴史・文化ミュージアムの中心的な観光資源のひとつとして位置づけられている。また、史跡是川石器時代遺跡は三陸ジオパークのジオサイトのひとつとなっている。

八戸市における観光客入込数は安定して増加傾向にあり、国内外の観光客への対応に積極的に取り組んでいる。公開・活用施設である是川縄文館では、日本全国の主要な縄文遺跡の情報を閲覧できる端末を配置し、来館者の地元の縄文遺跡を検索できるようにしている。

国外からの観光客向けには、展示解説の大項目に英語・中国語・韓国語、解説には英語を併記しているほか、史跡と展示施設の概要を記した英語版パンフレットや、英語版ホームページを作成している。また、学芸員やボランティアによる展示解説を随時実施し、英語でのガイドも対応している。八戸市では外国人観光客受入・コンベンション誘致推進事業を推進しており、今後も国内外からの観光客への対応を推進していく。

前述した現在実施中の各取り組みのほか、本質的価値の普及・啓発のため、史跡及び展示ガイダンス施設である是川縄文館のパンフレットを作成し、配布している。展示・各種講座等の普及啓発事業やホームページ等を活用した情報発信も継続的に実施してきた。今後も、これらの普及・啓発事業を継続していくとともに、整備の進捗に合わせた情報の更新や関係機関と連携した新たな手法の開発に取り組んでいくとともに、市民参加機会の提供方法を随時検討し、実施していくこととする。

8. 整備

(1) 方向性

今後は、「是川縄文の里整備基本構想」を踏まえ、改めて（仮称）史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会を設置し、史跡整備基本計画・実施計画を策定する。整備基本計画では、社会情勢に合わせ、市民ともに持続可能な整備・活用の具体的内容を検討していく。ここでは今後の整備活用の骨子となる基本方針及び方向性を定める。

①史跡の本質的価値の適切な伝達

史跡是川石器時代遺跡は、縄文時代後期中葉を除く前期中葉から弥生時代前期までの各時期の遺構が確認されており、集落が長期間にわたり形成されている。中でも一王寺(Ⅰ)遺跡の円筒土器文化期・中居遺跡の亀ヶ岡文化期の集落は、各文化を代表する集落跡であり、堀田遺跡には一王寺(Ⅰ)遺跡の集落に後続する時期の集落が営まれている。3つの遺跡は集落の時期及び構造が異なるため、整備にあたっては、それぞれの本質的価値が表出されるような伝達方法を選択していく。

②歴史的事実に基づく真実性の担保

史跡是川石器時代遺跡では、遺跡の範囲・内容確認のための発掘調査を実施してきており、層位学・型式学など考古学的分析に基づき、理化学的分析をあわせた報告書、さらにそれらを取りまとめた総括報告書を刊行している。

しかし、前項で述べたように3遺跡それぞれの集落構造や旧地形、遺構の詳細な内容把握にあたっては、未だ課題も残されている。従って、中居・一王寺(Ⅰ)・堀田の3遺跡の本質的価値をより正確に伝えていくため、必要に応じて内容確認調査・研究を実施し、整備に活かしていく。

③今後保護すべき範囲の確認と史跡追加指定

過去の調査によって重要な遺構が確認され、保護すべき範囲に含まれながらも未指定となっている地域、今後の発掘調査・研究によって保護を要すると認められる範囲については、史跡追加指定を検討し、適切な保存を図る。

④適切な公開・活用施設の設置

史跡に隣接した公開・活用施設として八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（本館・分館）が設置されており、史跡のもつ本質的価値を伝達している。

今後は、是川縄文館において縄文文化に関する展示等を実施し、本質的価値の更なる周知に努めるとともに、史跡地内においても発掘調査により確認された当時の様相や生活を想起させるような公開活用の方法を検討し、整備していく。

(2) 方法

A. 整備構想の経過

平成9年(1997)に是川縄文の里整備基本構想策定委員会と八戸市が策定した、「是川縄文の里整備基本構想」では、是川遺跡の整備コンセプトを(1)縄文の工芸、(2)縄文晩期の泥炭層、(3)縄文の祭り、(4)縄文一万年、(5)是川遺跡とサケ・マス論、(6)復元縄文の森、(7)仮称是川縄文博物館・埋蔵文化財センター建設とし、以下の5点を計画の基本理念と定めた。

- (1) 縄文文化の研究を推進する。
- (2) 縄文文化の総合的な復元を目指す。
- (3) 「遊び」・「創作」・「ゲーム」・「食」など体験型の活用を積極的に展開する。
- (4) 縄文晩期の是川の文化を強力に PR する。
- (5) 集客基盤の整備

この構想を受け、従前の指定地周辺における保護すべき範囲の検討のため、遺構確認調査を実施してきた。平成 16 年 (2004) に同構想の見直しを行い、史跡是川石器時代遺跡の保存と整備についてのスケジュールを確認するとともに、同年「是川縄文の里整備検討委員会」を組織し、史跡と周辺環境整備の中核施設として、(仮称) 是川縄文博物館の建設計画と遺跡周辺の整備ゾーニング計画を盛り込んだ「是川縄文の里整備検討委員会報告」が提示された。また、3 遺跡のうち中居遺跡の縄文晩期の集落を優先的に整備する方向性が示されている。

この整備基本構想については、原則として踏襲していくが、今後設置する(仮称)「史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会」において再検討し、社会情勢等の変化に合わせて適宜見直しを行い、整備基本計画及び実施計画を策定する。

イ. 保存のための整備手法

史跡是川石器時代遺跡では、本質的価値を構成するすべての遺構が地下に埋蔵されている。発掘調査で遺構を確認した調査区については、山砂の充填や表土の厚さを確保し、適切な保護処置を施している。地下遺構の保存に影響を及ぼす負の要因としては、一王寺(1)遺跡の畑地における耕作土(表土)の流出や中居遺跡の沢における地下水量の減少が想定される。これらについては、経過観察等を実施し、地下遺構への影響が認められる場合には、適切な復旧整備を行う。

ウ. 活用のための整備手法

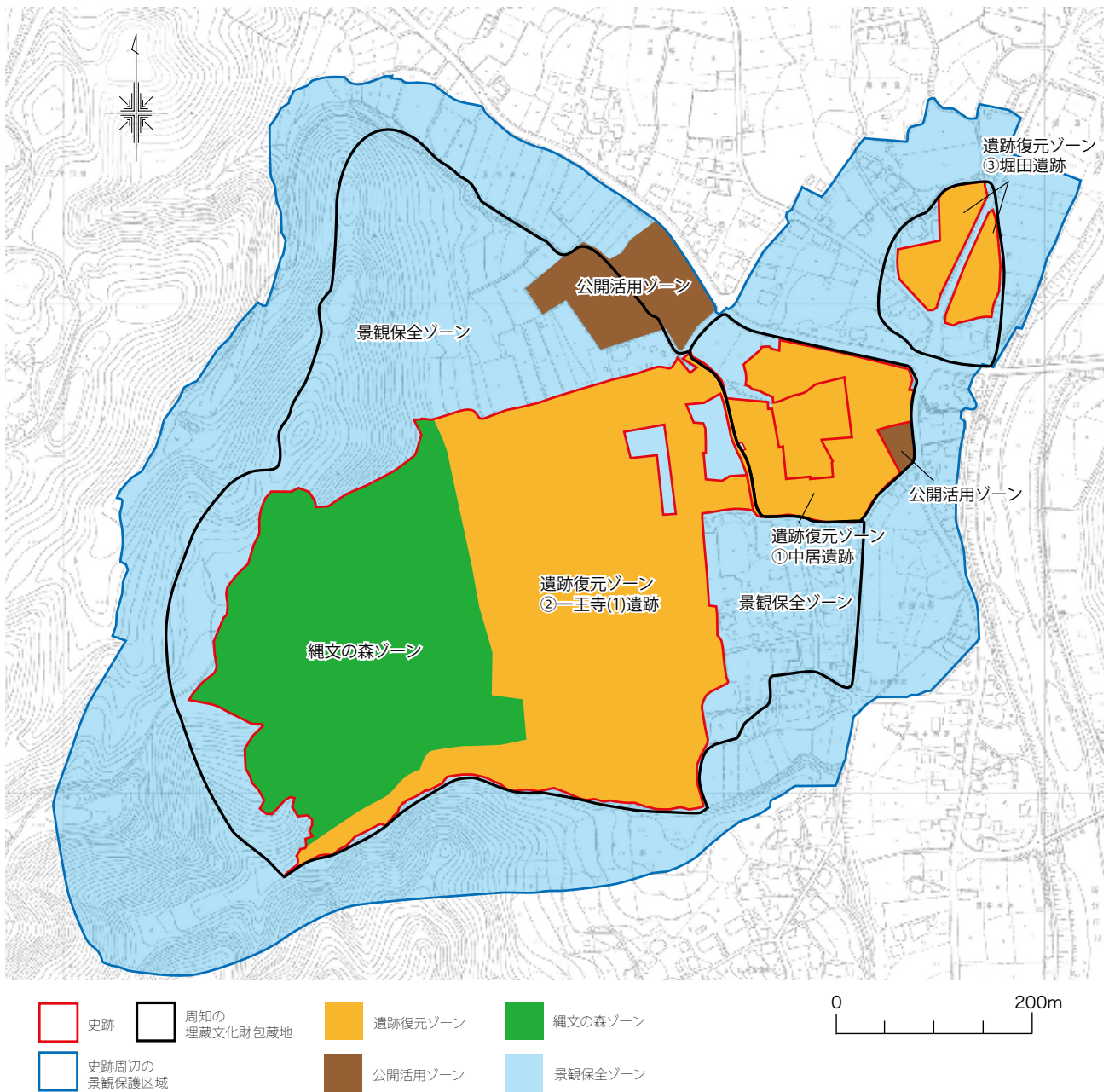
○土地利用計画(ゾーニング計画)(図 33)

史跡是川石器時代遺跡の整備活用にあたっては、丘陵から緩斜面、沢地を含む地形からなる遺跡景観を活かし、指定地を含めた周辺一帯を対象として全体を有効活用するため、以下の 4 つのゾーンに分け、整備活用の方向性を検討してきた。この土地利用計画に基づき、公開活用ゾーンとした史跡隣接地内に、ガイダンス施設である是川縄文館・縄文学習館が整備されている。是川縄文館・縄文学習館には県道及び市道に面した駐車場を有しており、史跡へのアクセスの面から、今後の公開活用における動線のスタート地点と位置づけられる。

遺跡復元ゾーン

遺跡復元ゾーンは、①中居遺跡、②一王寺(1)遺跡、③堀田遺跡の各遺跡ごとに整備方法を検討する。指定地内においては民家等が存在しているため、保存管理の基本方針としても述べたとおり、史跡の保護と住民生活との調和を重視し、現状変更区分 A 地区に位置づけた公有地を主体とした整備・活用を図ることを前提とする。

①中居遺跡：中居遺跡の主体となる台地の緩斜面は、中心部に縄文学習館等の既存施設があり、対岸の風張(1)遺跡で検出された縄文後期の復元竪穴建物や中居遺跡で縄文時代の植物を中心とする植栽がなされ、見学者に縄文文化を想起させる空間づくりを演出している。発



区分	地区	性格
遺跡復元ゾーン	①中居遺跡史跡指定地	縄文晩期の集落の中心となる台地と、台地中央及び北側に面した埋没沢。特に沢部分については、地下水脈の保全を図りながら沢の復元を検討する。
	②一王寺(1)遺跡史跡指定地	円筒土器文化期の集落の主体となる台地と南側に面した沢。前期から中期の集落構造及び前期の貝塚を主体とする。台地を横断する地下水脈の保全・保水量確保のための検討を要する。
	③堀田遺跡史跡指定地	縄文後期の集落が立地する台地部分。
縄文の森ゾーン	一王寺(1)遺跡指定地内の山林	史跡指定地へとつながる湧水・地下水脈の起点となる丘陵地帯。湧水・地下水脈の把握と保水量確保のための検討を要する。
公開活用ゾーン	是川縄文館・縄文学習館	史跡に隣接する公共用地に整備済みの既存施設において、史跡のガイダンス・管理を行うとともに縄文文化の展示・学習に対応する施設として活用していく。
景観保全ゾーン	史跡に隣接する地域	史跡範囲外の民有地について住民の協力を得ながら景観保全に努める。

図 33 史跡是川石器時代遺跡土地利用計画

掘調査で検出された縄文晩期の住居跡・墓・配石遺構等は、案内板による現地表示を行っている。今後の整備では、調査成果に基づき、台地の南北に位置する水脈の水量を把握しつつ、沢の復元を行い、水場遺構・捨て場といった中居遺跡の特徴である水辺の遺構復元を検討する。また、既存施設のうち旧是川考古館・歴史民俗資料館については、建物撤去及び指定地と一体の整備・活用を行っていく。縄文学習館については、当面は史跡エントランス及び便益施設として利用しつつ、活用のあり方について検討していくものとする。

②一王寺(1)遺跡：一王寺(1)遺跡の台地緩斜面は、大半が民有地となっており、現在も畑として利用されており、背後の丘陵へ向かう市道が横断している。発掘調査では、縄文前期の貝塚、前期～中期の住居跡・捨て場・土坑・祭祀遺構等とともに、中居遺跡につながる水脈が想定されている。今後の整備では、内陸性の貝塚として重要である貝塚部分の整備手法を検討するほか、遺跡の主体となる時期が長期間に及ぶため、整備の中心となる時期の検討を行う。

③堀田遺跡：堀田遺跡の台地緩斜面は、市有地と民有地が混在しており、中央をとおる県道によって東西に分断されている。発掘調査では、縄文中期末～後期初頭の貯蔵穴が検出されており、短期間の集落と推測されている。今後の整備では、中央を分断された現状の解消や整備内容の検討を行う。

なお、各遺構の展示手法については、今後の整備計画においてより具体的に検討するものとするが、現地における遺構の復元整備については対象地点・時期を限定し、適切な整備手法を検討していく。また、現地復元・表示においては、平面表示や案内板、仮想現実技術等のIT機器・技術を活用し、今後の研究の進展や調査成果、市民との協同活用等に対応可能となる可変的な展示手法を検討していく。

縄文の森ゾーン

一王寺(1)遺跡指定地内に位置する山林は、スギを主体とする。すべて民有地であり、所有者による除間伐が実施されている。公有化を実施し、縄文時代の植生復元を検討する。将来的には復元植生により、植物観察や出土木製品の復元製作等の活用をめざす。

指定地に隣接する山林については、市街化調整区域内であり、地域森林計画対象民有林となっていることから、今後も大規模な開発計画等は想定されないため、景観保全ゾーンとして森林全体を維持する協力体制を構築する。

公開活用ゾーン

史跡に隣接して整備済みの是川縄文館は、今後もガイダンス施設、休養施設として活用していく。また、分館駐車場についても、中居遺跡への便益施設として引き続き活用する。

景観保全ゾーン

史跡周辺は、史跡景観への影響を重視し、景観保全を図るゾーンとして位置づける。周辺は市街化調整区域にあたり、既存の規制の範囲内で急激な開発はないものと見込まれるが、地域住民の協力を得ながら景観保全に努めていく。

○施設計画

施設計画にあたっては、これまでの試掘確認調査成果を踏まえ、遺構及び史跡景観の保全を

重視しながら設置するものとし、確認調査を実施していない範囲においては、十分な確認調査を行ったうえで設置を検討する。

各ゾーン内において想定される主な施設整備内容は以下のとおりである。なお、具体的な検討は、今後（仮称）「史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会」及び関係機関と協議により行うものとする。

遺跡復元ゾーン

①中居遺跡：既存施設撤去、便益施設・休養施設再整備、沢地形の復元、修景（植栽再整備）

②一王寺(1)遺跡：貝塚表示、園路整備、説明板設置、便益施設・休養施設設置、フェンス設置

③堀田遺跡：園路整備、説明板設置

縄文の森ゾーン

段階的整備による森の復元、湧水保全整備、園路整備

公開活用ゾーン

遺跡復元ゾーンへ至る園路整備、案内板設置

施設整備は公有化が終了した地域から順次実施するが、来跡者の順路が民有地に近接すると想定される場合には、先行して仮設園路等の設置を行う。

○景観・環境計画

①景観計画地区計画策定と景観推進協定締結

史跡是川石器時代遺跡は、貴重な歴史遺産のみならず、周辺の地形が良好に保存されてきており、その景観も本質的要素を裏付ける重要な要素のひとつといえる。八戸市景観計画では、八戸市域全体を景観計画区域として位置づけている。今後は、史跡及び周辺の地域住民とともに史跡周辺の景観づくりの取り組みを検討し、八戸市景観条例に定める景観推進協定及び地区計画の策定を目指す。

②古環境復元と整備計画

史跡及び周辺における環境整備にあたっては、これまでの自然科学分析の成果を踏まえ、各遺跡の主体となる時期における古環境の復元検討を行い、その結果に基づいて植栽等の環境整備を推進する。検討にあたって更なる調査等の必要性が生じた場合には、必要に応じて調査を行い、真実性の担保に努める。

エ. 実施期間・手順

平成23年度に刊行した史跡是川石器時代遺跡発掘調査報告書において、これまでの発掘調査成果を総括し、史跡の本質的価値を有する範囲及び保護を要すべき範囲を確定した。これを受けて史跡の追加指定を実施し、史跡及び周辺環境の活用・整備を体系的に実施していくため、本保存活用計画を策定した。

しかし、前述した報告書では、集落の構成要素の詳細な内容説明や形成過程、形成時期の把握など、整備にあたってさらなる調査・検討が必要な多くの課題が提示されている。また、整備対象範囲が広域にわたるため、全体の内容説明及び整備の検討を行うためには、長期にわたる計画策定及び計画の見直しが必要となる。

従って、まずは整備基本計画を策定し、長期的な整備内容及び整備の方針を定めると共に、整備対象を細分化し、長期的な整備の流れを定める。その後、細分化された個別の整備対象について、中期計画を策定し、複数期による整備を進めていく。課題解決の過程においては、必要に応じて発掘調査等を実施し、整備実施計画策定・整備工事を実施する。この中期計画において、整備工事の段階と次期計画の課題解決を並行して行うことにより、史跡の本質的価値の展示・表示手法を時勢に合わせて提示し、継続的な情報発信としていくものである。また整備基本計画についても、必要に応じて再検討による改訂を行っていく。

短期計画としては、保存のための整備として経過観察及び普及活動を最優先とし、指定地の公有化による保護及び公有地の維持・管理、情報発信等を先行して進めていく。

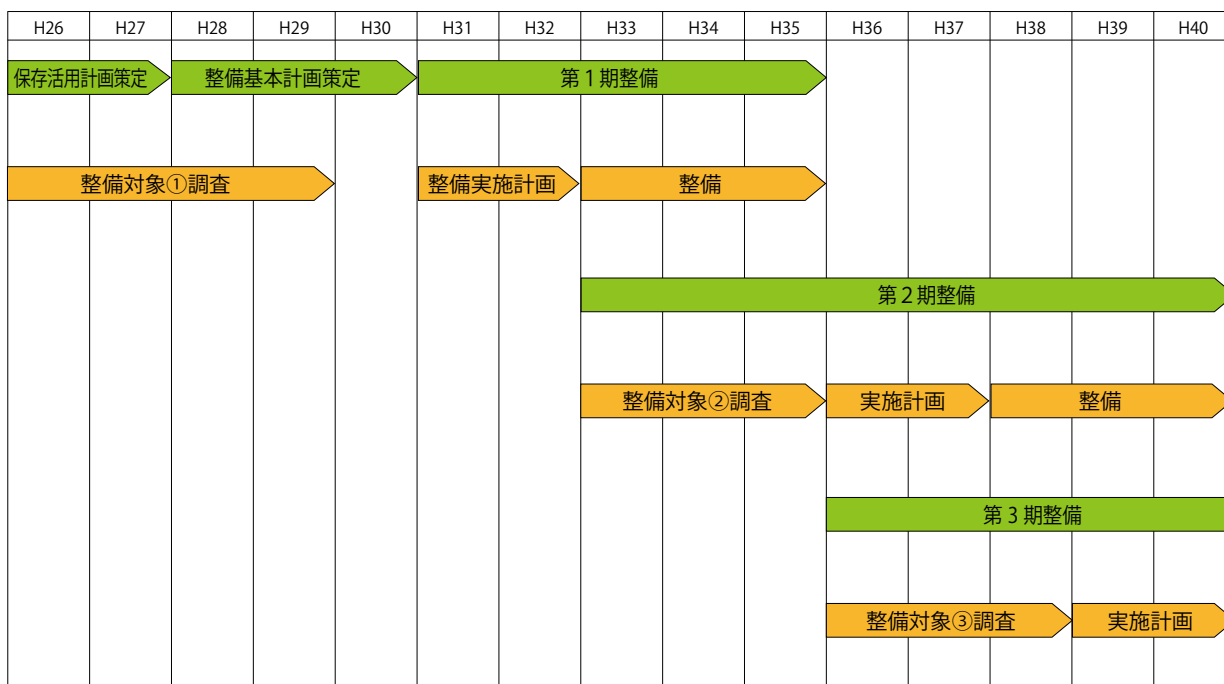


図 34 整備工程イメージ

9. 運営・体制の整備

(1) 方向性

八戸市では縄文の里整備推進グループを是川縄文館に設置し、史跡の保存管理と周辺環境の監視を行っている。今後も、同グループを中心とし、関係各課との連携を図りながら保存管理・整備活用を推進していく。また、史跡の本質的な価値の保存・継承を確実にするため、地域住民等との協働による保存管理体制を整備し、運営方針を定める。

(2) 方法

史跡の管理運営にあたっては、八戸市が主体となって実施しているが、史跡周辺の植栽や竪穴建物跡の管理・除雪、是川縄文館の解説・体験指導、「是川縄文まつり」の開催等の様々な管理・活用において、地域住民や会員有志による支援団体と連携して行ってきた。今後は、管理運営においてさらに広い分野での市民参加及び連携を推進していく。

また、活用・整備にあたっては、是川縄文館縄文の里整備推進グループが中心となり、国及び県の指導のもと、庁内関係各課及び関係機関と連携し、地域住民との協働による活用・整備を検討していく。

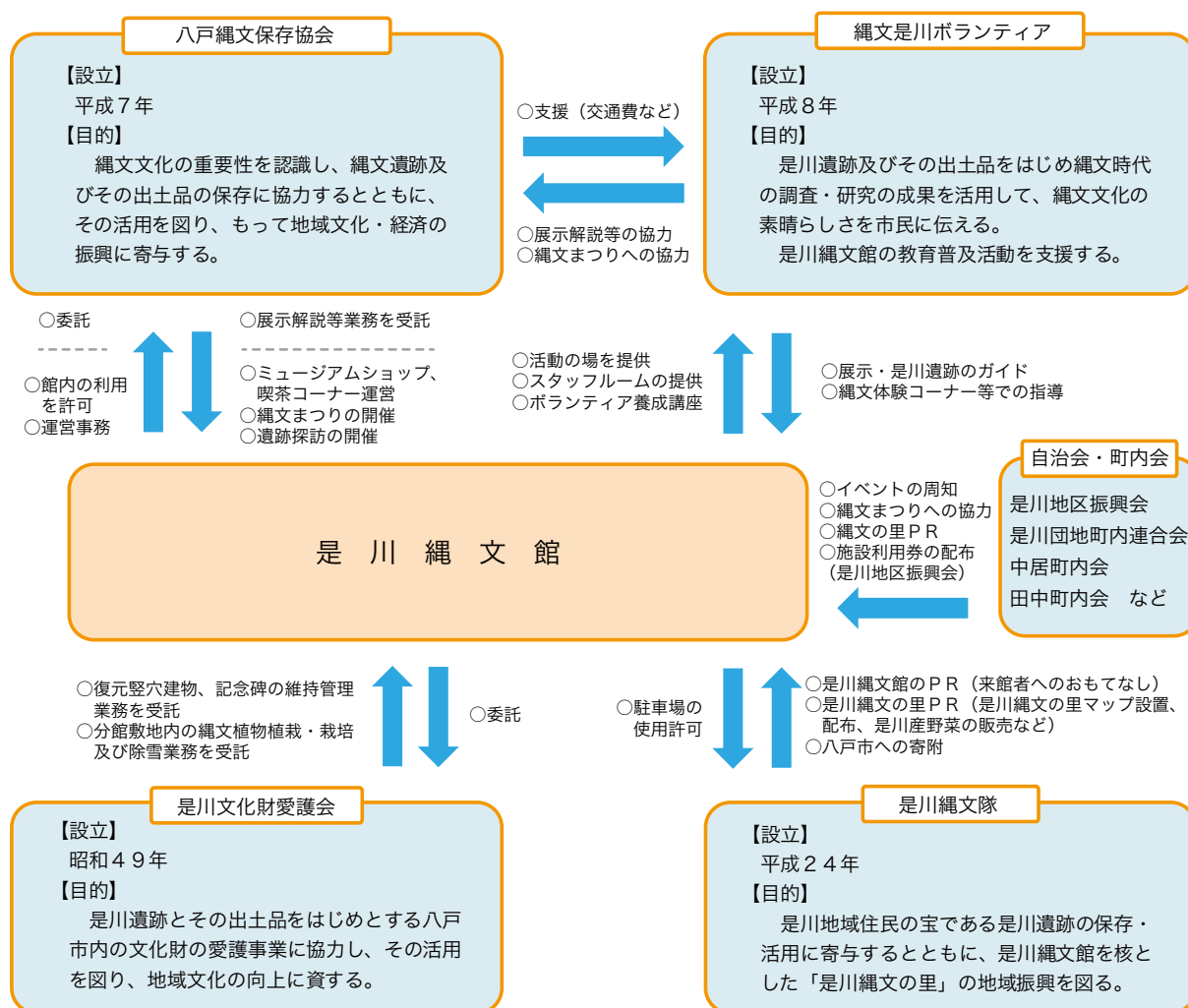


図 35 是川縄文館と支援団体相関図

10. 施策の実施計画の策定・実施

史跡の適切な保存管理・整備活用のため、実施中の事業も含めた施策を抽出し、その実施期間と合わせ、関係する団体とともに検討し、実行していく必要がある。具体的な施策は総括表に示し、直ちに又は短期的に着手すべき施策と中長期的な視野と展望によって取り組むべき施策に大別した。なお、中長期的な展望のもと、短期計画を策定して実施中の事業も含まれている。

ア. 保存（保存管理）のための施策

史跡の保存（保存管理）のための施策は以下の4項目に大別される。

- (1) 史跡の本質的価値の確実な保護のための適切な監視
- (2) 地域住民、行政による史跡に対する知識の向上
- (3) 各種人工物等に対する適切な取扱い
- (4) 開発行為への適切な対応

史跡に隣接する是川縄文館を中核とした保存・管理・普及活動については既に事業化が行われており、今後も継続的な実施を図るとともに、周辺環境・景観に対応する施策を推進していく。

イ. 活用のための施策

史跡の活用のための施策は以下の3項目に大別される。

- (5) 史跡の本質的価値の伝達
- (6) 史跡の本質的価値を理解するための施策
- (7) 観光圧力に対する適切な対応

本保存活用計画に示した本質的価値について、更なる周知・活用を図っていく必要がある。また、本史跡の内容及び構造把握に必要な課題を検証し、必要に応じた発掘調査・環境調査等を実施することで、新たな価値基準の創造に努めていく。

ウ. 整備のための施策

史跡の整備のための施策は以下の2項目に大別される。

- (8) 国内外からの観光客への対応
- (9) 適切な公開活用のための施設整備

史跡の本質的価値を構成する要素に対し、優先される保存のための整備は、普及・啓発及び情報発信が主体である。活用のための施設整備については、既に策定されている整備基本構想及び本保存活用計画を踏まえた整備基本計画の策定が最も優先的に着手すべき施策である。整備基本計画により、遺構復元・表示や園路整備、便益施設、修景及び植栽整備等に順次着手していく。

エ. 運営・体制の整備のための施策

運営・体制の整備のための施策は、以下の項目である。

- (10) 行政、地域の連携による史跡の保護

行政内部における連携促進のため、関係各課との連絡会議を早急を実施していく必要がある。また、既に協力・支援を受けている各種関連団体とも協議を継続し、協同による管理・運営体制の強化を図っていく必要がある。

保存（保存管理）	短期施策	中長期施策
(1) 史跡の本質的価値の確実な保護のための適切な監視		
・遺跡に関する観察の実施	●	○
・史跡等の巡視・監視体制の強化	●	○
(2) 地域住民、行政による史跡に対する知識の向上		
・地域住民及び開発企業向け説明会の実施	○	
・現状変更手続きに関するパンフレット作成及び配布	○	
・史跡等公有化の実施	●	●
・史跡等見学会の実施		○
・史跡等の追加指定の推進		●
(3) 各種人工物等に対する適切な取扱い		
・景観法に基づく景観計画による屋外広告物の規制		○
・違反広告物の掲出に関する地域住民への予防的措置の実施		○
(4) 開発行為への適切な対応		
・地方公共団体内部におけるチェック	●	
・景観保全のためのルールづくり		○
活用		
(5) 史跡の本質的価値の伝達		
・各種ガイドブック作成	●	
・是川遺跡関連書籍データベース作成		○
(6) 史跡の本質的価値を理解するための施策		
・史跡及び縄文文化に関連する講座等の開催	●	
・史跡等調査計画の策定	●	●
・周辺開発や史跡活用等に関わる相談窓口の設置及び事前相談の受付		○
(7) 観光圧力に対する適切な対応		
・モデルコースの設定・周知		○
・ガイドの養成	●	
・既存の「観光関連施設」等に関する関係者との協議の実施		○
整備		
(8) 国内外からの観光客への対応		
・史跡の価値に対する理解促進に向けた積極的な宣伝		○
・適切な見学経路の設定		○
(9) 適切な公開活用のための施設整備		
・整備基本計画の策定	○	
・整備に向けた確認調査の実施	●	○
・整備実施計画の策定		○
・遺構復元展示・表示		○
・各種サイン計画の実施		○
・史跡等修景及び植栽の整備・管理運営		○
・「便益施設」の計画的な整備	○	
・誘導看板の整備	●	○
・住民生活に配慮した園路整備		○
・「是川縄文館」の充実		●
運営		
(10) 行政、地域の連携による史跡の保護		
・史跡などの巡視・監視体制の整備	●	○
・庁内関係各課による連絡調整会議の実施	○	
・関係・協力団体との協議による協同体制の確立	●	●

表 14 施策実施計画総括表（●は既に実施中の施策）

11. 経過観察

(1) 方向性

史跡是川石器時代遺跡のめざすべき将来像の実現に向け、本計画に定めた保存（保存管理）・活用の更なる推進とともに、史跡の本質的価値を表出させる整備を実施していく。また、これまで築いてきた各機関との協力体制を強化し、行政と市民の協同による史跡の保護・管理を実現するための体制整備を行っていく。

(2) 方法

各施策のうち、特に短期的に着手を要する施策を以下のとおり抽出し、経過観察を実施する。短期計画対象施策の着手については、概ね5年以内の事業化をめざす。

ア. 保存（保存管理）のための施策

短期的な着手が必要と考えられる事業のうち、指定地の公有化については平成26年度より実施している。今後は、未着手の保存に係る周知の事業（説明会の開催・パンフレット作成）の実施を検討していく。

イ. 活用のための施策

短期的な着手が必要と考えられる施策については、既に事業化しており、今後は事業の継続的な実施と中長期的な施策の展望を検討していくことを指標とする。

ウ. 整備のための施策

短期的な着手が必要と考えられる施策のうち、事業化されていないものは、整備基本計画の策定のみである。本保存活用計画を踏まえ、整備基本計画の策定に向けた検討を行う。

エ. 運営・体制の整備のための施策

短期的な着手が必要と考えられる施策のうち、未着手のものは庁内連絡会議の開催のみである。関係団体との協議も含め、長期的な協力体制の望ましいあり方を検討していく。

12. 関係法令(抄)

○文化財保護法(抄)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周

知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、

保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。

次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見さ

れた土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第一百七条 都道府県の教育委員会は、第二百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第二百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行う

ことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百四十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百五十五条 第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百六十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百七十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百九十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十一条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十一条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第二百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

○八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例

平成 23 年 3 月 18 日条例第 10 号

改正 平成 25 年 3 月 22 日条例第 7 号 平成 26 年 3 月 25 日条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、埋蔵文化財の調査、研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、埋蔵文化財センターを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(埋蔵文化財センターの名称及び位置)

第 2 条 埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

(2) 位置 八戸市大字是川字横山 1 番地

2 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（以下「縄文館」という。）の附属施設として、八戸市大字是川字中居 3 番地 1 に八戸市縄文学習館を置く。

(事業)

第 3 条 縄文館は、次の事業を行う。

(1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。

(2) 埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。

(3) 埋蔵文化財に関する知識の普及及び啓発に関すること。

(4) 是川遺跡の整備に関すること。

(5) その他縄文館の設置目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第 4 条 縄文館の観覧料は、別表のとおりとする。ただし、八戸市縄文学習館のみを観覧する場合の観覧料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な資料を展示する場合の観覧料は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めることができる。

3 前 2 項に規定する観覧料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料の還付)

第 5 条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により観覧できなくなったとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の減免)

第 6 条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により観覧料を減額し、又は免除することができる。

(入館の拒否等)

第 7 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 縄文館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入館を不相当と認める者

(損害賠償)

第8条 縄文館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところ
に従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会)

第9条 縄文館の円滑な運営を図るため、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会（以下
「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、縄文館の運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意
見を述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、教育委員会が定める。

追加〔平成25年条例7号〕

(史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会)

第10条 史跡是川石器時代遺跡の適切な保存管理の推進を図るため、八戸市史跡是川石器時代遺
跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、史跡是川石器時代遺跡保存管理計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討
をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、教育委員会が定める。

追加〔平成26年条例10号〕

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

一部改正〔平成25年条例7号・26年10号〕

附 則

1 この条例は、平成23年7月10日から施行する。

2 八戸市博物館条例（昭和58年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 名称 八戸市南郷歴史民俗資料館
- (2) 位置 八戸市南郷区大字島守字小山田7番地1

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第6条第1項及び第10条中「、八戸市縄文学習館」を削る。

別表八戸市縄文学習館の部を削る。

附 則（平成25年3月22日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第10号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第4条関係）

区分	観覧料	
	個人	20人以上の団体 （1人につき）
一般	250円	130円
大学生・高校生	150円	80円
中学生・小学生	50円	30円

○八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館組織等規則

平成23年7月1日教育委員会規則第12号

改正 平成24年3月29日教委規則第5号 平成26年3月31日教委規則第8号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（以下「縄文館」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 縄文館に次のグループを置く。

縄文の里整備推進グループ 埋蔵文化財グループ

（職制）

第3条 縄文館に、館長、副館長、グループリーダーその他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、縄文館に副参事、主幹及び主査を置くことができる。

一部改正〔平成24年教委規則5号〕

（職務）

第4条 館長は、上司の命を受けて縄文館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、上司の名を受けて館長を補佐し、当該職員を指揮監督する。

3 グループリーダーは、上司の名を受けて縄文館の業務に従事し、当該職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の名を受けて当該事務に従事する。

（分掌事務）

第5条 縄文館は、おおむね次に掲げる事務を分掌する。

（1）埋蔵文化財の調査、保存及び活用に関すること。

（2）是川遺跡の整備及び活用に関すること。

（3）縄文館事業に関すること。

（4）縄文館の維持管理に関すること。

（5）予算及び経理に関すること。

(事務の代決又は代行)

第6条 館長が出張その他の理由により不在であるときは、副館長がその事務を代決又は代行することができる。

2 副館長が出張その他の理由により不在であるときは、副館長が指定するグループリーダーがその事務を代決又は代行することができる。

(館長の専決事務)

第7条 館長は、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号）第7条及び八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則（平成23年八戸市教育委員会規則第11号）第8条第3項の規定に基づく縄文館の管理に関する事務を専決することができる。

全部改正〔平成26年教委規則8号〕

(副館長の専決事務)

第8条 副館長は、八戸市教育委員会事務取扱規程（昭和39年八戸市教育委員会訓令第1号）第6条各号に掲げる事務を専決することができる。

(事務の取扱い)

第9条 事務の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、八戸市教育委員会事務局の事務取扱いの例による。

附 則

この規則は、平成23年7月10日から施行する。

附 則（平成24年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教委規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○八戸市景観条例

平成 19 年 3 月 28 日 八戸市条例第 15 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における景観づくりに関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく行為の制限その他必要な事項を定め、並びに景観づくりに関する施策を講ずることにより、魅力ある景観づくりを推進し、もって市民にゆとりと潤いをもたらし、愛着と誇りの持てる都市の創造並びに次世代への継承に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「景観づくり」とは、良好な景観を保全し、又は創造することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、景観づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、第 1 項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者との協働に努めなければならない。

4 市は、公共施設の建設その他の公共事業を行う場合は、景観づくりに関して先導的役割を果たさなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、景観づくりに対して理解を深め、意識を高く持ち、主体的に参画するよう努めるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、景観づくりのために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置

第 1 節 景観計画の策定

第 6 条 市長は、法第 8 条第 1 項の景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ八戸市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 法第 11 条第 2 項の条例で定める団体は、第 20 条第 2 項の規定により認定を受けた景観推進活動団体とする。

3 市長は、法第 12 条の規定により同条の判断をしようとするときは、あらかじめ八戸市景観審議会の意見を聴かななければならない。

第 2 節 行為の制限

(届出を要する行為)

第 7 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更

- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状態を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状態を示す写真
- (3) 計画図又は施行方法を明らかにする図書
- (4) その他市長が必要と認める図書

（届出を要しない行為）

第8条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで及び第7条第1項各号に掲げる行為について、それぞれ規則で定める規模に関する要件に該当する行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの
- (3) 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの
- (4) その他規則で定める行為

（特定届出対象行為）

第9条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為のすべてとする。

（勧告等の手続）

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ八戸市景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の勧告又は命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の名あて人となる者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、当該公表の名あて人となる者の所在が判明しないときは、この限りでない。

（無届行為者に係る措置）

第11条 市長は、法第16条第1項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）をすべき者が届出をしないで行為に着手したときは、その者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告等により無届行為者（届出をしないで行為に着手した者をいう。以下同じ。）に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないことが明らかになった場合において、景観づくりを図る上で著しい支障があると認めるときは、当該無届行為者に対し、書面により、当該行為を景観計画に定められた当該行為についての制限に適合させるために必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 前条第1項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第2項及び第3項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等)

第12条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ八戸市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときについて準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第13条 法第25条第2項の景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物に消火器、消火栓その他必要な消火設備を設けること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等)

第14条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ八戸市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときについて準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第15条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木について、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木について、必要な剪定等の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第3章 景観づくりに関する施策

第1節 景観推進協定

(景観推進協定の締結及び認定)

第16条 景観計画区域内における一定の区域内に存する土地又は建築物等の所有者若しくは管理者並びにこれらについて使用することができる権利を有する者で所有者の承諾を得たものは、当該区域内における景観づくりに寄与する協定（以下「景観推進協定」という。）を締結し、規則で定めるところにより、市長にその認定を申請することができる。

2 景観推進協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 景観推進協定の名称

(2) 景観推進協定の目的

(3) 景観推進協定の区域

(4) 代表者

(5) 景観推進協定を締結した者の氏名及び住所

(6) 景観推進協定の有効期間

- (7) 景観づくりのための次に掲げる事項のうち、必要なもの
- ア 建築物の敷地、規模又は形態意匠に関する基準
 - イ 工作物の規模又は形態意匠に関する基準
 - ウ 敷地の緑化に関する事項
 - エ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
 - オ その他景観づくりに関する事項

(8) その他必要な事項

3 市長は、第1項の規定による景観推進協定の認定の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該景観推進協定の認定をすることができる。

- (1) 景観推進協定の内容が景観づくりに資すること。
- (2) 景観推進協定の内容が一定期間において継続が可能であること。
- (3) 景観推進協定の区域内において、新たに当該景観推進協定に参加しようとする者に対し、それを排除するものでないこと。

4 市長は、前項の規定により景観推進協定の認定をしようとするときは、あらかじめ八戸市景観審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、景観推進協定の認定をしたときは、その旨を公示するものとする。

(認定景観推進協定の変更)

第17条 前条第3項の認定を受けた景観推進協定（以下「認定景観推進協定」という。）を締結した者は、当該認定景観推進協定を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定景観推進協定を締結した者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の認定について準用する。

(認定景観推進協定の廃止)

第18条 認定景観推進協定を締結した者は、当該認定景観推進協定を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(認定景観推進協定の認定の取消し)

第19条 市長は、認定景観推進協定が第16条第3項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を公示するものとする。

第2節 景観推進活動団体

(景観推進活動団体の認定)

第20条 景観計画区域内において景観づくりに寄与する自主的な活動を行う団体（以下「景観推進活動団体」という。）は、規則で定めるところにより、当該景観推進活動団体の認定を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による景観推進活動団体の認定の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該景観推進活動団体の認定をすることができる。

- (1) 景観推進活動団体の活動の内容が景観づくりに資すること。

(2) 景観推進活動団体の活動の内容が一定期間において継続が可能であること。

(3) 景観推進活動団体の活動の内容が他の市民等に対し不利益を与えるものでないこと。

3 市長は、前項の規定により景観推進活動団体の認定をしようとするときは、あらかじめ八戸市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、景観推進活動団体を認定したときは、その旨を公示するものとする。

(認定景観推進活動団体の廃止)

第 21 条 前条第 2 項の認定を受けた景観推進活動団体(以下「認定景観推進活動団体」という。)は、当該認定景観推進活動団体を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(認定景観推進活動団体の認定の取消し)

第 22 条 市長は、認定景観推進活動団体が第 20 条第 2 項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を公示するものとする。

第 3 節 支援及び助成

第 23 条 市長は、景観重要建造物若しくは景観重要樹木の所有者及び管理者又は法第 81 条第 1 項の景観協定を締結した者、認定景観推進協定を締結した者若しくは認定景観推進活動団体に対して、景観づくりに関する技術的な支援をし、又は経費の一部を助成することができる。

第 4 節 表彰及び啓発

(表彰)

第 24 条 市長は、景観づくりに寄与していると認められる建築物その他の物件に係る所有者、設計者等及び景観づくりに係る活動を行う市民等を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰をしようとするときは、あらかじめ八戸市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(啓発)

第 25 条 市長は、市民及び事業者の景観に対する意識を高めるため、必要な情報の提供、景観学習の場の提供等の施策を講じなければならない。

第 4 章 景観審議会

第 26 条 この条例及び八戸市屋外広告物条例(平成 19 年八戸市条例第 60 号)第 19 条の規定によりその権限に属することとされた事務を処理するほか、市長の諮問に応じ景観づくりに関する事項を調査審議するために、八戸市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 知識経験のある者

(2) 公募に応じた者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、景観づくりに関し専門的な調査審議を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

7 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第24条及び第26条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている八戸市景観計画は、第6条第1項の規定により策定された景観計画とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する行為のうち法及び青森県景観条例（平成8年青森県条例第2号）の規定により施行日前に青森県知事に届出を行った行為については、この条例の規定を適用しない。

4 施行日から平成19年7月31日までの間に着手する行為のうち、法及び青森県景観条例第13条第2項の規定により届出を要さない行為で法及びこの条例の規定による届出を要する行為については、法及びこの条例の規定にかかわらず届出を要しない。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

「健康福祉審議会」の委員別表第1及び別表第2中「健康福祉審議会の委員」を「景観審議会の委員」に改める。

附 則（平成19年八戸市条例第60号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(八戸市景観条例の一部改正)

6 八戸市景観条例（平成19年八戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「条例」を「条例及び八戸市屋外広告物条例（平成19年八戸市条例第60号）第19条」に改める。

○八戸市景観条例施行規則（抜粋）

平成 19 年 3 月 28 日規則第 6 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)及び八戸市景観条例(平成 19 年八戸市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「工作物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（第 4 号の支持物に該当するものを除く。）
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）
- (5) 物見塔、電波塔その他これらに類するもの
- (6) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (8) 自動車車庫の用に供する立体的施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス又は穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設
- (12) 橋りょうその他これに類するもの

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(行為の届出)

第 3 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出をしようとする者は、景観計画区域内行為(変更)届出書(別記第 1 号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書(法第 16 条第 2 項の規定による届出にあつては、変更に係る図書)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。)第 1 条第 2 項各号に掲げる図書
- (2) 条例第 7 条第 1 項各号に掲げる行為にあつては、同条第 2 項各号に掲げる図書

2 前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める様式により市長に届け出なければならない。

- (1) 当該届出に係る行為の完了の日前に氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。氏名等変更届(別記第 2 号様式)
- (2) 当該行為を取りやめたとき。景観計画区域内行為取りやめ届(別記第 3 号様式)

3 市長は、第 1 項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、その届出をした者に対し、その旨を景観計画区域内行為(変更)届出書の副本により通知するものとする。

(届出を要しない行為)

第 4 条 条例第 8 条第 1 号の規則で定める規模に関する要件は、別表に定めるとおりとする。

第5条 条例第8条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの（新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが10メートル又は建築面積が1,000平方メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。）
- (2) 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
- (3) 仮設の建築物又は工作物で、存続期間が90日を超えないものの新築若しくは新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (4) 次に掲げる屋外における物件の堆積
 - ア 物件の堆積の用に供する土地の使用期間が90日を超えない場合の当該土地における物件の堆積
 - イ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での物件の堆積

第6条 条例第8条第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項の規定による許可及び同法第10条の8第1項又は第15条の規定による届出に係る行為
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可に係る土地区画整理事業の施行に係る行為
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による許可に係る行為
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定による届出に係る行為で市長が指定するもの
- (6) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第6条第4項に規定する特定認定に係る同条第1項に規定する森林保健機能増進計画に従って行う行為

第7条 条例第8条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 青森県立自然公園条例（昭和36年青森県条例第58号）第7条第2項の規定による認可、同条例第10条第3項の規定による許可及び同条例第12条第1項の規定による届出に係る行為
- (2) 青森県自然環境保全条例（昭和48年青森県条例第31号）第17条第4項の規定による許可及び同条例第19条第1項、第24条第1項又は第30条第1項の規定による届出に係る行為
- (3) 青森県文化財保護条例（昭和50年青森県条例第46号）第18条第1項又は第42条第1項の規定による許可及び同条例第19条第1項（同条例第43条において準用する場合を含む。）又は第32条第1項の規定による届出に係る行為
- (4) 八戸市文化財保護条例（昭和32年八戸市条例第18号）第16条の規定による承認に係る行為
- (5) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (6) 専ら地盤面下又は水面下において行う行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

(公表)

第8条 条例第10条第2項の規定による公表は、公告及び広報等への掲載の方法により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による通知は、公表通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(国等の行為に係る通知)

第9条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(別記第5号様式)に第3条第1項各号に掲げる図書を添えて市長に提出して行うものとする。

第10条～第16条 省略

(景観推進協定の認定の申請等)

第17条 条例第16条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、景観推進協定認定申請書(別記第13号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 条例第16条第2項各号に掲げる事項を記載した協定書(次条第1項において「協定書」という。)の写し

(2) 景観推進協定の区域を示す図面

2 市長は、条例第16条第3項の規定により認定をしたときは、景観推進協定認定通知書(別記第14号様式)により申請者に通知するものとする。

(認定景観推進協定の変更の認定の申請等)

第18条 条例第17条第1項の規定により認定景観推進協定の変更の認定を受けようとする者は、認定景観推進協定変更認定申請書(別記第15号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の協定書の写し

(2) 景観推進協定の区域を示す図面(認定景観推進協定の区域を変更した場合に限る。)

2 条例第17条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第16条第2項第4号又は第5号に掲げる事項の変更その他市長が認める変更とする。

3 条例第17条第2項の規定により届出をしようとする者は、認定景観推進協定変更届出書(別記第16号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、条例第17条第3項の規定により準用される条例第16条第3項の規定により認定をしたときは、景観推進協定変更認定通知書(別記第17号様式)により申請者に通知するものとする。

(認定景観推進協定の廃止の届出)

第19条 条例第18条第1項の規定により届出をしようとする者は、認定景観推進協定廃止届出書(別記第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(景観推進活動団体の認定の申請等)

第20条 条例第20条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、景観推進活動団体認定申請書(別記第19号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 景観推進活動団体の規約(以下この条において「規約」という。)

(2) 景観推進活動団体の構成員及び役員の名及び住所を記した書類(以下この条において「構成員名簿」という。)

2 市長は、条例第20条第2項の規定により認定をしたときは、景観推進活動団体認定通知書(別記第20号様式)により申請者に通知するものとする。

3 条例第 21 条第 1 項に規定する認定景観推進活動団体は、第 1 項の規定による認定の申請に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、認定景観推進活動団体変更届出書（別記第 21 号様式）及び次に掲げる書類により、その旨を市長に届け出なければならない。

（1）変更後の規約（規約を変更した場合に限る。）

（2）変更後の構成員名簿（景観推進活動団体の構成員又は役員の氏名若しくは住所に変更があった場合に限る。）

（認定景観推進活動団体の廃止の届出）

第 21 条 条例第 21 条第 1 項の規定により届出をしようとする者は、認定景観推進活動団体廃止届出書（別記第 22 号様式）を市長に提出しなければならない。

第 22 条～第 27 条 省略

（補則）

第 28 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条から第 27 条までの規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式～第 22 号様式 省略

別表（第4条関係）

行為の種類	規模に関する要件	
1 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては増築後の高さを、改築にあつては改築後の高さをいう。3の項において同じ。）が10メートル以下で、かつ、建築面積（増築にあつては増築後の建築面積を、改築にあつては改築後の建築面積をいう。）が1,000平方メートル以下のもの	
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 1の項の規模に関する要件に該当する建築物に係るもの (2) 1の項の規模に関する要件に該当しない建築物に係るもので、外観（外壁に相当する部分をいい、屋根を除く。）に係る面積の合計の2分の1に相当する面積以下のもの	
3 工作物の新設、増築、改築又は移転	ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物に係るもの	高さが5メートル以下のもの
	イ 第2条第1項第2号に掲げる工作物に係るもの	高さが13メートル以下のもの
	ウ 第2条第1項第3号に掲げる工作物に係るもの	
	エ 第2条第1項第4号に掲げる工作物に係るもの	
	オ 第2条第1項第5号に掲げる工作物に係るもの	高さが20メートル以下のもの
	カ 第2条第1項第6号に掲げる工作物に係るもの	高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。）が13メートル以下のもの
	キ 第2条第1項第7号に掲げる工作物に係るもの	
	ク 第2条第1項第8号に掲げる工作物に係るもの	
	ケ 第2条第1項第9号に掲げる工作物に係るもの	
	コ 第2条第1項第10号に掲げる工作物に係るもの	
	サ 第2条第1項第11号に掲げる工作物に係るもの	
	シ 第2条第1項第12号に掲げる工作物に係るもの	
4 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 3の項の規模に関する要件に該当する工作物に係るもの (2) 3の項の規模に関する要件に該当しない工作物に係るもので、外観に係る面積の合計の2分の1に相当する面積以下のもの	
5 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、法面の高さが5メートル以下のもの	
6 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	土地の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、法面の高さが5メートル以下のもの	
7 木竹の伐採	面積が1,000平方メートル以下のもの	
8 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが5メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの	
9 水面の埋立て又は干拓	水面の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、法面の高さが5メートル以下のもの	

史跡是川石器時代遺跡保存活用計画書

発行日：2016年3月31日

編集・発行：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

〒031-0023 青森県八戸市大字是川字横山1

TEL 0178-38-9511 Fax0178-96-5392

印刷：株式会社帆風 八戸センター

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地 1-5-2

TEL 0178-20-1335 Fax0178-21-1310

